

第7期福生市地域福祉計画案 (答申)

令和7年10月22日

目次

総論	1
第1章 計画の策定に当たって	2
1. 策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	9
4. 策定の体制	10
第2章 福生市の地域福祉を取り巻く現状と課題	13
1. 統計データに基づく福生市の現状	13
2. 基礎調査等から見る市民意識	25
3. 策定に関する課題	49
第3章 計画の基本的な考え方	52
1. 基本理念	52
2. 基本目標	57
3. 施策体系	58
第4章 計画の推進体制	59
1. 圏域の捉え方・各主体の役割	59
2. 計画の進捗管理	62
各論Ⅰ 重層的支援体制整備事業実施計画	63
第1章 重層的支援体制整備事業について	64
1. 重層的支援体制整備事業の概要	64
2. 重層的支援体制整備事業における役割	69
3. 基本方針	70
第2章 重層的支援体制整備に向けた取組	72
1. 包括的相談支援体制の構築	72
2. 地域福祉コーディネーターの配置と活用	74
3. 包括化・重層化による伴走支援	76
4. 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり	79
各論Ⅱ 基本施策	81
基本目標1 地域の支え合い・担い手づくり	82
施策の方向性（1）地域に目を向け参加・参画する人の増加	82
施策の方向性（2）NPO・ボランティア活動等の支援	84
施策の方向性（3）地域の活動基盤の充実	86
施策の方向性（4）人権尊重と心のバリアフリーの推進	88
基本目標2 安心して住み続けられる地域づくり	92

施策の方向性（１）権利を守るための支援【福生市成年後見制度利用促進基本計画】	92
施策の方向性（２）犯罪や非行から立ち直るための支援【福生市再犯防止推進計画】	98
施策の方向性（３）安全安心な地域づくりの推進	102
基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり	106
施策の方向性（１）総合的な相談支援体制の充実	106
施策の方向性（２）情報提供体制の充実	109
施策の方向性（３）地域福祉の推進体制の強化	112
資料編	114

総論

第1章 計画の策定に当たって

1. 策定の背景と趣旨

我が国では、高齢化・人口減少が進行し、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年6月閣議決定)において、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を目指す「地域共生社会」の理念が示されました。

また、平成 30 年4月の社会福祉法の一部改正により、都道府県及び市町村における地域福祉計画の策定が努力義務とされるとともに、福祉の各分野における「上位計画」として位置づけられました。

さらに、令和2年6月公布の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、市町村の包括的な支援体制の構築の支援が明記され、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

このような中、少子高齢化と世帯の少人数化の進行、価値観の多様化、そして、新型コロナウイルス感染症の世界的流行などの影響もあり、地域のつながりの希薄化が依然、課題となっています。また、ひきこもり、8050 問題、ヤングケアラーをはじめ、複雑化・複合化するニーズへの対応も重要な課題となっています。

福生市においては、令和3年度から5年間を期間とする「第6期福生市地域福祉計画」を策定し、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を目指し、取組を進めてきました。また、同時に「第4期福生市バリアフリー推進計画」を策定し、全ての人にやさしい施設の整備や、全ての人がバリアフリー化の促進について理解し協力を惜しまない社会の実現を目指して計画を推進してきました。

「第6期福生市地域福祉計画」では、新たに「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「福生市成年後見制度利用促進基本計画」と、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく、「福生市再犯防止推進計画」を位置づけ、判断能力が十分でない市民が成年後見制度を円滑に利用するための体制づくりや、再犯防止に向けた取組を進めてきました。

さらに、令和6年 10 月には、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、福生市における「重層的支援体制整備事業」を実施する体制づくりに取り組んでいます。

この度、「第6期福生市地域福祉計画」が令和7年度をもって終了することから、これまでの施策の評価と課題、福生市の福祉を取り巻く情勢を踏まえ、「第7期福生市地域福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 福生市地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、社会福祉法において、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を定める、福祉分野の上位計画として位置づけられており、各分野に共通する考え方を示しています。

福生市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、地域共生社会の実現に向けて、福生市における地域福祉の推進に向けた基本的な理念や方向性を示すものです。

地域福祉計画の策定に当たっては、地域生活課題を踏まえながら、「目指す地域の姿」を明らかにするとともに、その実現に向けた地域福祉を推進するための目標を設定し、目標の達成のための体制・組織、仕組みや資源の整備を定め、計画的に進めることが必要となります。

(2) 第7期福生市地域福祉計画に包含する計画について

地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられていることを踏まえ、地域福祉計画が目指す地域共生社会の実現に向けた取組を一体的に推進するため、次の計画を包含することとします。

● 福生市重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業実施計画とは、市民が抱える複雑化・複合化した生活課題に対応するため、横断的に包括的な支援体制を構築するために定める計画です。

福生市重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第 106 条の5に規定する重層的支援体制整備事業実施計画として策定します。

なお、本計画においては、各論Ⅰを「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」に位置づけ、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための取組を推進します。

● 福生市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画とは、判断能力が不十分な人の権利擁護を目的に、成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に展開するための計画です。

福生市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する成年後見制度利用促進基本計画として策定します。策定に当たっては、国が策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」との整合を図ります。

なお、本計画においては、各論Ⅱ「基本目標 2 施策の方向性（1）権利を守るための支援」を「福生市成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけ、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援の体制整備のための施策を推進します。

● 福生市再犯防止推進計画

再犯防止推進計画とは、犯罪をした人等が、社会で孤立することなく、国民の理解と協力を得て、円滑に社会に復帰できるようにすることを目指し、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

福生市再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する地方再犯防止推進計画として策定します。策定に当たっては、国が策定した「第二次再犯防止推進計画」及び都が策定する「第二次東京都再犯防止推進計画」との整合を図ります。

なお、本計画においては、各論Ⅱ「基本目標2 施策の方向性(2)犯罪や非行から立ち直るための支援」を「福生市再犯防止推進計画」と位置づけ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等に対し、必要な支援等を適切に提供し、地域での生活を可能とするための施策を推進します。

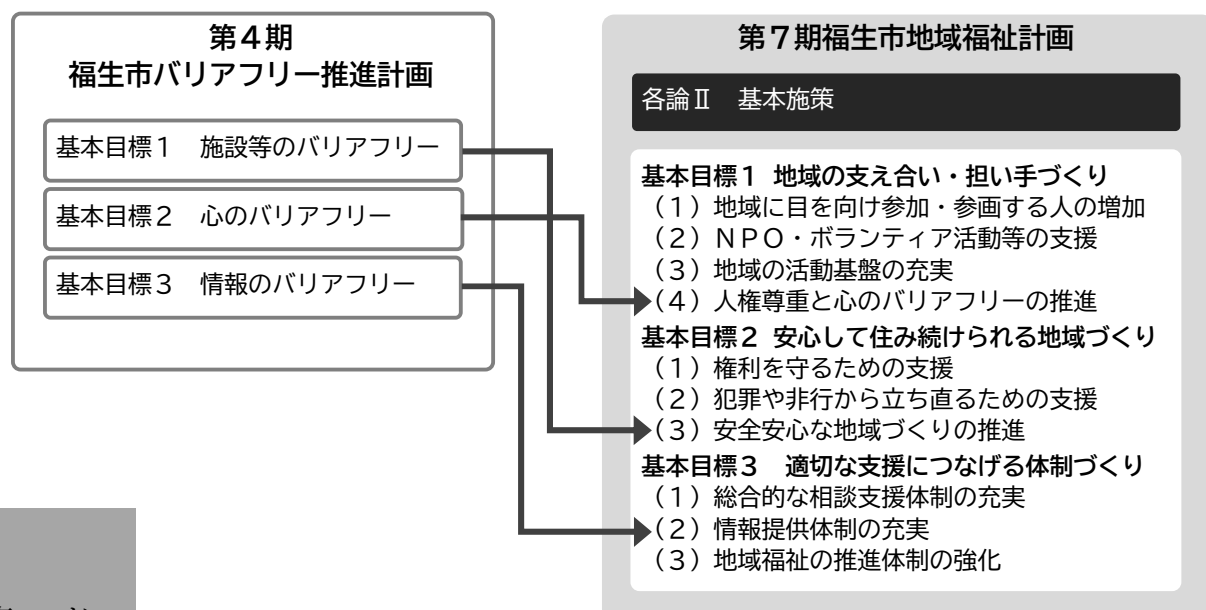
● 福生市バリアフリー推進計画

福生市バリアフリー推進計画は、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを推進するとともに、全ての人の個性や人権が尊重され、自由に参画できる地域社会の実現を目指し、策定するものです。

従前は個別の計画として策定していましたが、令和7年度に第4期福生市バリアフリー推進計画の計画期間が満了することに伴い、次期計画の策定に当たって、地域福祉計画とその理念を共有し、密接に連携しながら施策を展開することを目的に、令和8年度を始期とする本計画に包含するものです。策定に当たっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)の示す基本理念を共有するとともに、東京都福祉のまちづくり条例との整合を図ります。

なお、本計画では、第4期福生市バリアフリー推進計画に掲げた各基本目標を、次の図のとおり、各基本目標に掲げる施策の方向性の中の施策として位置づけて推進します。

【第7期福生市地域福祉計画における福生市バリアフリー推進計画の位置づけ】



(3) 福生市総合計画（第5期）との関係

「福生市総合計画(第5期)」では、基本構想において目指すまちの姿「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」の実現のため、以下の5つの行動指針を設定しています。

生み出す

これまで地域にあったもの、考え方、関係性、活力を基に新たな展開を創り出すことを指し、取組によって生み出されたものの存在が新しい福生市の価値を創り出すことにつながります。

守る

福生市に受け継がれている想いの^{たすき}襷を大事にすることや福生市に関わるものを犯罪、災害、事故などの脅威から遠ざけることを指し、福生市の誇りを大事にし、安心して生活できるまちの環境整備につながります。

育てる

福生市に関わるものが成長・発展できるように力を注ぐこと、また、能力を発揮できることを指し、福生市でできることの範囲と将来の選択肢を広げることにつながります。

豊かにする

福生市に関わるひとの考え方や生活、そして、それを取り巻く環境を多様化し、充実させることを指し、「ひと」、「まち」、「くらし」の水準を引き上げ、日々の暮らしをより良いものにつな갑니다。

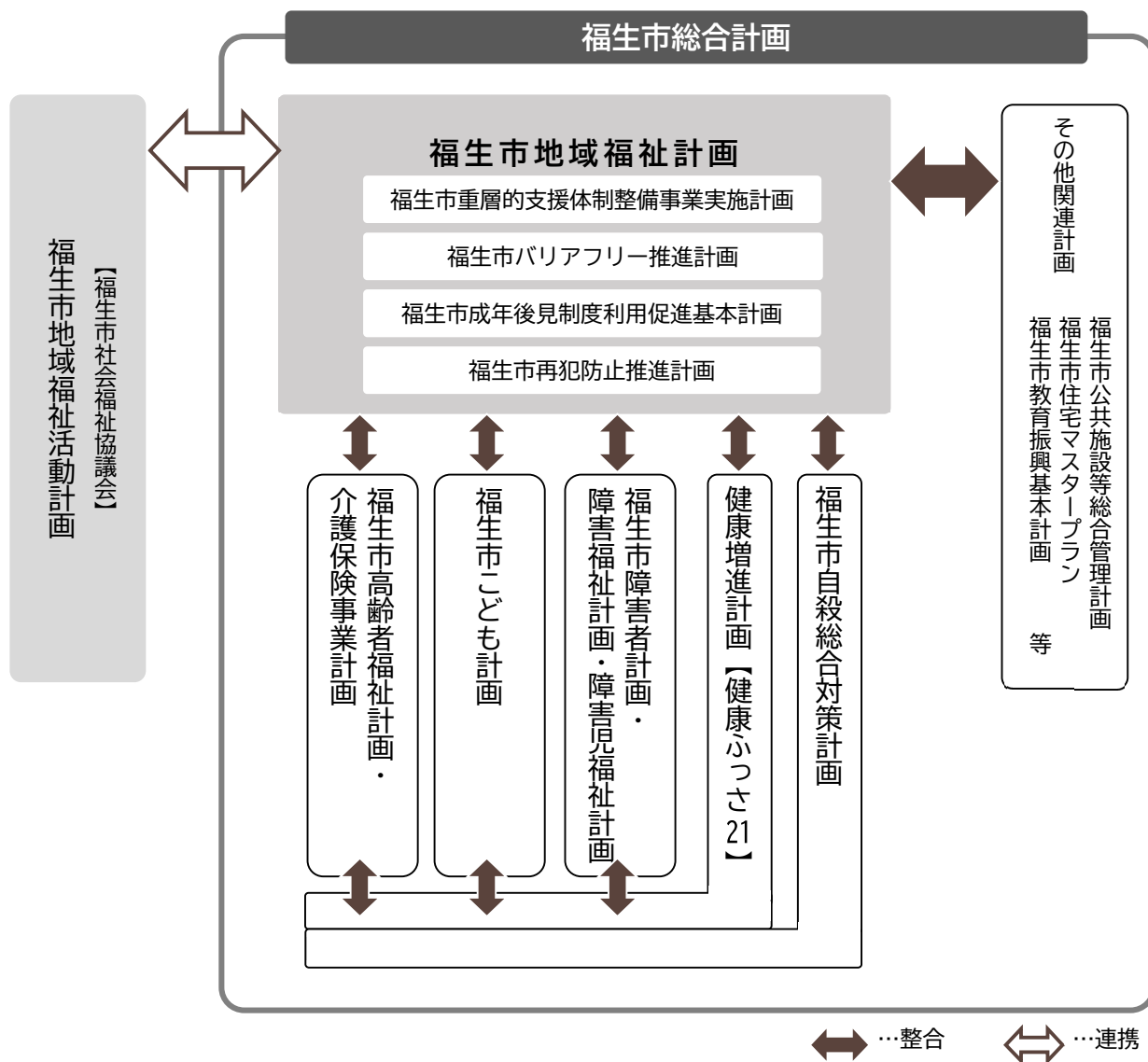
つなぐ

福生市に関わるもの同士を切れないように保つこと、現在から将来に続く流れが途切れないように保つこと、離れているもの同士を引き合わせることを指し、その輪を広げていくことにつながります。

福生市地域福祉計画も、この5つの行動指針に基づき、福祉施策を推進するための計画として策定します。

(4) 市の主要な計画及び関連計画との関係

福生市地域福祉計画は、福生市の関連する各種計画等との整合を図るとともに、福生市社会福祉協議会が策定する「福生市地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。



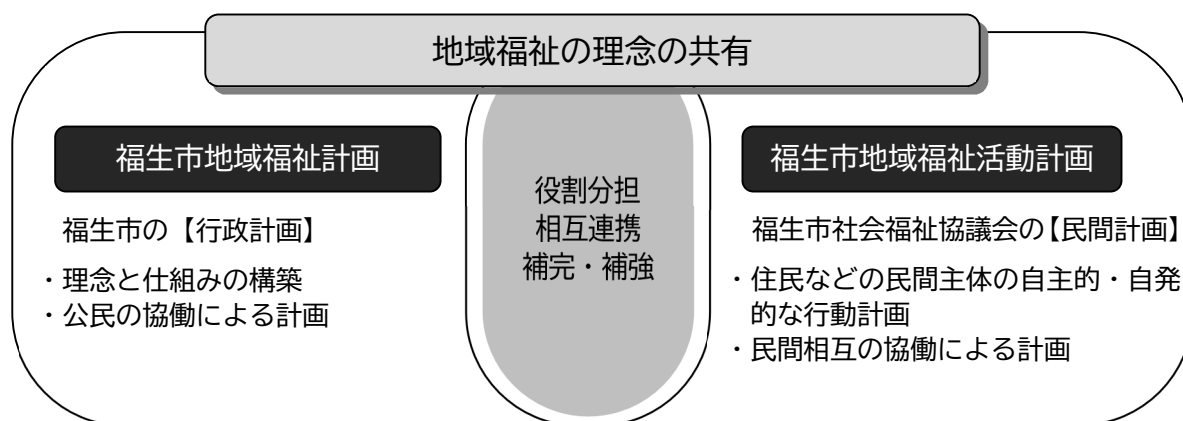
(5) 福生市地域福祉活動計画との関係

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となり、地域を構成する住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・福祉・教育などの関係機関とともに相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画とともに地域福祉の推進を目指すものであるため、福生市と福生市社会福祉協議会が基本理念、基本目標を共有し、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら地域福祉を進めていきます。

「福生市地域福祉計画」は地域福祉を進めるための「理念」や「仕組み」を、「福生市地域福祉活動計画」は地域福祉を進める住民主体の自主的・自発的な行動計画を定めた計画です。

■福生市地域福祉計画と福生市地域福祉活動計画の関係



(6) SDGs との関係

SDGs(持続可能な開発目標 エスディージーズ)は、「Sustainable Development Goals」を省略したもので、平成 27 年9月に国連サミットで採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱えるさまざまな問題の解決を目指し、平成 28 年から令和 12 年までを期間として、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。福生市では、福生市総合計画(第5期)後期基本計画において、各施策とSDGsの 17 のゴールの関連性を示しています。

このことを踏まえ、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、特に次のゴールの実現を見据えて、本計画に位置づける各施策の推進を図ります。

 1 貧困をなくそう	目標1〔貧困〕 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。	 8 働きがいも経済成長も	目標8〔経済成長と雇用〕 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
 3 すべての人に健康と福祉を	目標3〔保健〕 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 10 人や国の不平等をなくそう	目標10〔不平等〕 国内及び各国家間の不平等を是正する。
 4 質の高い教育をみんなに	目標4〔教育〕 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	 11 住み続けられるまちづくりを	目標11〔持続可能な都市〕 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5〔ジェンダー〕 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	 16 平和と公正をすべての人に	目標16〔平和〕 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

出典:外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」(平成29年3月)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
福生市総合計画（第5期） （令和2年度～11年度）									
第6期福生市地域福祉計画 （令和3年度～令和7年度） 福生市成年後見制度利用促進基本計画 福生市再犯防止推進計画					第7期福生市地域福祉計画 （令和8年度～令和12年度） 福生市重層的支援体制整備事業実施計画 福生市成年後見制度利用促進基本計画 福生市再犯防止推進計画 福生市バリアフリー推進計画				
第4期福生市バリアフリー推進計画 （令和3年度～令和7年度）									
福生市重層的支援体制整備事業 実施計画（令和7年度）									

4. 策定の体制

本計画は、次の体制で策定を行いました。

【第7期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査（令和6年度）】

第7期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査（以下「基礎調査」という。）を令和6年度に実施しました。

● アンケート調査

市民や地域の実態を把握し、施策や計画の評価指標を検討する基礎資料となることを目的として、アンケート調査を実施しました。

	市民調査 (18歳以上の市民 3,000人)	地域福祉関連団体調査 (123団体)
調査方法	・郵送配付 ・郵送又はWEB調査での回答を自由選択 ・やさしい日本語版の回答フォームの作成	・郵送配付 ・郵送での回収
実施期間	令和6年11月7日～11月25日 ※12月9日受付分までを反映	令和6年10月10日～10月27日 ※11月12日受付分までを反映
回収結果	3,000件配付、回収数967件、回収率32.2%	123件配付、回収数82件、回収率66.7%

● ヒアリング調査

地域福祉関連団体アンケート調査に回答のあった団体のうち14団体に聞き取り調査を依頼し、日程調整の結果、11団体への調査を実施しました。

調査方法：グループヒアリング

実施日	聞き取り団体
令和6年 12月26日	●特定非営利活動法人インクルージョンセンター東京オレンヂ（NPO・ボランティア団体） ●福生市小地域福祉活動鍋一福祉地区「うめぐみ」（地域活動団体） ●合同会社つぼみ（福祉事業者）
令和7年 1月7日	●電話に依る傾聴ボランティアの会「なごみ」（NPO・ボランティア団体） ●労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団（福祉事業者） ●楓ケアプランセンター（福祉事業者） ●特定非営利活動法人ヒューマンケア（NPO・ボランティア団体） ●障がい児・者と家族の会ぶくぶく（障害者団体）
令和7年 1月10日	●みんなの食堂ママごはん（NPO・ボランティア団体） ●傾聴ボランティア“ハピネス”（NPO・ボランティア団体） ●社会福祉法人あすはの会（福祉事業者）

【計画策定(令和7年度)】

● 附属機関の体制

名称	福生市地域福祉推進委員会
構成員	学識経験者及び福祉保健関係機関、医療関係機関、ボランティア団体、公募による市民、社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表
開催回数	6回
実施内容	・福生市長から諮問を受け、計画の内容について委員会において協議を行った後、福生市長に対して答申を実施 ・福生市から委員会に対し、パブリックコメントを踏まえた対応について報告

● 庁内の体制

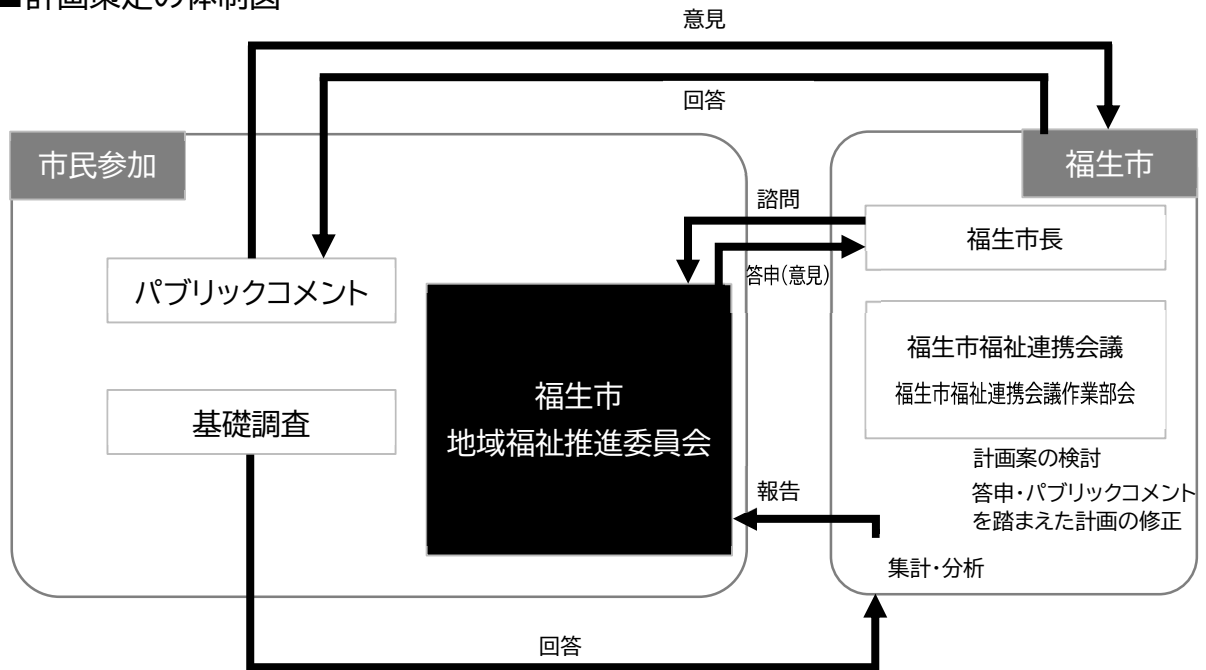
名称	福生市福祉連携会議
構成員	関係する部門の課長職
開催回数	2回
実施内容	計画策定のための協議

名称	福生市福祉連携会議作業部会
構成員	関係する部門の係長職
開催回数	2回
実施内容	計画策定のための協議

● パブリックコメント（市民意見公募）

実施内容	・福生市地域福祉推進委員会からの答申を踏まえて作成した計画案を公表し、市民からの意見募集を実施
実施期間	令和7年12月～令和8年1月
実施方法	・市内公共施設等での閲覧及び市ホームページでの掲載 ・持参、郵送、FAX、オンラインのいずれかの方法で意見を受付
意見の反映	・令和8年2月に、市民から寄せられた意見に対し、必要に応じて内容の修正 ・意見の内容と、それに対する市の考え方を公表

■計画策定の体制図



第2章 福生市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 統計データに基づく福生市の現状

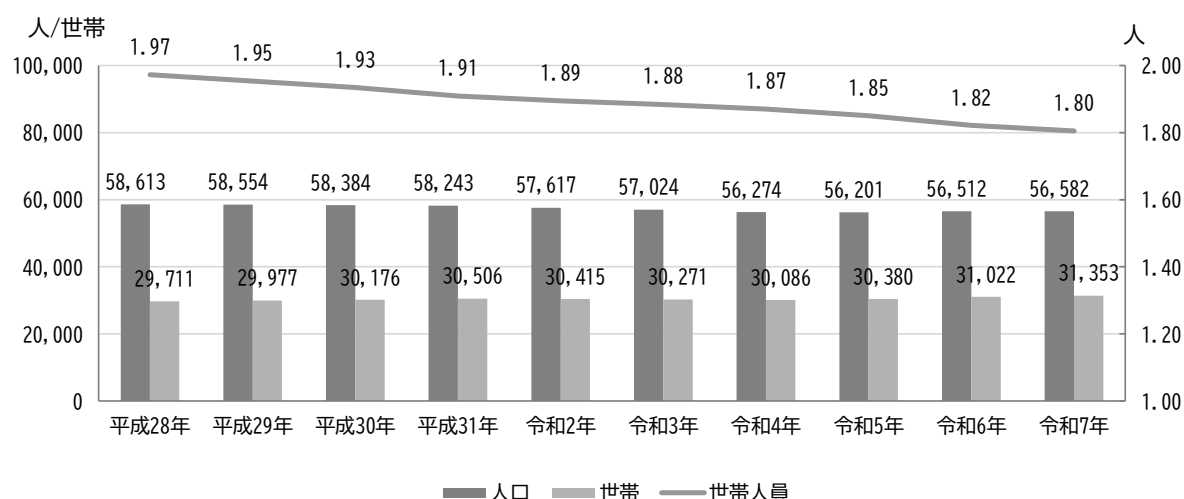
統計データから把握される福生市の状況をまとめています。なお、割合を示す統計は小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計しても 100.0%にならない場合があります。

(1) 人口・世帯の状況

● 人口・世帯の推移

福生市の総人口をみると、令和5年まで減少傾向にありましたが、以降は増加し、令和7年時点で 56,582 人となっています。

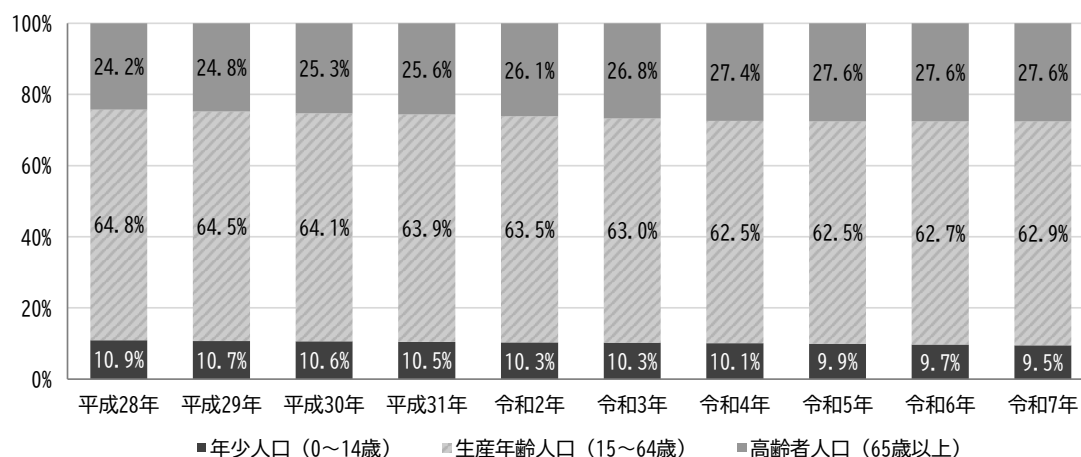
世帯数も同様に令和5年以降増加しており、世帯人員は平成 28 年の 1.97 人から令和7年の 1.80 人へと減少しています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

● 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口割合は年々減少しています。生産年齢人口割合は令和5年まで減少傾向にありましたが、近年増加がみられます。高齢者人口割合は近年横ばいとなっています。



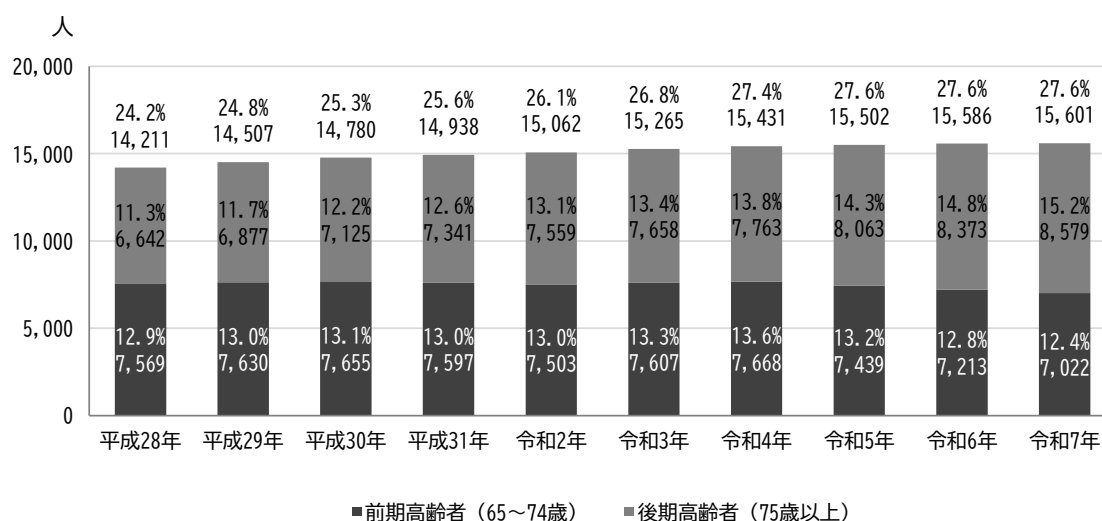
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

（２）高齢者の状況

● 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、増加傾向にあり、令和7年時点で 15,601 人、総人口の 27.6%となっています。

内訳をみると、前期高齢者は増減を繰り返しながら近年は減少している一方、後期高齢者は一貫して増加傾向にあります。

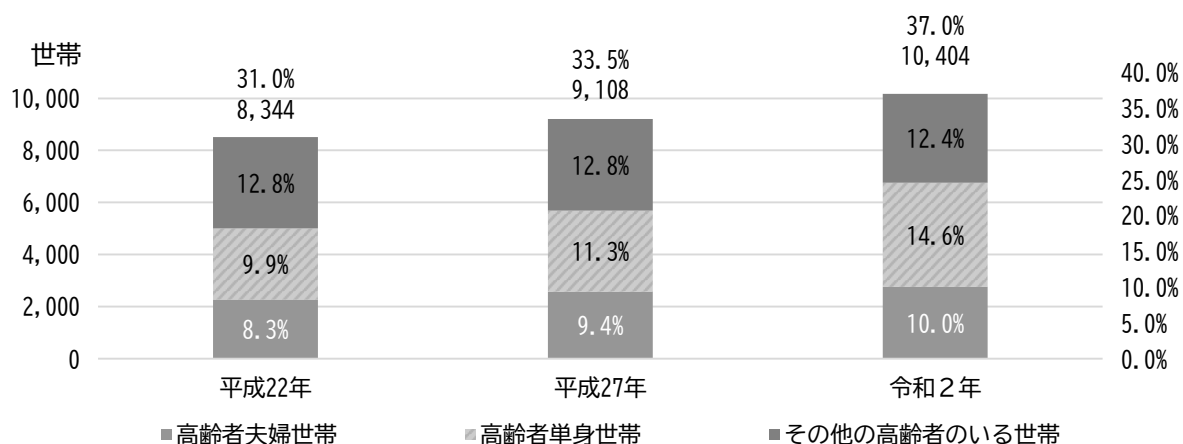


※各区分で割合を算出し、小数点以下第2位で四捨五入しているため足し合わせても合計値と一致しない場合がある。

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

● 高齢者のいる世帯数の推移

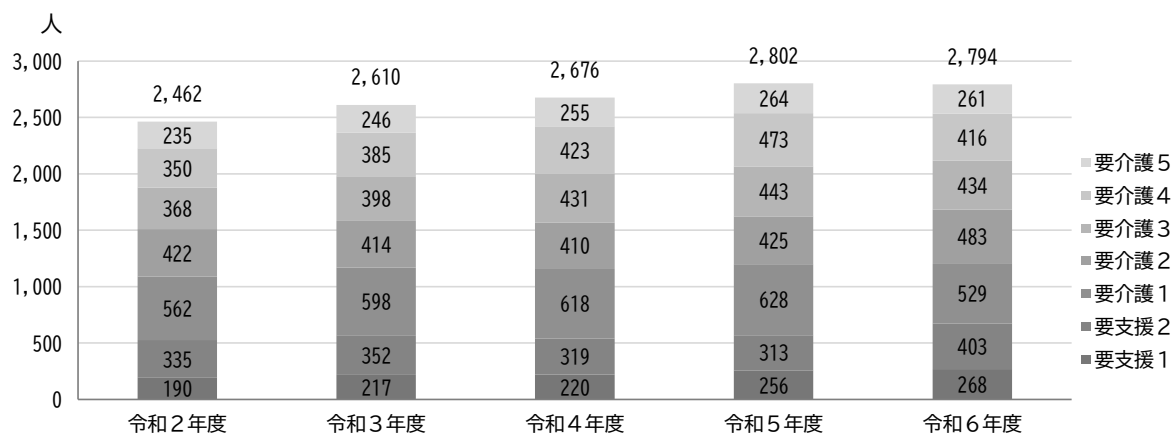
高齢者のいる世帯数をみると、令和2年時点では 10,404 世帯、一般世帯数に占める割合は 37.0%となっています。内訳をみると、特に高齢者単身世帯の伸びが大きくなっています。



資料：国勢調査

● 要介護・要支援認定者数の推移

要介護・要支援認定者数の推移をみると、令和5年度まで年々増加しており、令和6年度時点で 2,794 人となっています。



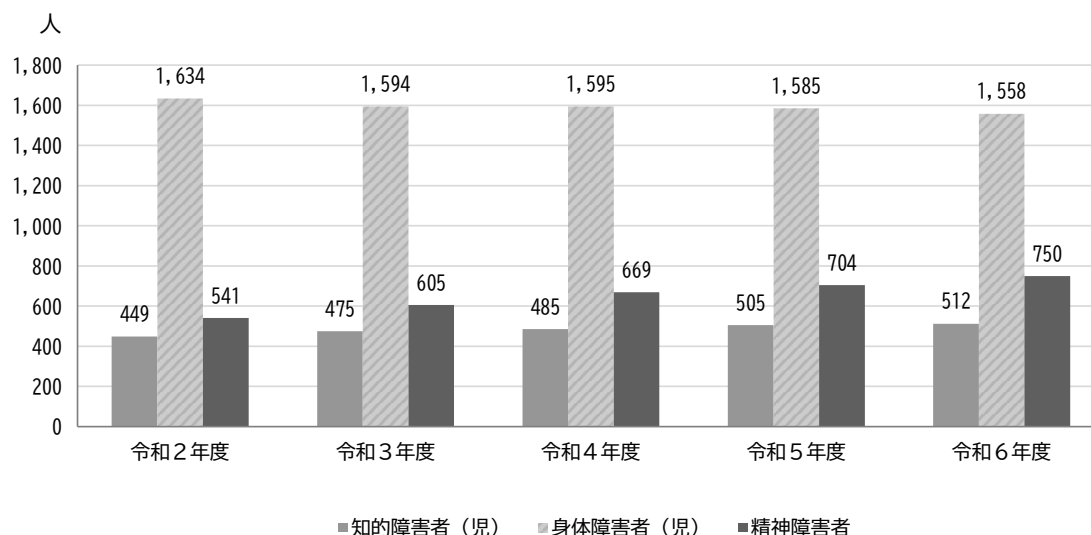
資料：事務報告書(各年度)

音声コード

(3) 障害のある人の状況

● 障害者手帳登録者の推移

障害者手帳登録者数の推移をみると、身体障害者(児)手帳はおおむね減少傾向にありますが、知的障害者(児)、精神障害者は増加傾向にあります。



資料:事務報告書(各年度)

● 身体障害者(児)手帳登録者数

令和6年度における身体障害者(児)手帳登録者数は、肢体不自由が685人、視覚障害が124人、聴覚障害・言語障害が183人、内部障害が566人、合計で1,558人となっています。

(単位:人)

等級	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害・言語障害	内部障害	計
1級	130	32	-	344	506
2級	127	49	41	8	225
3級	120	7	26	55	208
4級	204	9	52	159	424
5級	68	20	0	-	88
6級	36	7	64	-	107
計	685	124	183	566	1,558

※該当する等級がないものは「-」と表示

資料:事務報告書(令和6年度)

● 知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数

令和6年度における知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数は、1度（最重度）が11人、2度（重度）が109人、3度（中度）が106人、4度（軽度）が286人、合計で512人となっています。

（単位：人）

1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）	計
11	109	106	286	512

資料：事務報告書（令和6年度）

● 精神障害者保健福祉手帳登録者数

令和6年度における精神障害者保健福祉手帳登録者数は、1級が50人、2級が396人、3級が304人、合計で750人となっています。

（単位：人）

1級	2級	3級	計
50	396	304	750

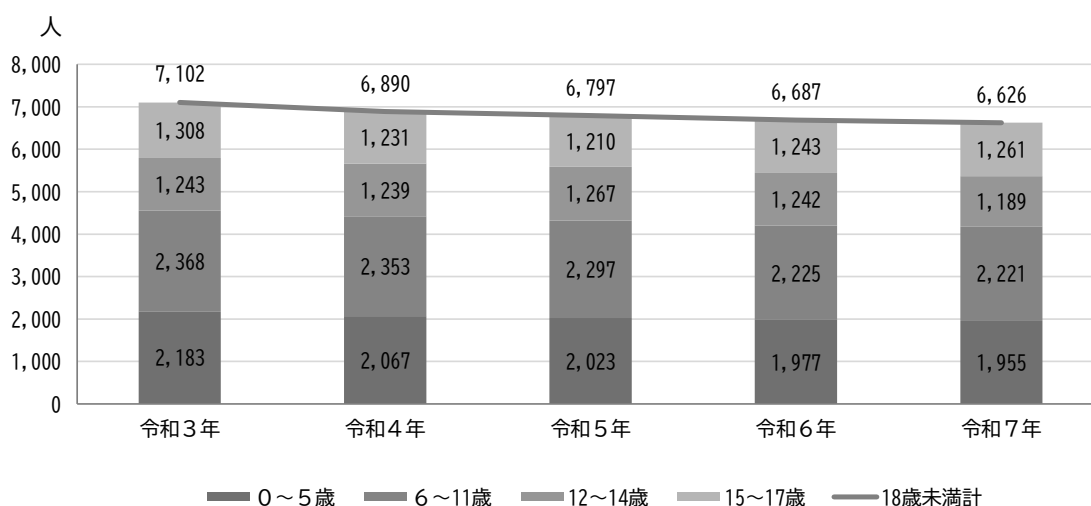
資料：事務報告書（令和6年度）

（4）子ども・子育て世帯の状況

● 子ども人口の推移

18歳未満の子ども人口は、年々減少傾向にあり、令和7年時点で6,626人となっています。

年齢階級別にみると、12～14歳と15～17歳が横ばいで推移しており、その他の区分は減少傾向にあります。



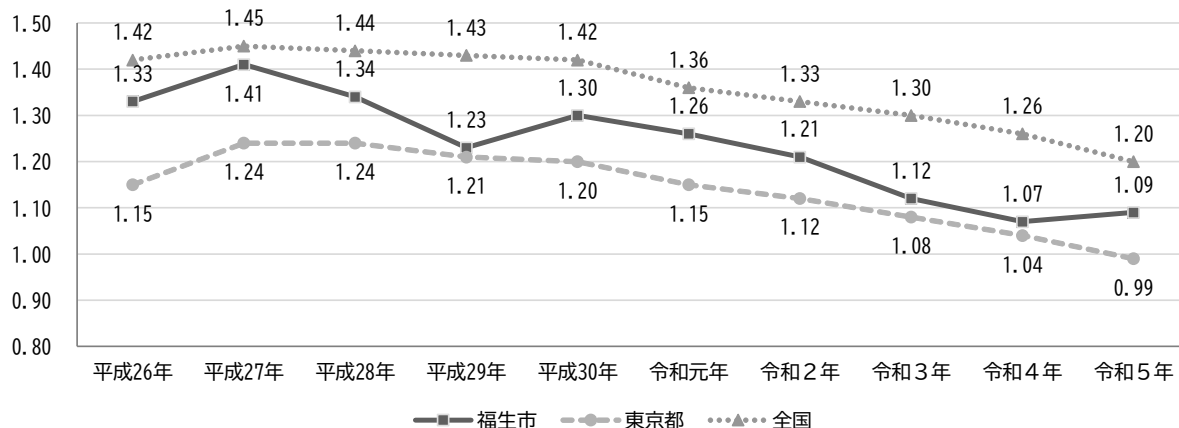
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

音声コード

● 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、おおむね減少傾向にありますが、令和5年は増加し 1.09 となっています。

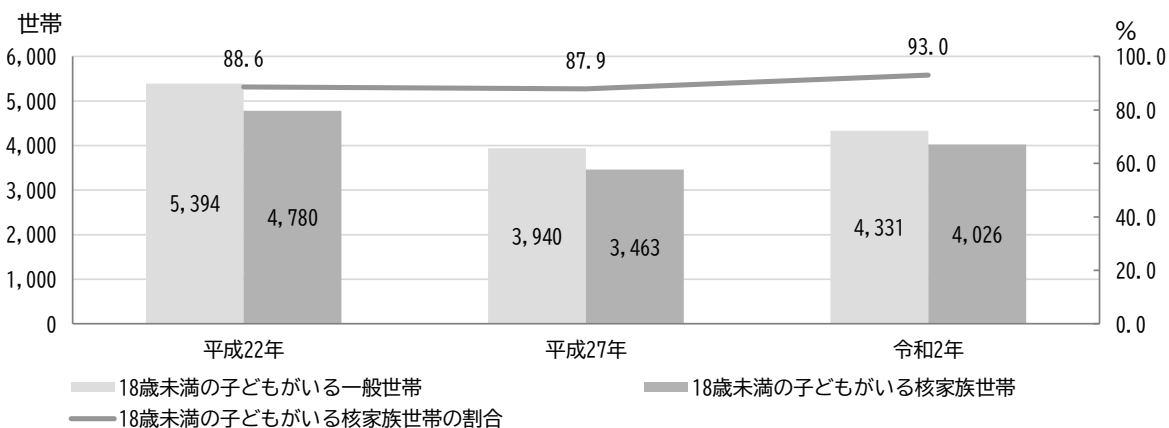
過去 10 年間いずれも全国を下回り、東京都を上回って推移しています。



資料：人口動態統計

● 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

18歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、一般世帯数、核家族世帯数いずれも平成22年と比較して減少していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあり、令和2年は93.0%となっています。

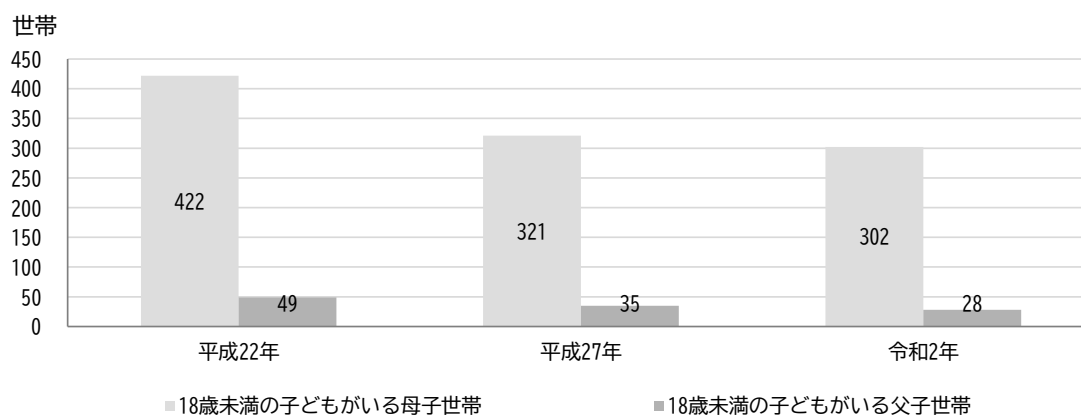


※国勢調査において「一般世帯」とは「施設等の世帯」以外の世帯を示す。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などの世帯を示す。

資料：国勢調査

● ひとり親家庭の推移

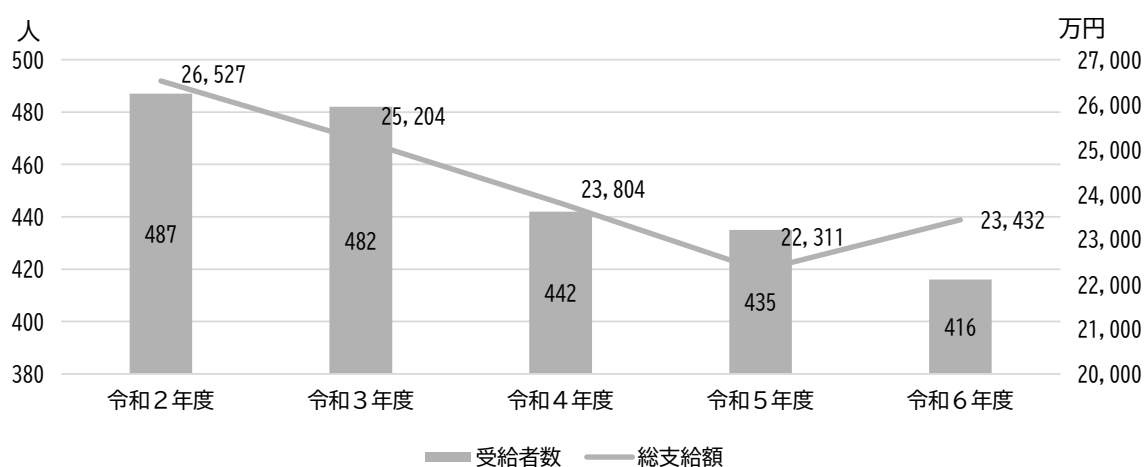
ひとり親家庭の推移をみると、母子世帯、父子世帯いずれも減少傾向にあります。



資料：国勢調査

● 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当認定・支給状況をみると、受給者数、総支給額いずれもおおむね減少傾向にありますが、令和6年度に総支給額が増加しています。



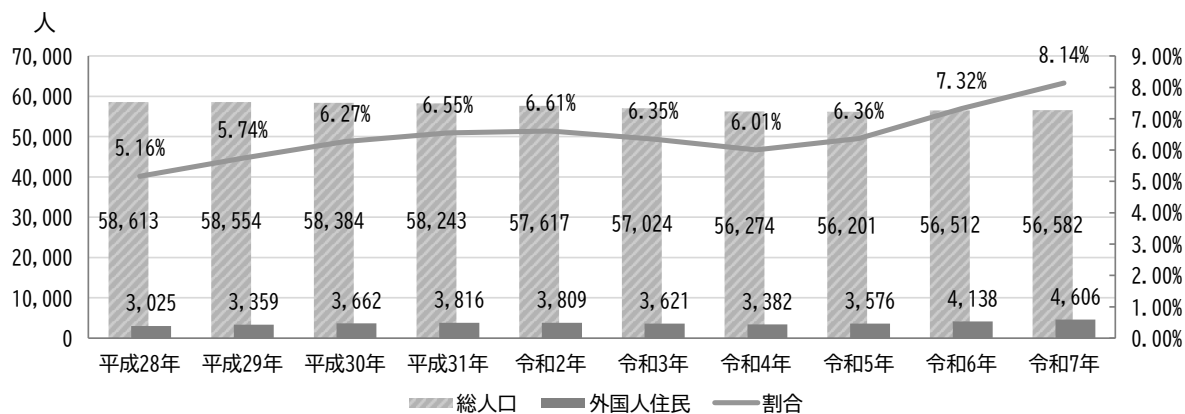
資料：事務報告書(各年度)

音声コード

(5) 外国人住民の状況

● 外国人住民の推移

外国人住民の推移をみると、令和2年から令和4年まで一時的に減少していますが、増加傾向にあり、令和7年時点で4,606人、総人口の8.14%となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

● 国籍・地域別外国人住民

外国人住民を国籍・地域別にみると、ベトナムが1,227人と最も多く、次いでネパールが802人、中国が475人となっています。

また、住民数が5人以下となっている国籍・地域は37地域となっています。

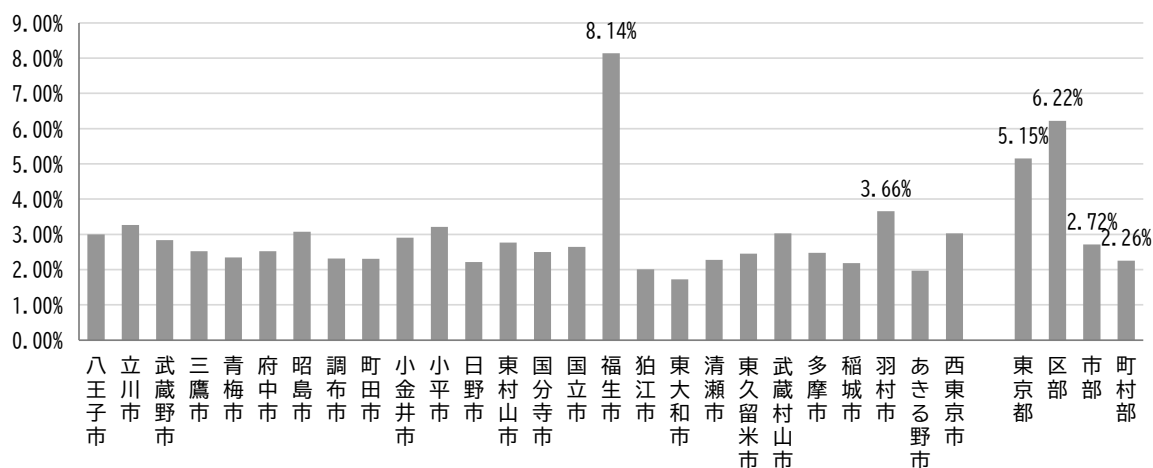
（単位：人）

国籍・地域	人数	国籍・地域	人数	国籍・地域	人数
ベトナム	1,227	台湾	97	イラン	13
ネパール	802	パキスタン	89	マレーシア	13
中国	475	バングラデシュ	80	英国	9
フィリピン	467	ギニア	78	ウズベキスタン	9
ペルー	213	インドネシア	67	カナダ	9
ミャンマー	183	ブラジル	47	ウクライナ	7
韓国	157	モンゴル	39	ナイジェリア	7
タイ	117	スリランカ	38	ブルキナファソ	7
米国	108	ガーナ	36	ニュージーランド	7
インド	100	朝鮮	18	その他・無国籍	87
				合計	4,606

資料：住民基本台帳（令和7年1月1日現在）

● 外国人住民割合の比較

総人口に占める外国人住民の割合を市部と比較すると、福生市は 8.14%と最も高くなっています。また、2番目に高い羽村市の割合に対し2倍以上となっているほか、東京都や区部と比較しても多くなっています。

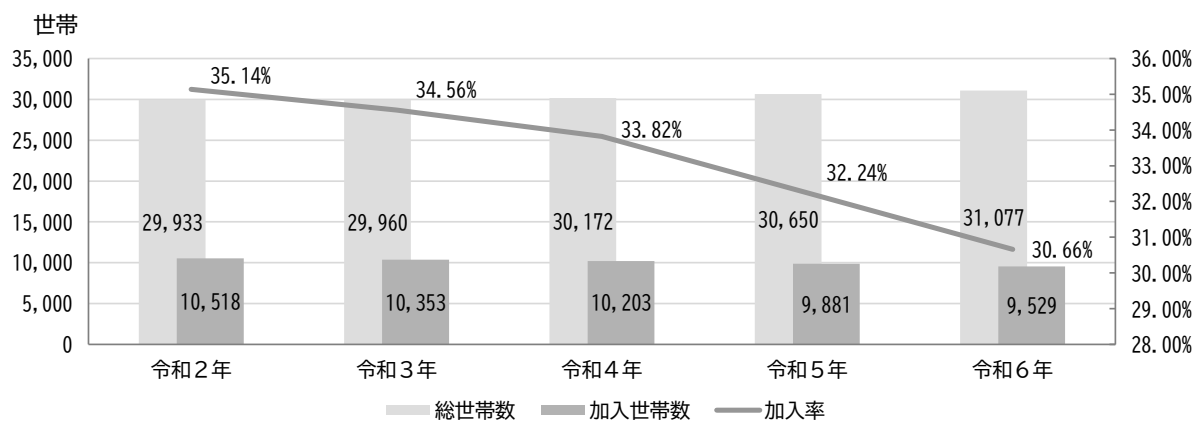


資料：住民基本台帳(令和7年1月1日現在)

(6) 地域活動・市民活動の状況

● 町会・自治会加入世帯・加入率の推移

町会・自治会加入世帯の推移をみると、世帯数が増加している一方で町会・自治会加入世帯は減少しています。加入率は令和6年時点で 30.66%となっています。



資料：福生市ホームページ(各年10月現在)

● ボランティア・市民活動の状況

ふっさボランティア・市民活動センター登録数は重複者を含め 6,348 人、登録団体数は 163 団体となっています。

登録団体数	団体登録人数 (重複者含む)	個人登録人数 (重複者含む)	登録人数合計 (重複者含む)
163団体	5,331人	1,017人	6,348人

資料：福生市社会福祉協議会(令和7年4月1日現在)

市内の市民活動の拠点である輝き市民サポートセンターに登録している市民活動団体は 96 団体となっています。

そのうち、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が 35 団体、社会教育の推進を図る活動が 31 団体、まちづくりの推進を図る活動が 41 団体、災害救援活動が 4 団体、地域安全活動が 10 団体、人権の擁護又は平和の推進を図る活動が 13 団体、国際協力の活動が 9 団体、子どもの健全育成を図る活動が 32 団体となっています。(重複含む)

(単位:件)

輝き市民サポートセンターに登録している市民活動団体の活動分野別分類(複数登録)

活動分野		登録件数
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	35
2	社会教育の推進を図る活動	31
3	まちづくりの推進を図る活動	41
4	観光の振興を図る活動	9
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	3
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	42
7	環境の保全を図る活動	7
8	災害救援活動	4
9	地域安全活動	10
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	13
11	国際協力の活動	9
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	7
13	子どもの健全育成を図る活動	32
14	情報化社会の発展を図る活動	6
15	科学技術の振興を図る活動	3
16	経済活動の活性化を図る活動	12
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	4
18	消費者の保護を図る活動	5
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	7
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	2
合計		282

資料：事務報告書(令和6年度)

● NPO法人（特定非営利活動法人）の状況

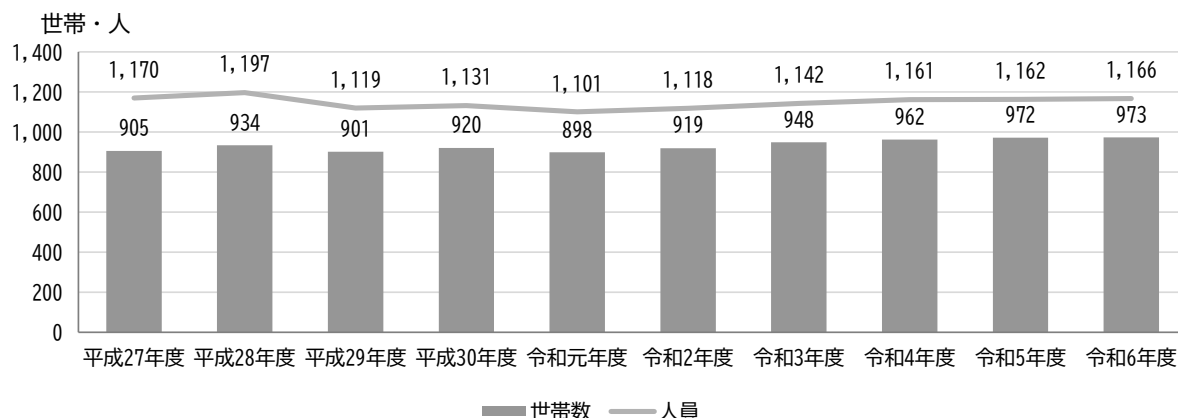
市内に主たる事務所を置く東京都認証・内閣府認証の特定非営利活動法人は、20 団体となっています。（令和7年6月現在の認証NPO法人）

そのうち、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が12 団体、社会教育の推進を図る活動が8団体、まちづくりの推進を図る活動が6団体、災害救援活動が3団体、地域安全活動が2団体、人権の擁護又は平和の推進を図る活動が4団体、国際協力の活動が5団体、子どもの健全育成を図る活動が11 団体となっています。（重複含む）

（7）生活保護の状況

● 被保護人員及び被保護世帯の推移

被保護人員及び被保護世帯の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和2年度以降は増加傾向にあります。令和6年度時点で被保護人員が 1,166 人、被保護世帯が 973 世帯となっています。



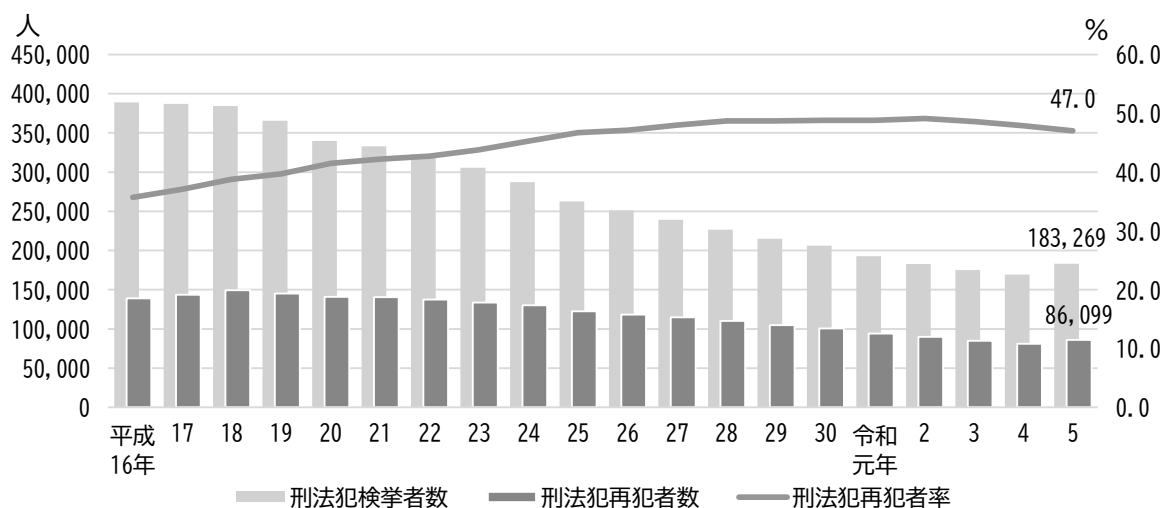
資料：事務報告書（各年度）

(8) 再犯率の状況

● 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国）

刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、平成 19 年から令和4年まで、毎年減少していますが、令和5年は 17 年ぶりに増加し、86,099 人となっています。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、上昇傾向にありましたが、令和3年からは減少に転じ、令和5年は 47.0%となっています。



資料：令和6年版再犯防止推進白書（法務省）

2. 基礎調査等から見る市民意識

「市民調査」とは基礎調査における市民調査結果を、「団体調査」とは同調査における地域福祉関連団体調査結果を示しています。

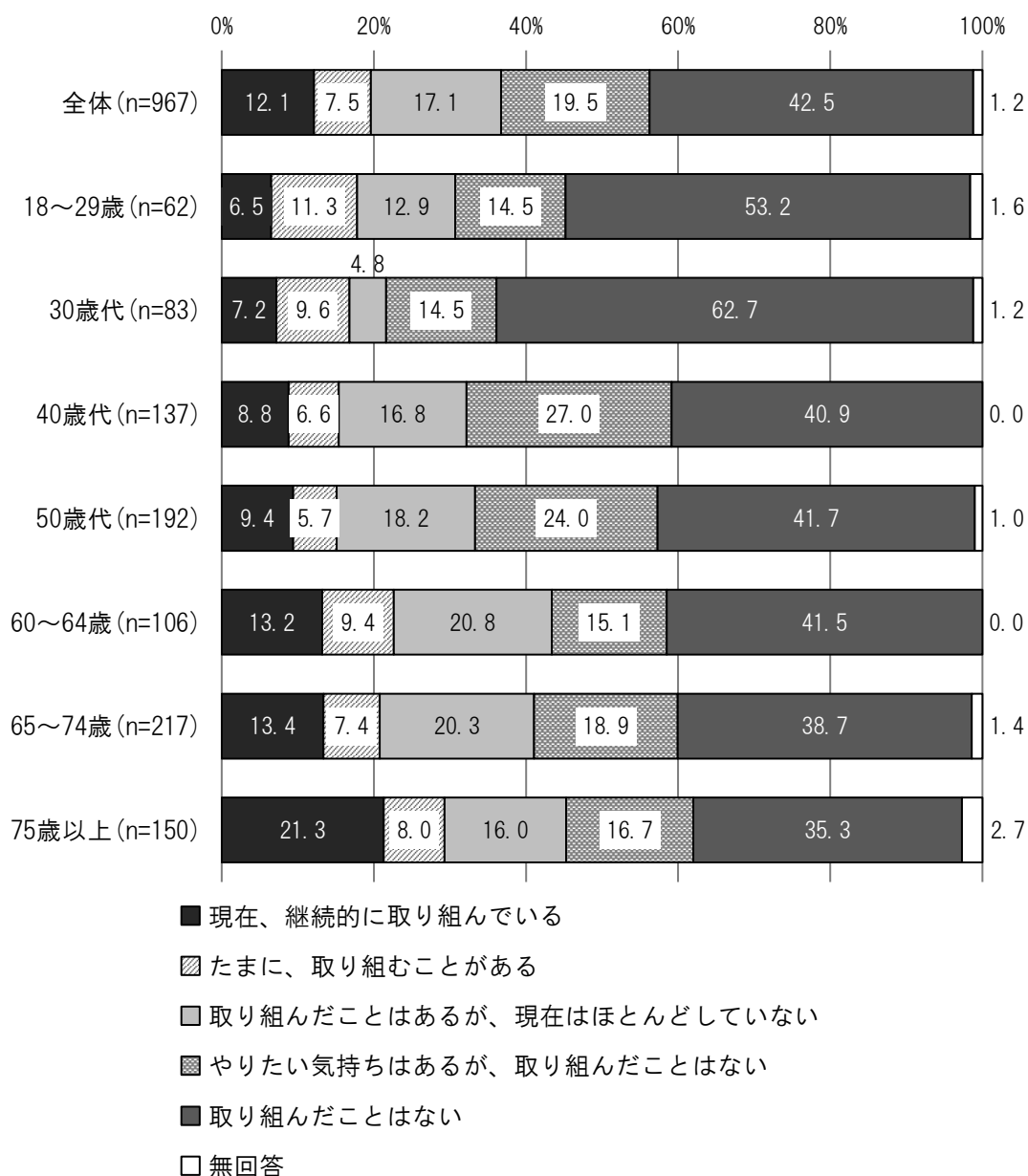
図表の見方

- ◇回答結果の割合(%)は、集計対象者数に対するそれぞれの回答数の割合を、小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選べる方式)の設問の場合、それぞれの回答結果の割合の合計は100.0%を超えることがあります。
- ◇グラフ・表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- ◇グラフ・表中の「n(number of cases)」は、集計対象者数を表しています。回答者を限定する条件のある設問では、集計対象も限定されるため、nの値が異なる場合があります。
- ◇クロス集計の結果の記載に当たり、分析軸となる項目の「無回答」は省略しています。そのため、分析軸となる項目の回答者数の合計は、全体の数と一致しない場合があります。

(1) 地域での活動について

- 地域活動やボランティア活動に取り組んでいるかについて、全体では「取り組んだことはない」が42.5%と最も多く、次いで「やりたい気持ちはあるが、取り組んだことはない」が19.5%、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が17.1%となっています。取り組んだことはないものの、意欲のある市民が一定数いることがうかがえます。【市民調査より】

《地域活動やボランティア活動への取組状況(単数回答)》

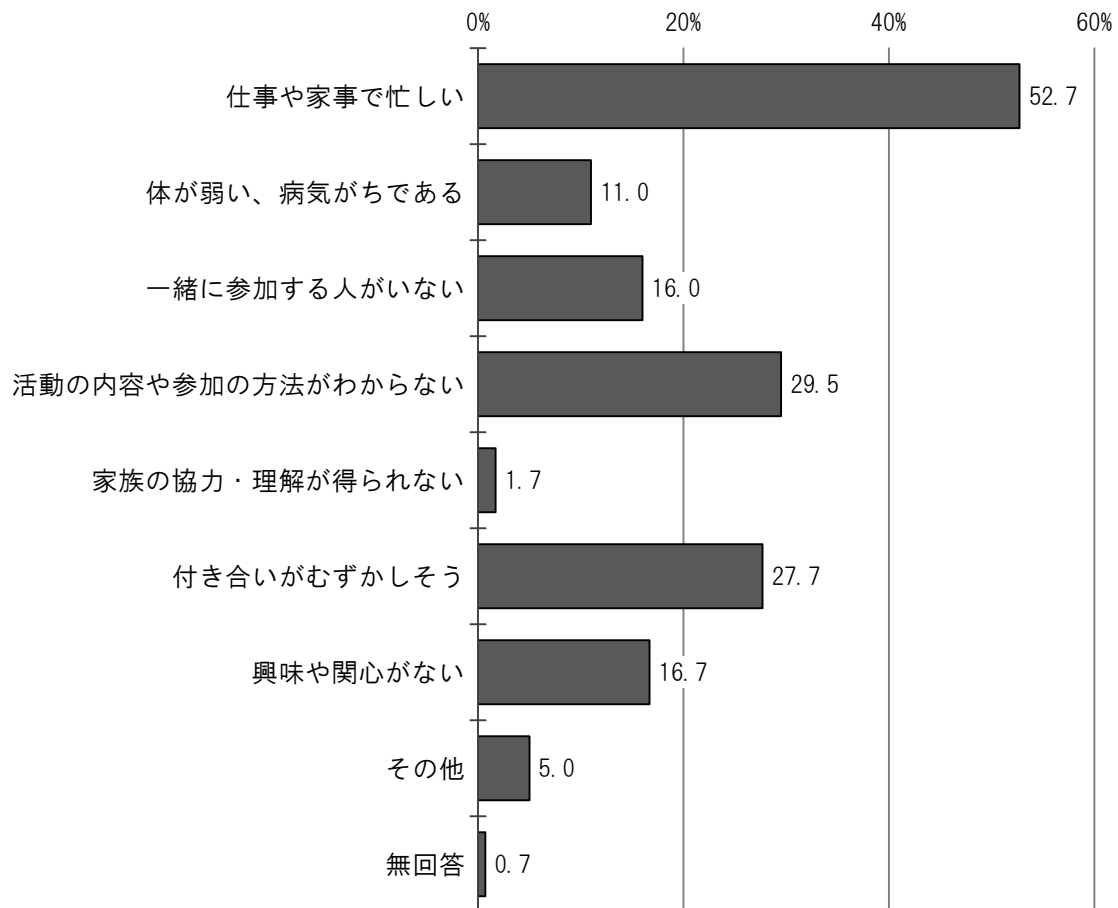


資料：市民調査(令和6年)

●地域活動やボランティア活動に取り組んだことがない理由について、全体では「仕事や家事で忙しい」が 52.7%と最も多く、次いで「活動の内容や参加の方法がわからない」が 29.5%、「付き合いがむずかしそう」が 27.7%となっています。【市民調査より】

《(取り組んだことがない人)取り組んだことがない理由(複数回答)》

n=600

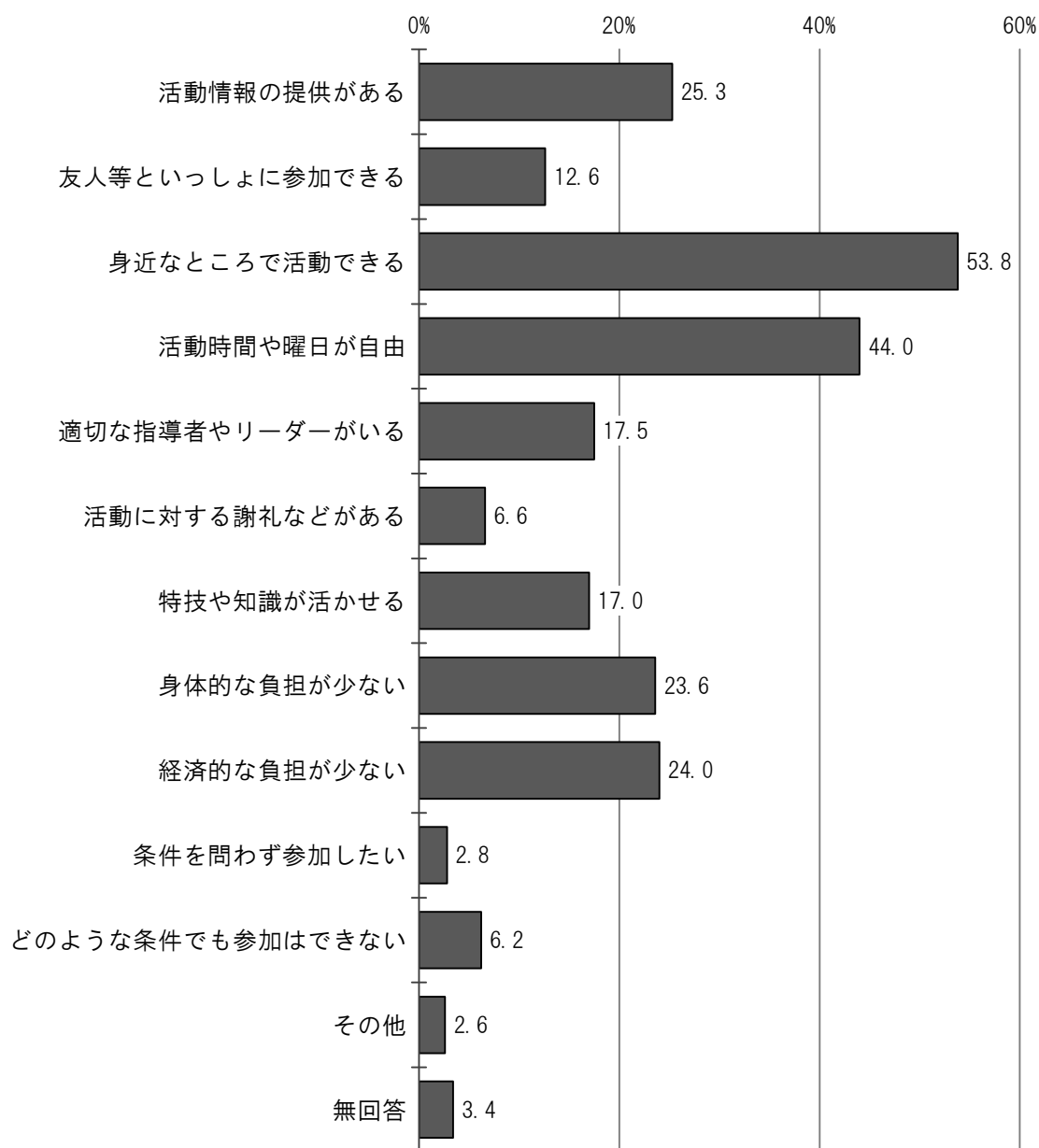


資料：市民調査(令和6年)

●地域活動やボランティア活動に参加しようとする際、どのような点を重視するかについて、全体では「身近なところで活動できる」が53.8%と最も多く、次いで「活動時間や曜日が自由」が44.0%、「活動情報の提供がある」が25.3%となっています。【市民調査より】

《地域活動やボランティア活動に参加しようとする際、重視する点(複数回答)》

n=967

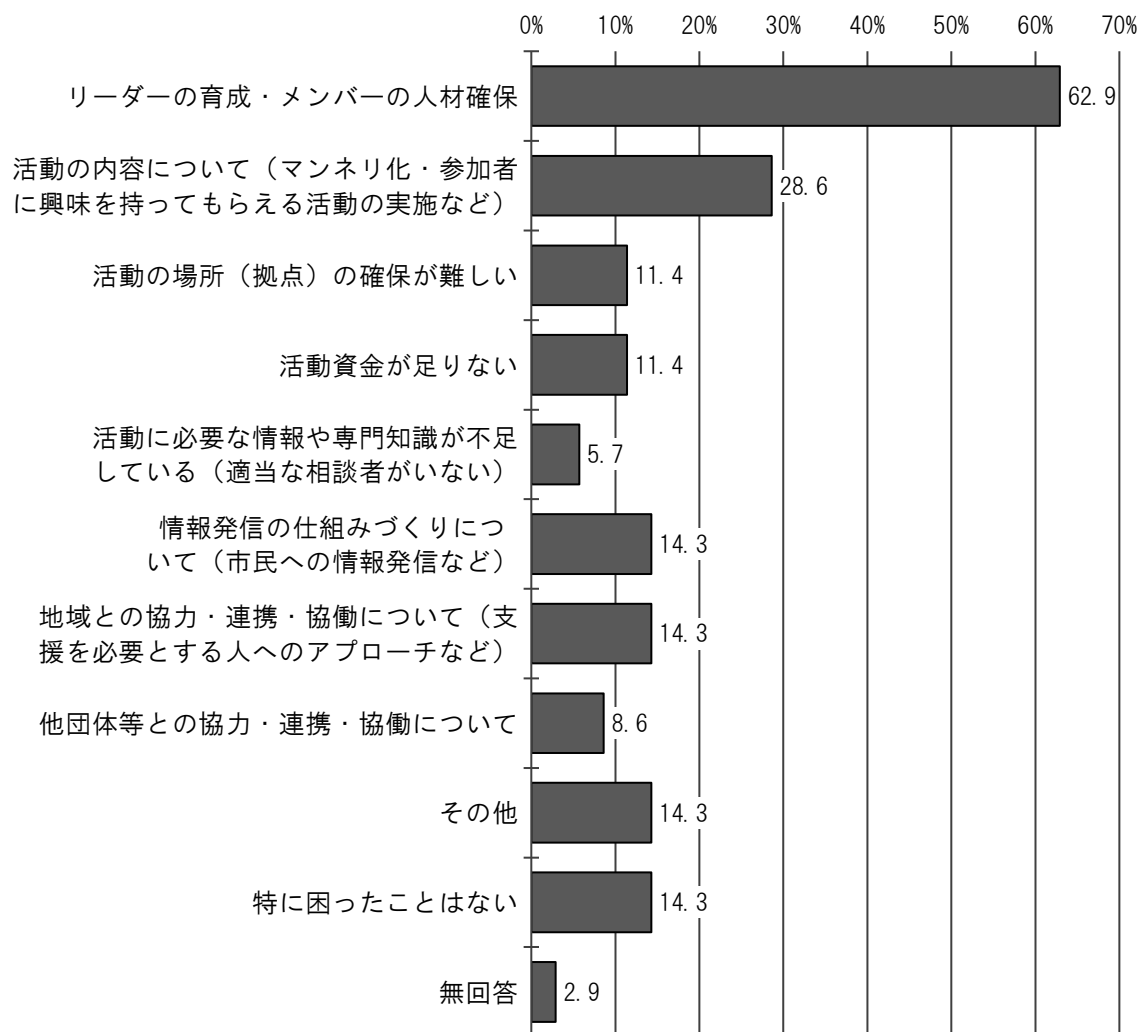


資料：市民調査(令和6年)

- 「地域活動団体」「NPO・ボランティア団体」において、活動を行う上で困っていることについて、「リーダーの育成・メンバーの人材確保」が62.9%と最も多くなっています。【団体調査より】

《（「地域活動団体」「NPO・ボランティア団体」のみ）団体が活動を行う上で困っていること（複数回答）》

n=35



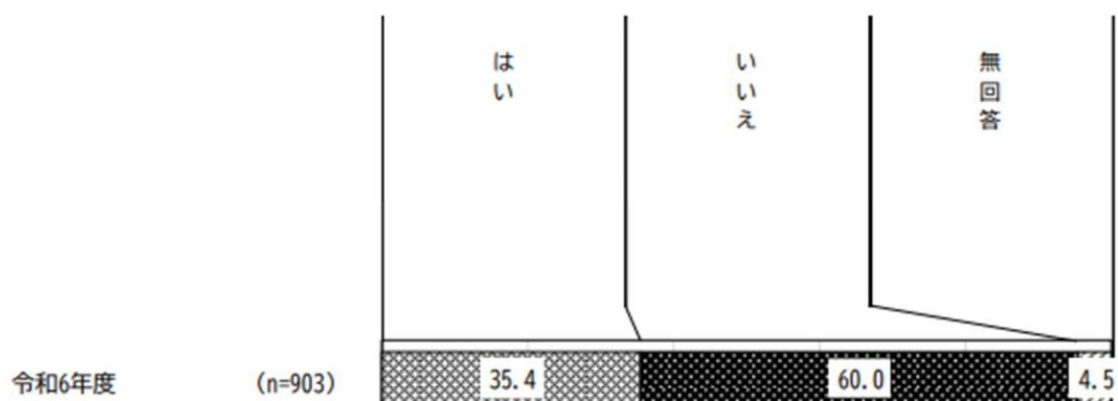
資料：団体調査（令和6年）

音声コード

(2) 地域とのつながりについて

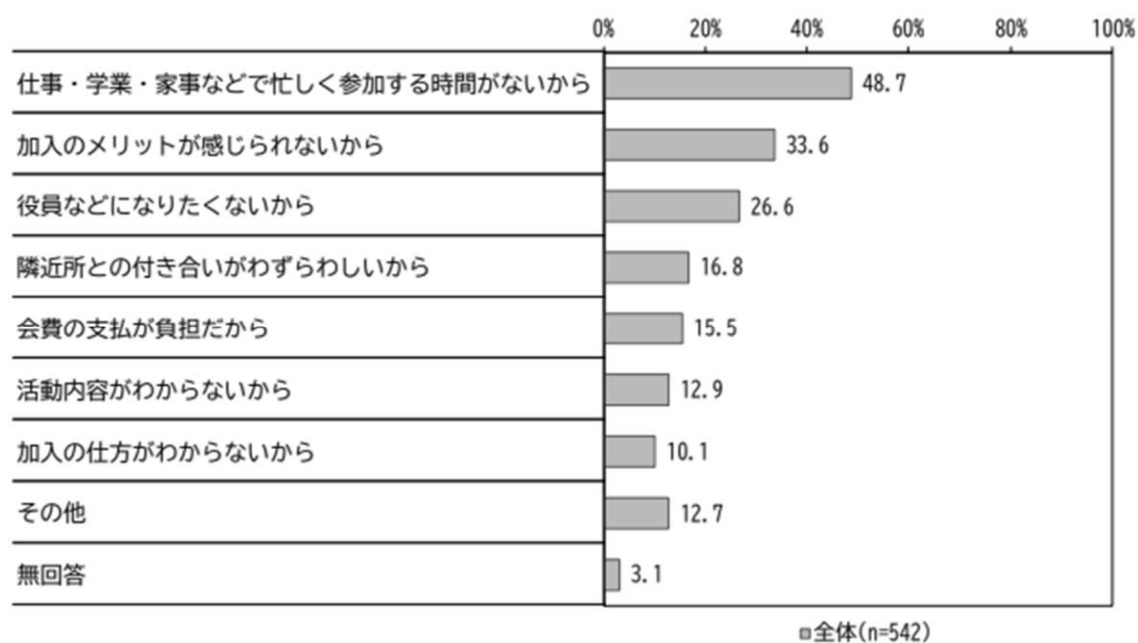
- 町会・自治会の加入状況について、加入していない割合は 60.0%となっています。加入していない理由としては「仕事・学業・家事などで忙しく参加する時間がないから」が 48.7%と最も高く、次いで「加入のメリットが感じられないから」が 33.6%、「役員などになりたくないから」が 26.6%になっています。【市政世論調査(令和6年)より】

《町会・自治会への加入状況》



資料:市政世論調査(令和6年)

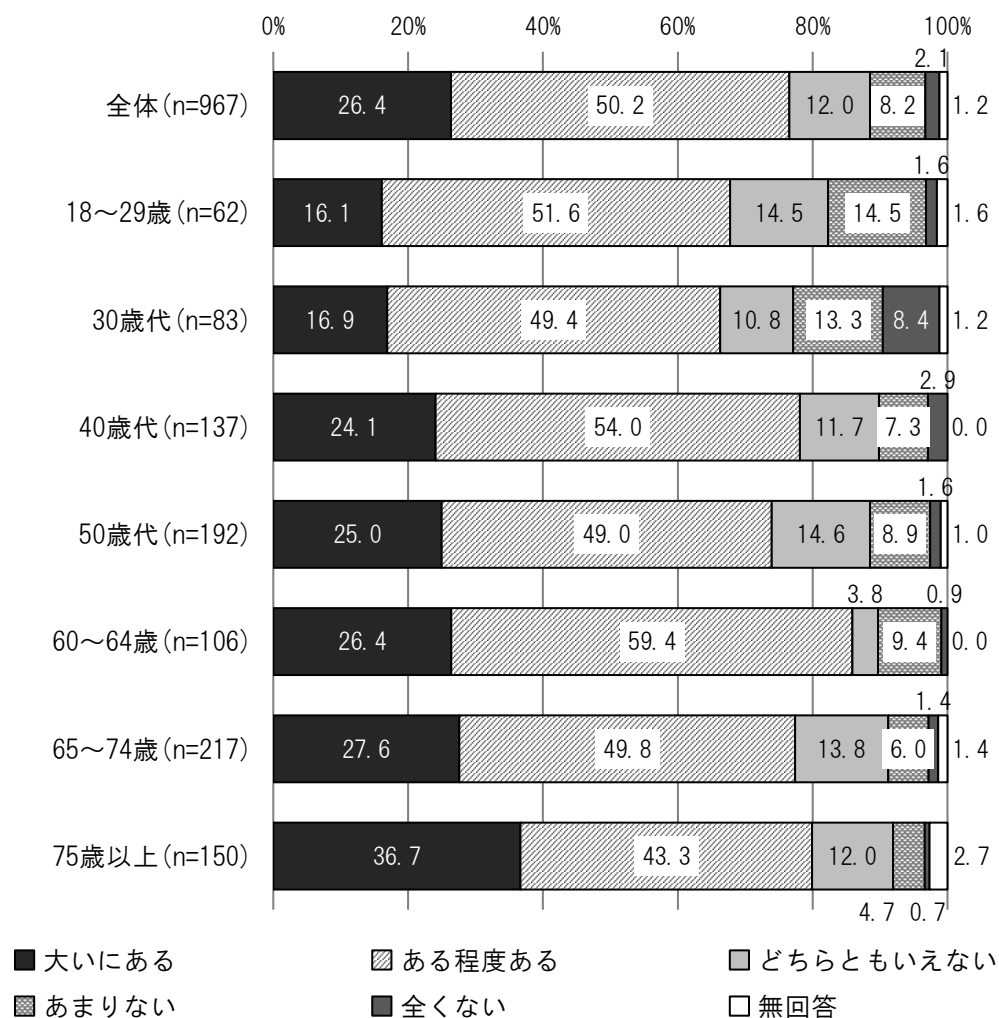
《町会・自治会へ加入していない理由》



資料:市政世論調査(令和6年)

- 福生市への愛着は、いずれの年齢も「ある程度ある」が最も多くなっています。年齢層が上がるほど割合が増加する傾向にあります。【市民調査より】

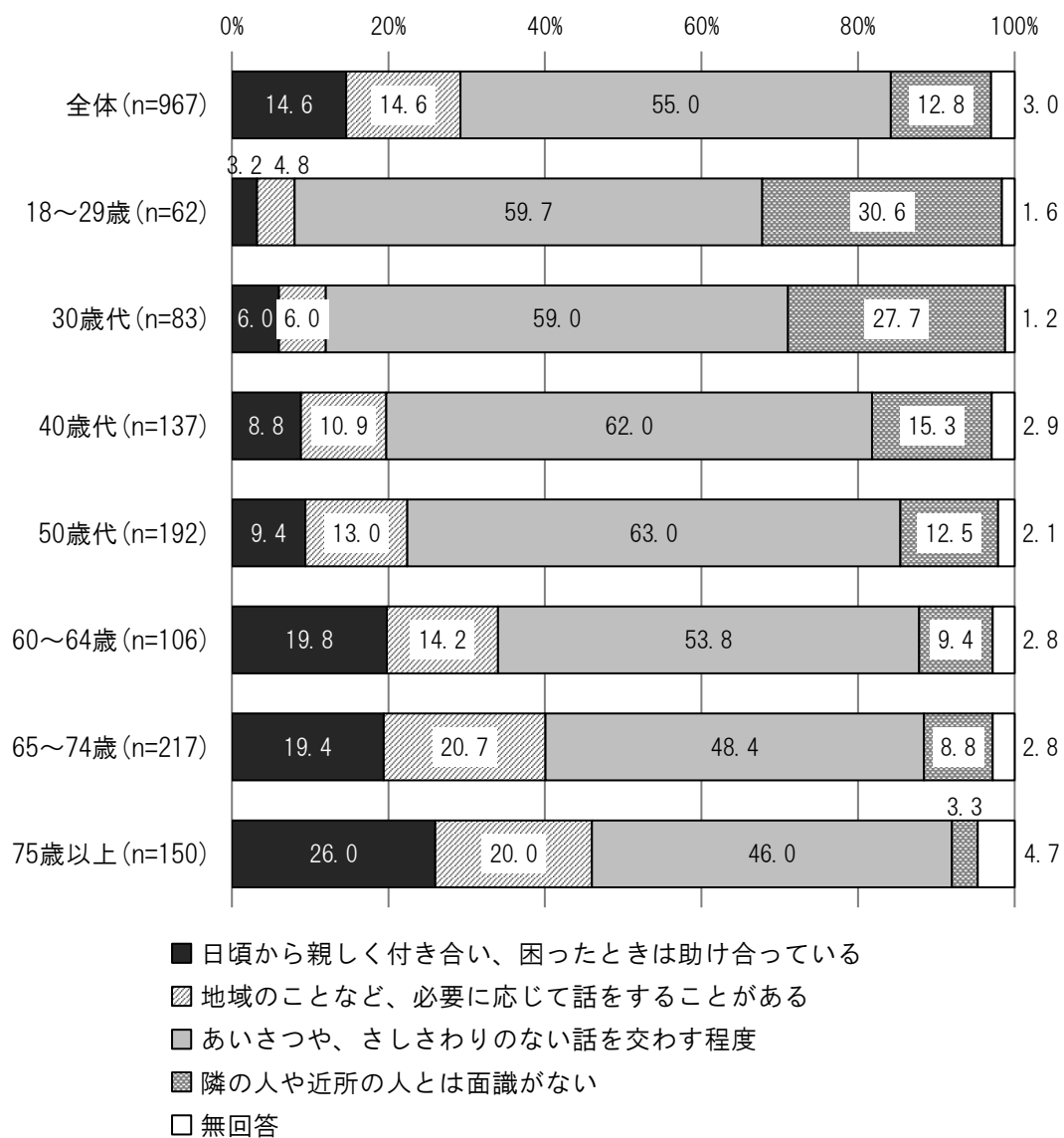
《福生市に愛着があるか(単数回答)》



資料：市民調査(令和6年)

- どのような近所付き合いをしているかについて、年齢別にみると、いずれも「あいさつや、さしさわりのない話を交わす程度」が最も多くなっています。また、年齢層が上がるほど近所との付き合いが親密になる傾向にあります。【市民調査より】

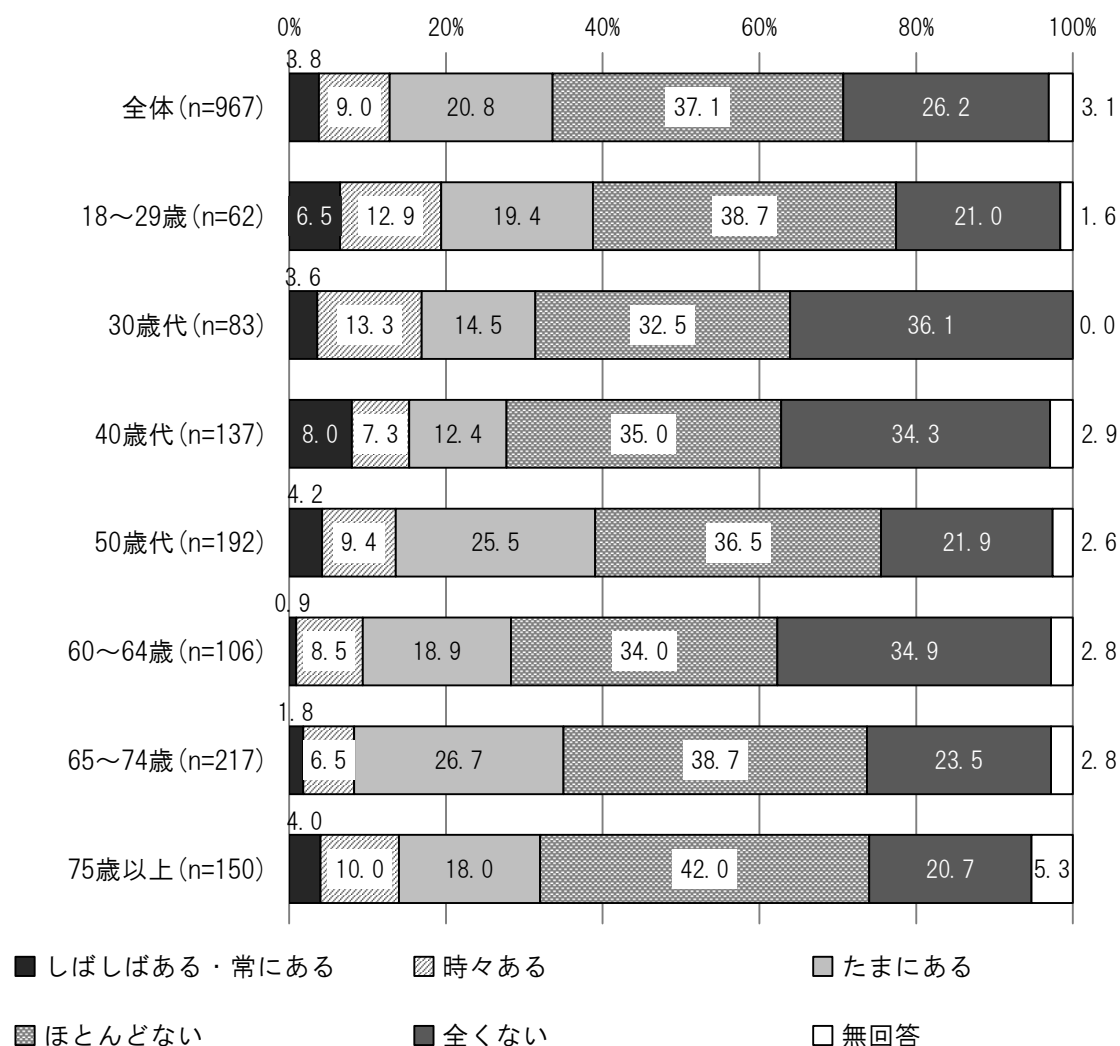
《現在の近所付き合い(単数回答)》



資料：市民調査(令和6年)

- 孤独であると感じることがあるかについて、年齢別にみると、40歳代では、「しばしばある・常にある」が8.0%と他の年齢に比べてやや高くなっています。また、18～29歳、50歳代では、「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」の合計が4割弱となっています。【市民調査より】

《孤独であると感じることがあるか(単数回答)》



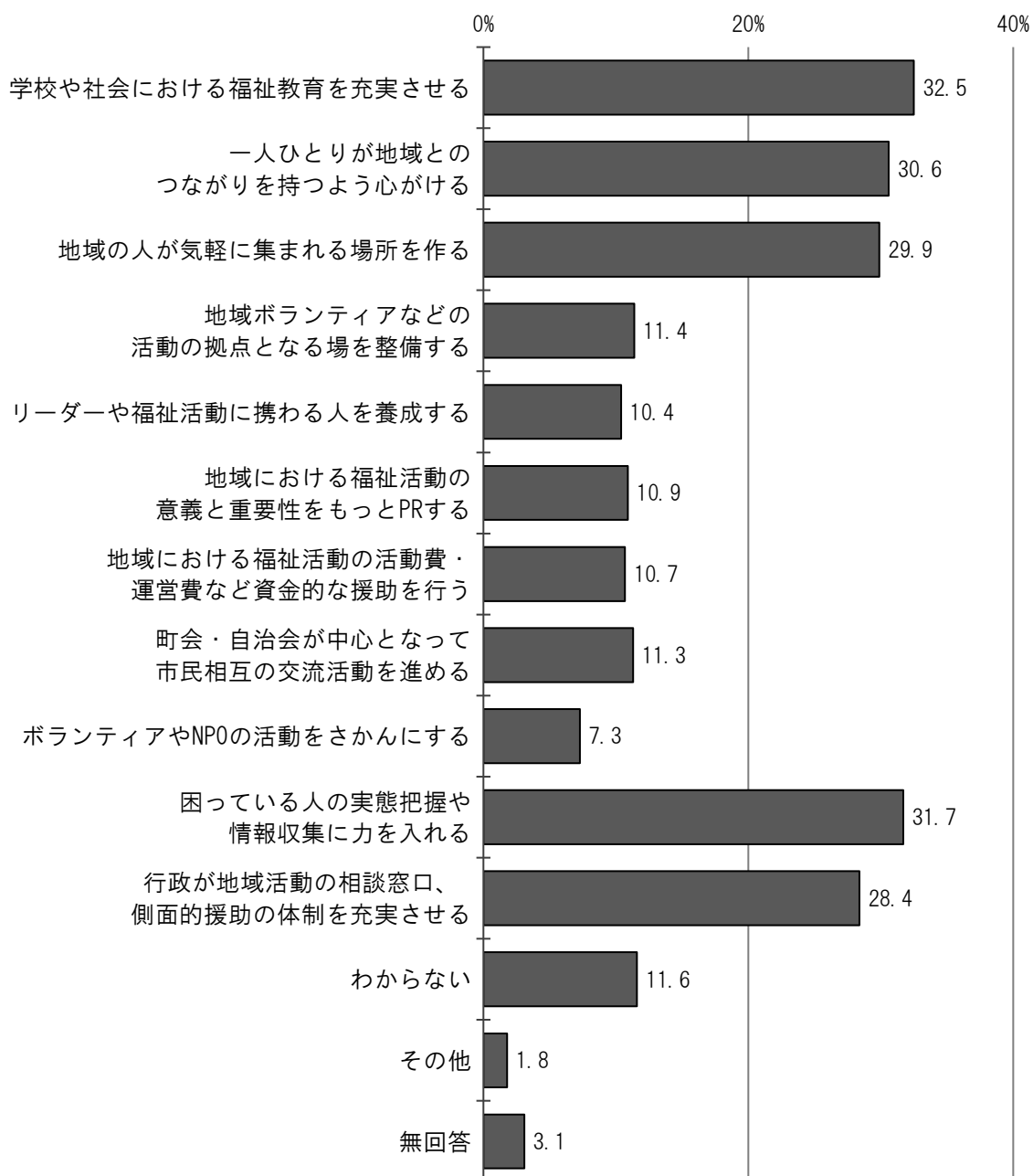
資料：市民調査(令和6年)

(3) 福祉意識・相互理解について

- 「地域共生社会」を実現するために必要な取組について、全体では「学校や社会における福祉教育を充実させる」が32.5%と最も多くなっています。【市民調査より】

《「地域共生社会」を実現するために必要だと思う取組(複数回答)》

n=967

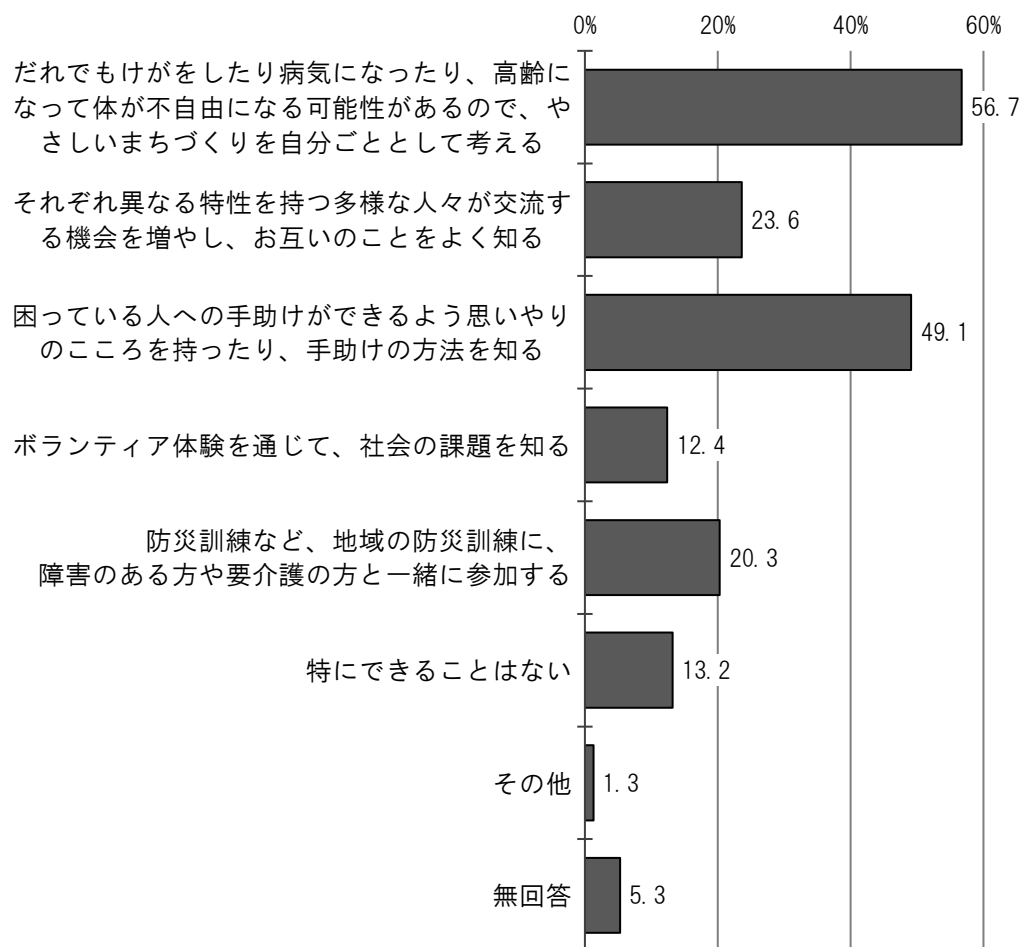


資料：市民調査(令和6年)

- 福祉のまちづくりを進めるためにできることとして「だれでもけがをしたり病気になったり、高齢になって体が不自由になる可能性があるので、やさしいまちづくりを自分ごととして考える」が56.7%と最も多く、次いで「困っている人への手助けができるよう思いやりのところを持ったり、手助けの方法を知る」が49.1%、「それぞれ異なる特性を持つ多様な人々が交流する機会を増やし、お互いのことをよく知る」が23.6%となっています。【市民調査より】

《福祉のまちづくりを進めるためにできると思うこと(複数回答)》

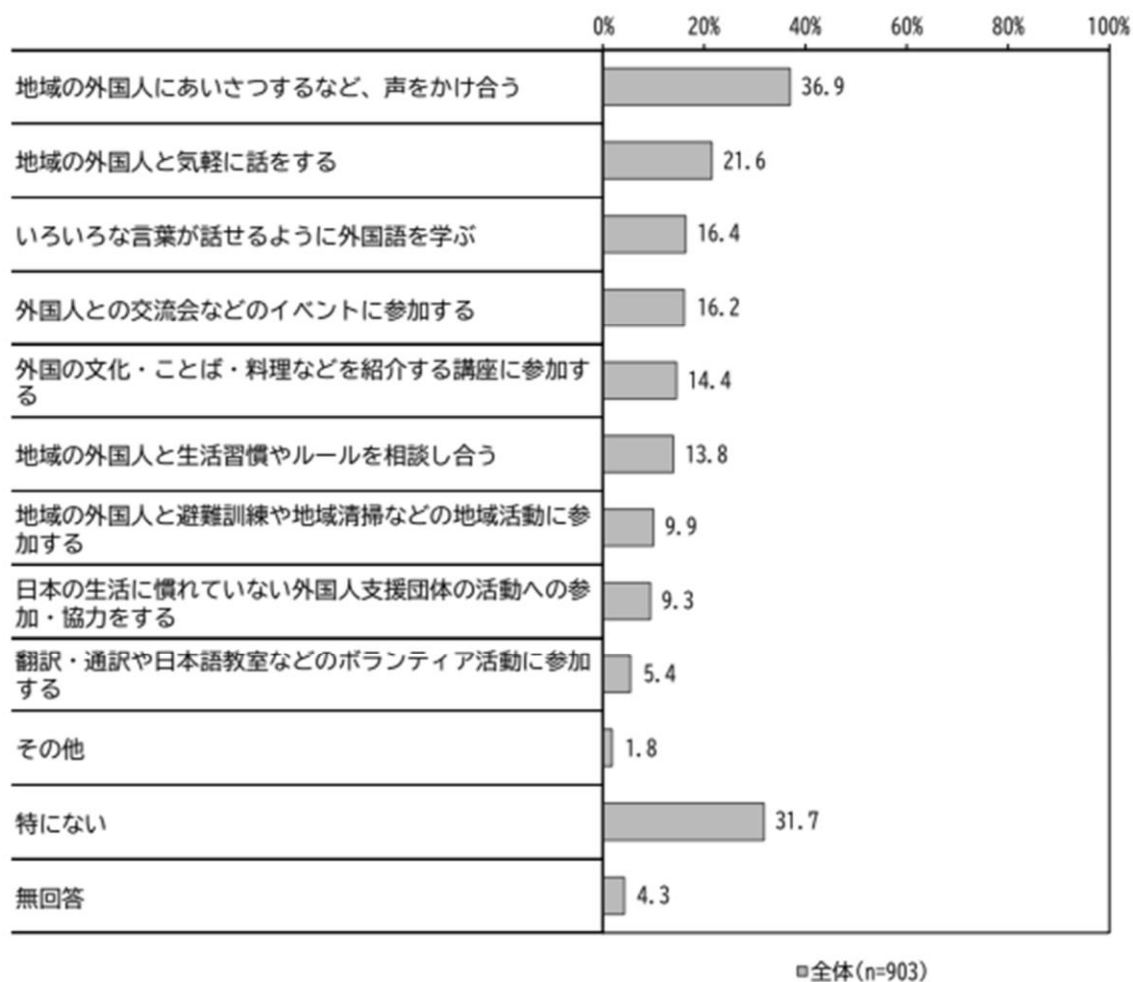
n=967



資料：市民調査(令和6年)

- 市民が多文化共生の推進のためにできることについて、「地域の外国人にあいさつするなど、声をかけ合う」が36.9%と最も多くなっています。【市政世論調査(令和6年)より】

《多文化共生の推進に向けてできること・したいこと》

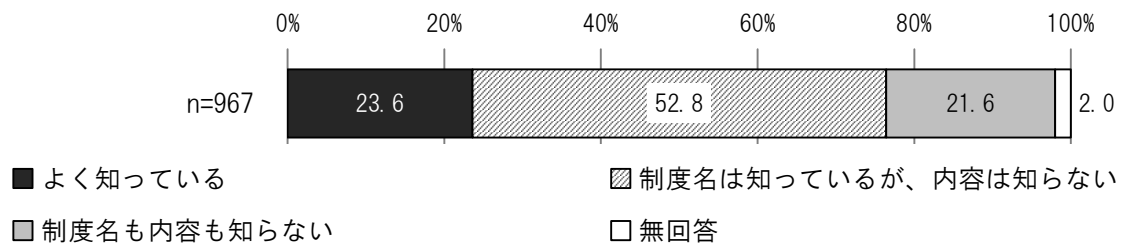


資料:市政世論調査(令和6年)

(4) 権利擁護について

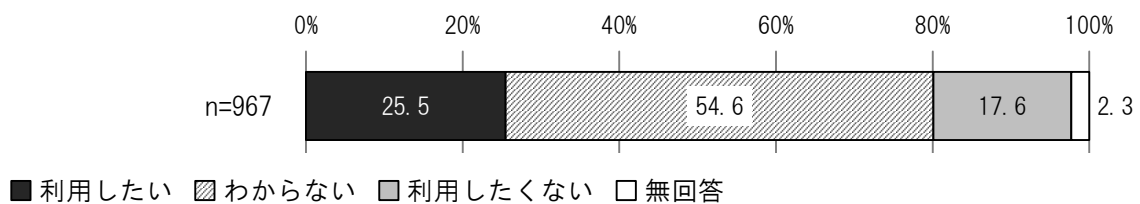
- 成年後見制度について「制度名は知っているが、内容は知らない」(52.8%)と「制度名も内容も知らない」(21.6%)の合計が74.4%となっています。【市民調査より】
- 将来的に成年後見制度を「利用したい」は25.5%、「わからない」が54.6%、「利用したくない」が17.6%となっています。「わからない」あるいは「利用したくない」と答えた理由は「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい」が49.0%と最も多く、次いで「制度の内容や利用方法がよくわからない」が33.4%となっています。【市民調査より】

《成年後見制度の認知度(単数回答)》



資料:市民調査(令和6年)

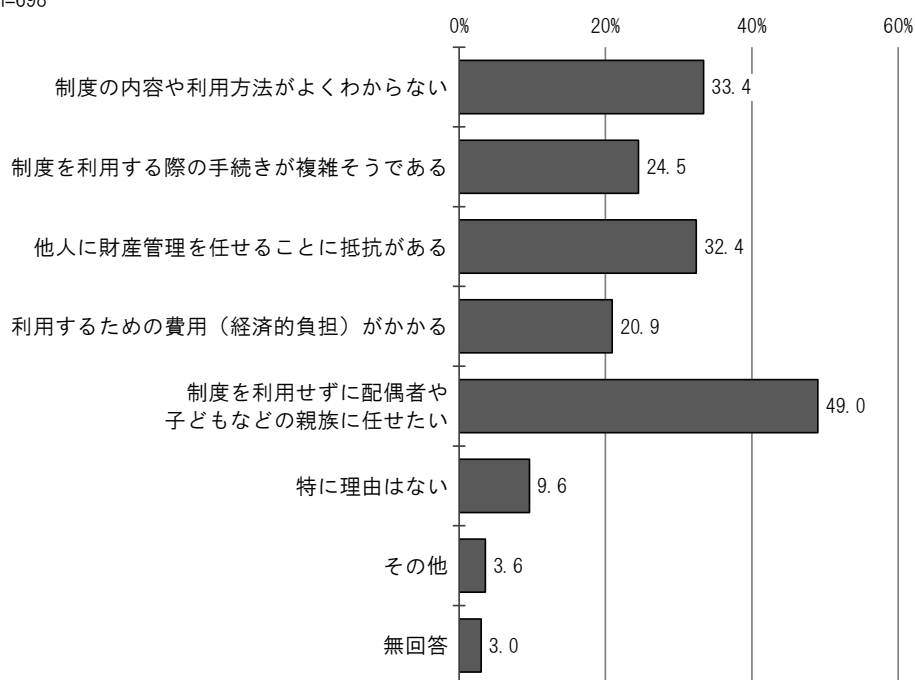
《将来的に成年後見制度を利用したいと思うか(単数回答)》



資料:市民調査(令和6年)

《(「わからない」「利用したくない」人)「わからない」「利用したくない」と答えた理由(複数回答)》

n=698

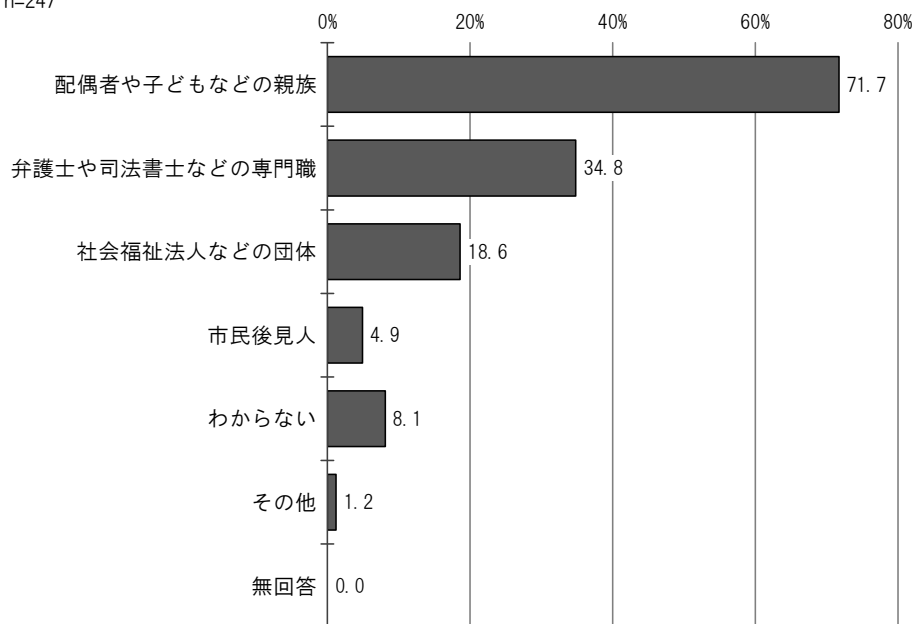


資料:市民調査(令和6年)

- 「利用したい」人が希望する後見人は「配偶者や子どもなどの親族」が 71.7%と最も多く、次いで「弁護士や司法書士などの専門職」が 34.8%、「社会福祉法人などの団体」が 18.6%となっています。【市民調査より】

《(「利用したい」人)誰に後見人になってほしいか(複数回答)》

n=247

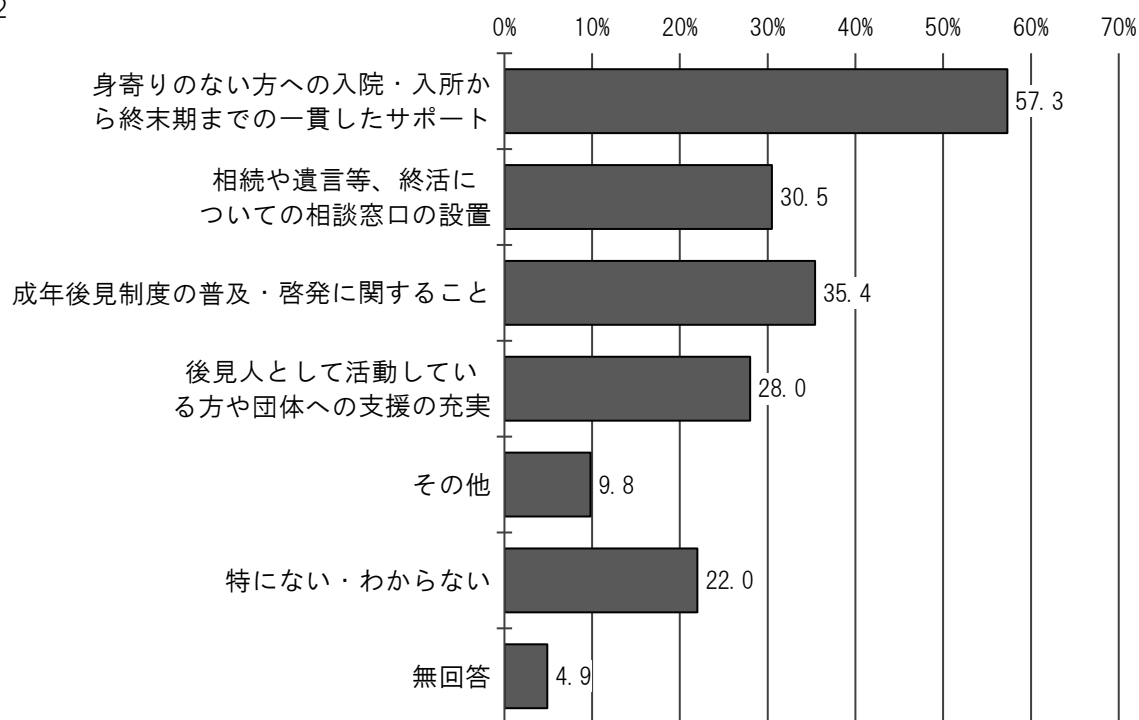


資料:市民調査(令和6年)

- 権利擁護支援について、今後どのような取組が必要だと感じるかについて、「身寄りのない方への入院・入所から終末期までの一貫したサポート」が 57.3%と最も多く、次いで「成年後見制度の普及・啓発に関すること」が 35.4%、「相続や遺言等、終活についての相談窓口の設置」が 30.5%となっています。【団体調査より】

《権利擁護支援について、今後必要だと思う取組(複数回答)》

n=82



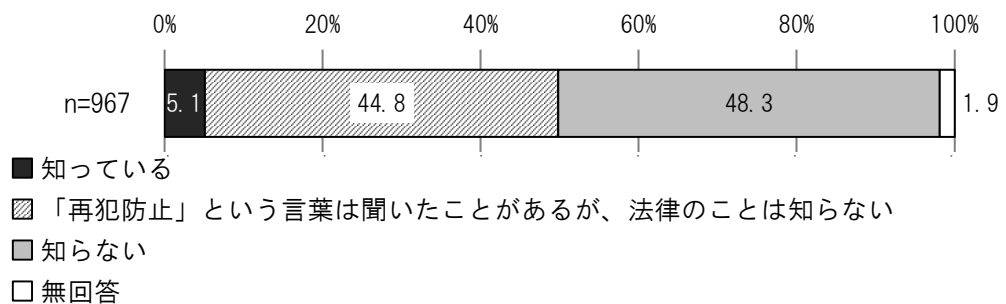
資料:団体調査(令和6年)

音声コード

(5) 再犯防止について

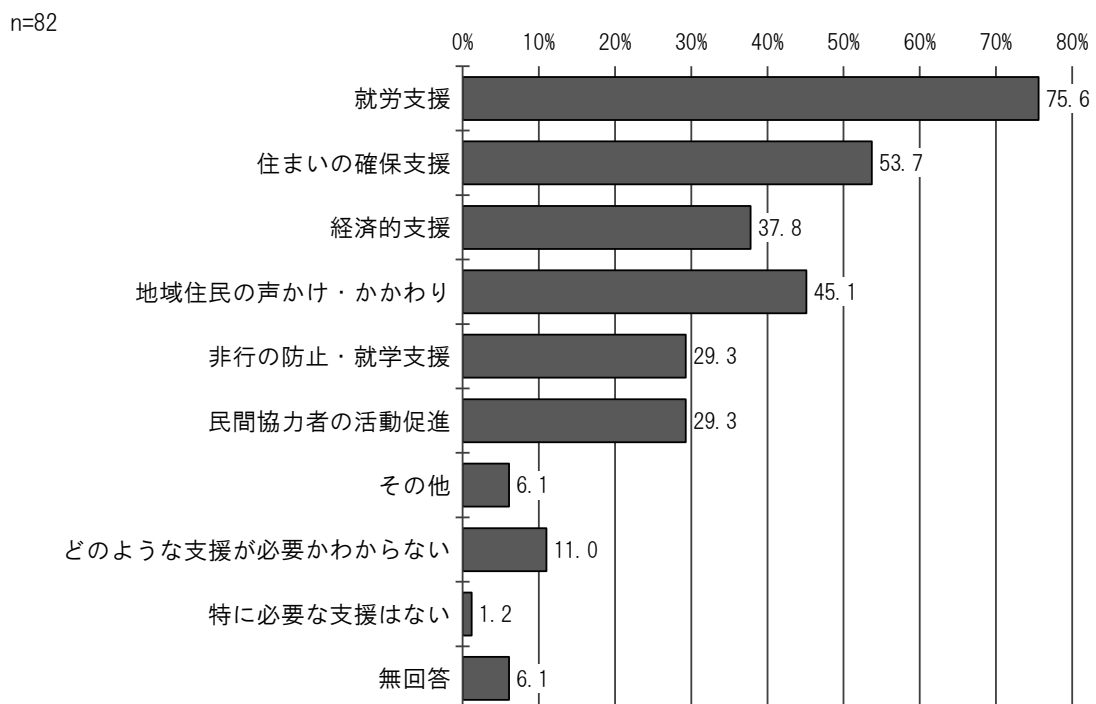
- 平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立したことについて「知らない」(48.3%)と「再犯防止」という言葉は聞いたことがあるが、法律のことは知らない(44.8%)を合計すると9割を占めています。【市民調査より】
- 罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要なと思う支援は「就労支援」が75.6%と最も多く、次いで「住まいの確保支援」が53.7%、「地域住民の声かけ・かかわり」が45.1%となっています。【団体調査より】

《「再犯の防止等の推進に関する法律」成立の認知度(単数回答)》



資料:市民調査(令和6年)

《罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要なと思う支援(複数回答)》

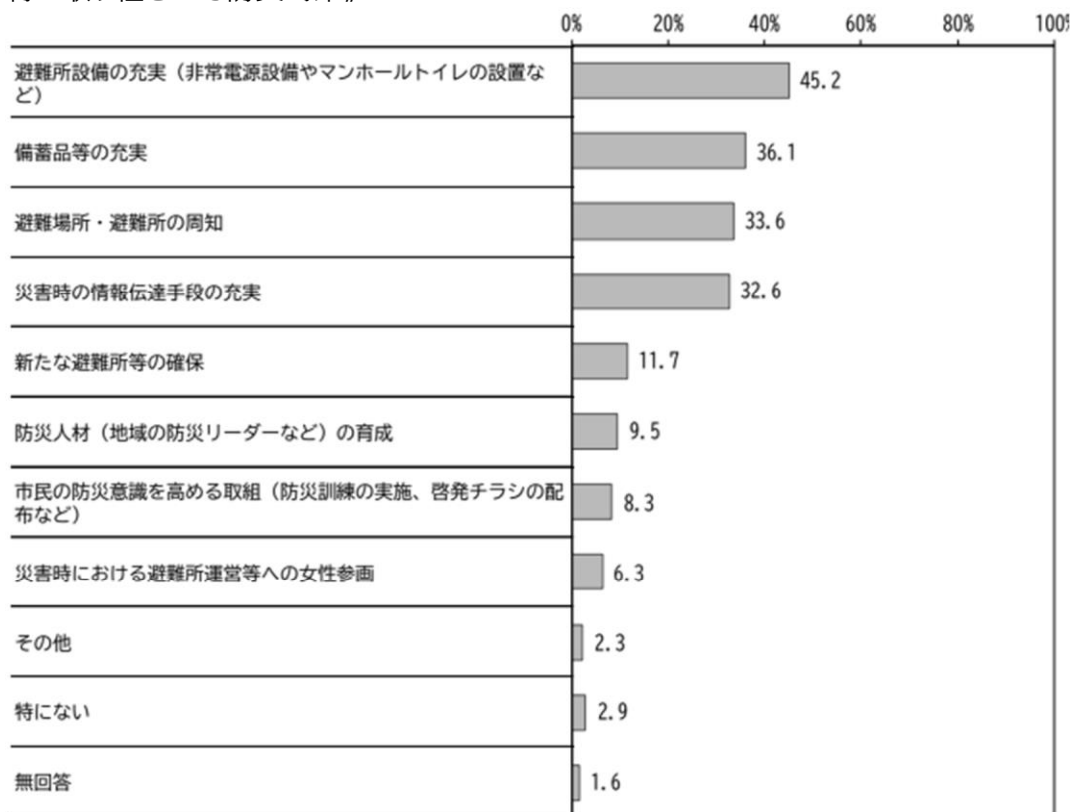


資料:団体調査(令和6年)

(6) 災害時への備えについて

- 災害対策で特に市が取り組むべきことについて、「避難所設備の充実」が 45.2%と最も多く、次いで「備蓄品等の充実」が 36.1%、「避難場所・避難所の周知」が 33.6%となっています。【市政世論調査(令和6年)より】

《市が特に取り組むべき防災対策》

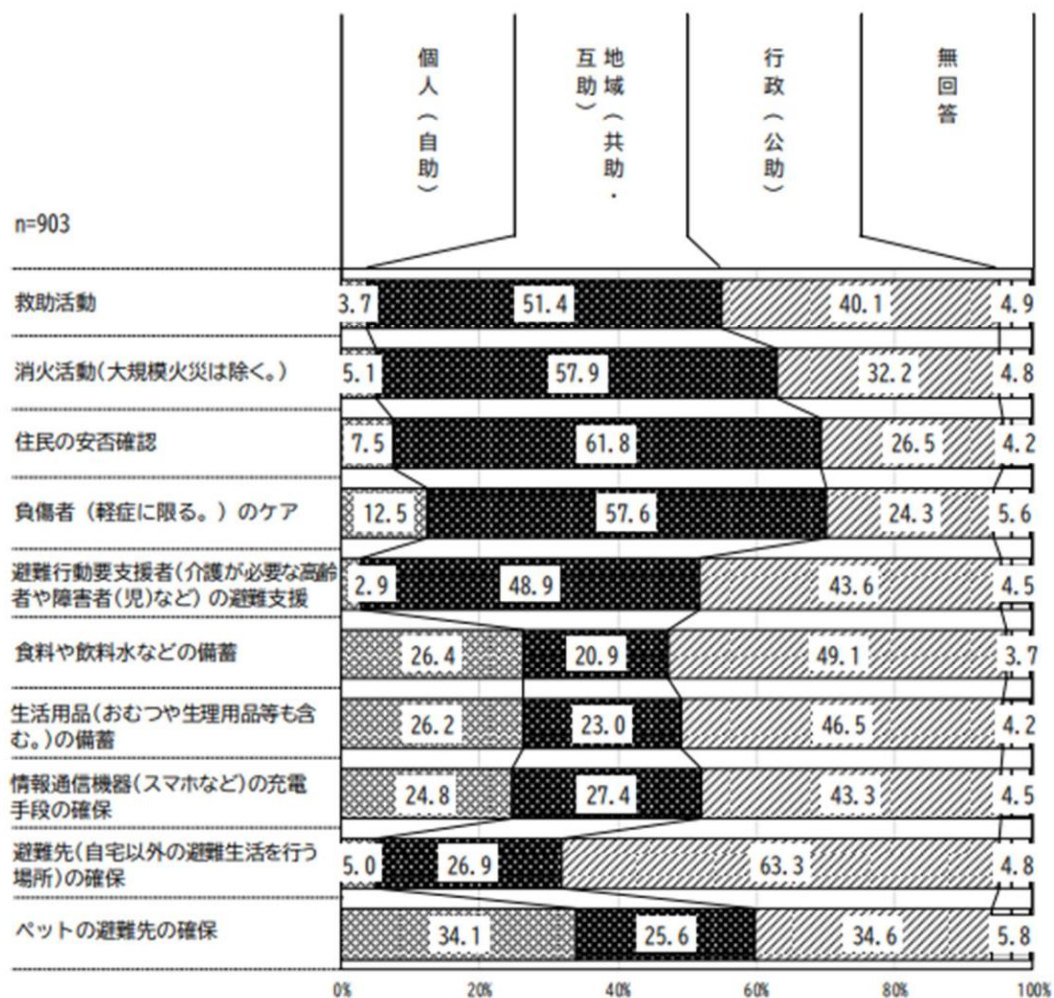


□全体(n=903)

資料：市政世論調査(令和6年)

- 防災対策や災害発生時に地域で担うことが望ましいことについて、「住民の安否確認」が 61.8%と最も多く、次いで「消火活動(大規模火災は除く。)」が57.9%、「負傷者(軽症に限る。)のケア」が57.6%となっています。【市政世論調査(令和6年)より】

《防災対策や災害発生時の役割》

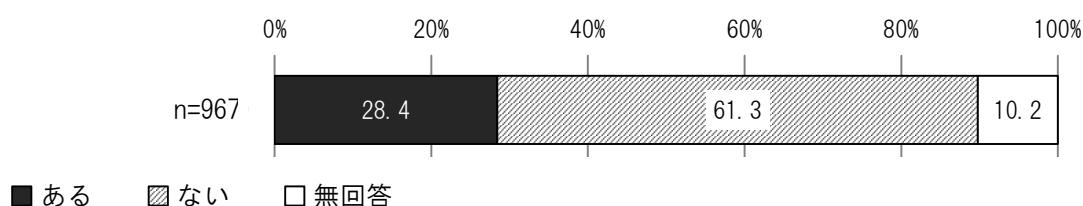


資料:市政世論調査(令和6年)

(7) 暮らしの困りごとについて

- 生活上の困りごとがある人のうち、困りごとの内容について年齢別にみると、18～29 歳から 60～64 歳では「生活費など経済的問題」が最も多くなっています。65 歳以上では「自分の健康のこと」が最も多くなっています。【市民調査より】
- 困りごとがある人のうち、どこかに相談しているかについて、全体では「していない」が 58.9%、「している」が 34.2%となっています。相談をしていない理由について、全体では「相談しても解決が期待できない」が45.7%と最も多く、次いで「相談するほどの内容ではない」が29.0%、「どこに相談していいかわからない」が 27.8%となっています。【市民調査より】

《今の生活において困っていること(単数回答)》



資料：市民調査(令和6年)

《(困っていることが「ある」人)困りごとの内容(複数回答)》

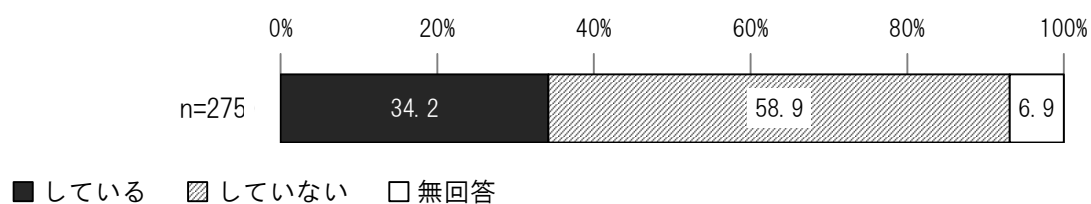
(単位=%)

		生活費など 経済的問題	仕事に関 すること	自分の健康 のこと	育児・子育 てに関する こと	親の介護の こと	親以外の家 族の介護・ 介助のこと	ひきこもり の家族がい ること
年齢	全体(n=275)	50.5	19.6	41.1	10.5	19.3	6.5	3.6
	18～29歳(n=17)	70.6	41.2	29.4	17.6	11.8	-	-
	30歳代(n=25)	56.0	32.0	44.0	40.0	8.0	8.0	8.0
	40歳代(n=42)	69.0	28.6	23.8	19.0	19.0	-	2.4
	50歳代(n=67)	47.8	17.9	38.8	11.9	37.3	6.0	1.5
	60～64歳(n=27)	37.0	11.1	22.2	-	33.3	11.1	3.7
	65～74歳(n=59)	47.5	11.9	57.6	-	10.2	11.9	5.1
	75歳以上(n=33)	33.3	12.1	57.6	-	-	6.1	6.1
		近所の人間 関係のこと	その他	無回答				
年齢	全体(n=275)	7.6	8.7	1.1				
	18～29歳(n=17)	-	5.9	-				
	30歳代(n=25)	12.0	-	-				
	40歳代(n=42)	7.1	9.5	-				
	50歳代(n=67)	6.0	13.4	-				
	60～64歳(n=27)	3.7	18.5	-				
	65～74歳(n=59)	6.8	6.8	3.4				
	75歳以上(n=33)	18.2	3.0	3.0				

資料：市民調査(令和6年)

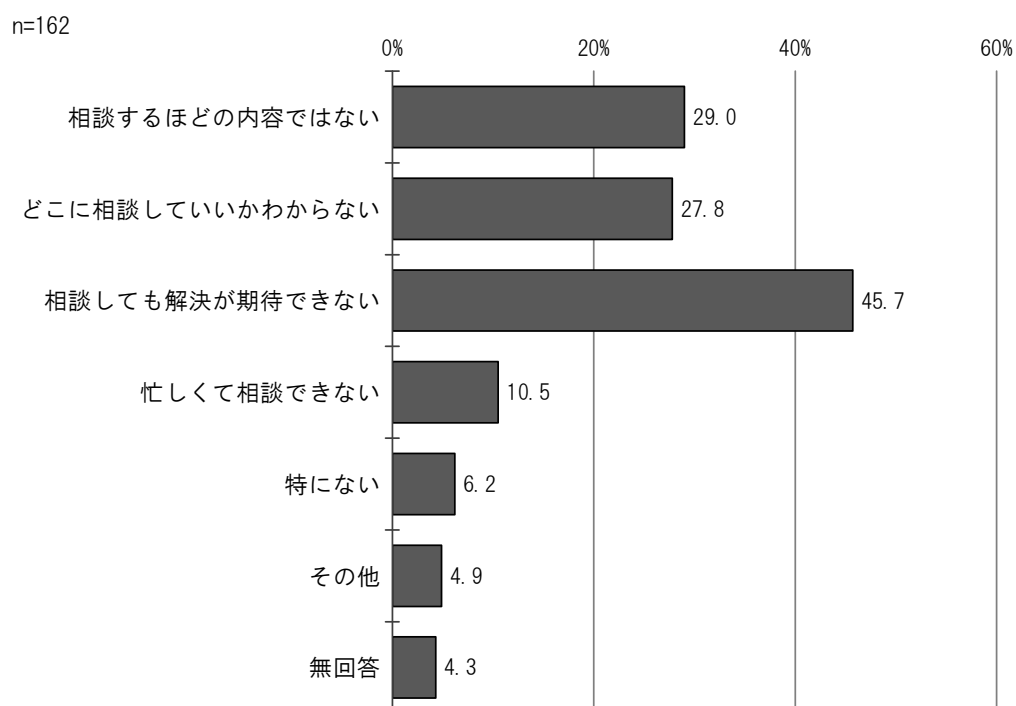
音声コード

《(困りごとが「ある」人)どこか(誰か)に相談をしているか(単数回答)》



資料:市民調査(令和6年)

《(困りごとを相談「していない」人)相談をしていない理由(複数回答)》

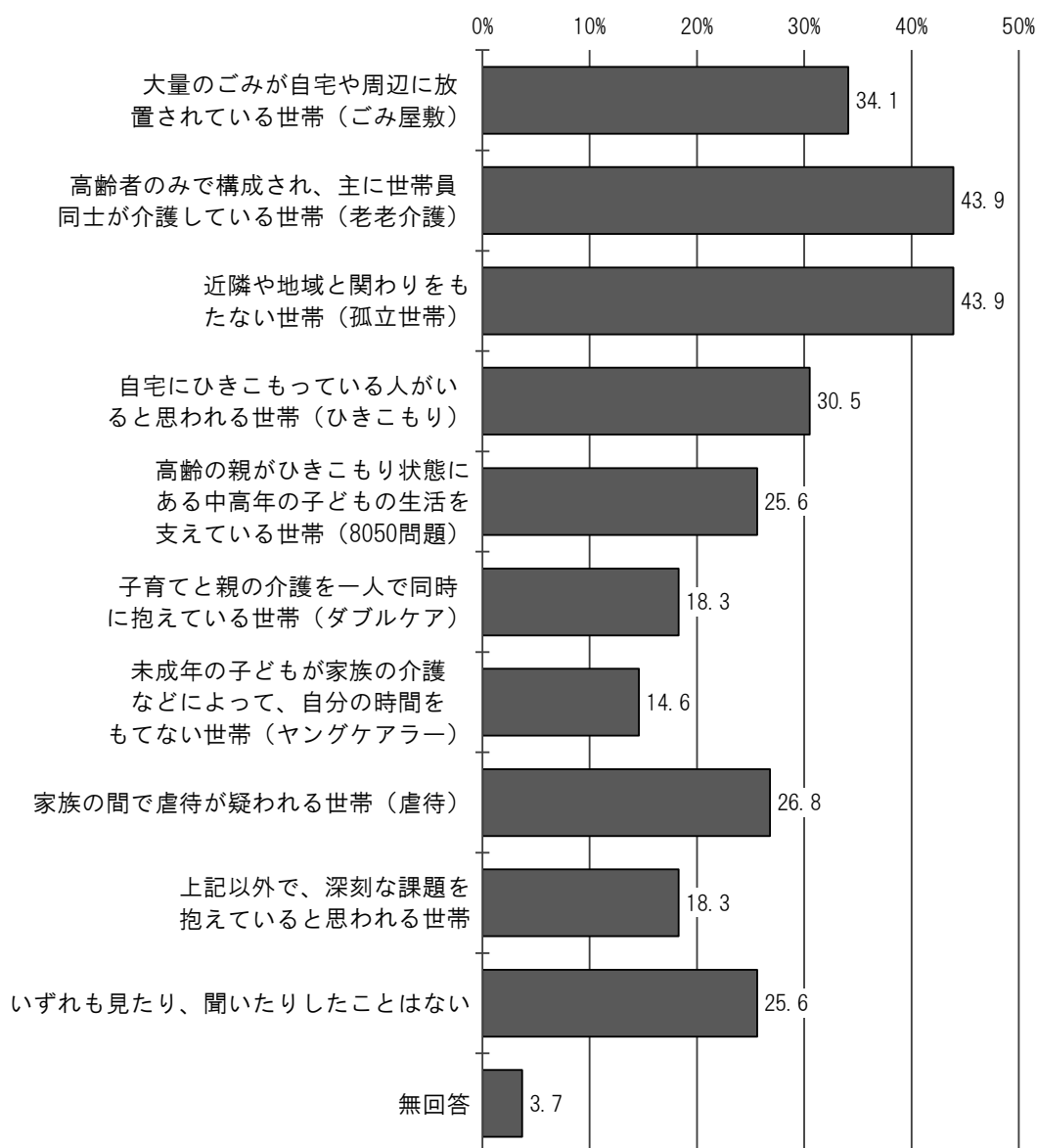


資料:市民調査(令和6年)

- 活動、事業を通じて見える地域の状況として、「老々介護」、「孤立世帯」がともに 43.9%、「ごみ屋敷」に関することが 34.1%、「ひきこもり」に関することが 30.5%となっています。【団体調査より】
- 上記のような世帯に対して支援活動を行っている団体が課題に感じることで、「支援を拒否される」が 38.0%と最も多く、次いで「他の相談支援機関との連絡・調整が難しく、スムーズに連携できていない」が 36.0%、「連携して支援を行うにあたって、各相談支援機関等の明確な役割分担ができていない」が 34.0%となっています。【団体調査より】

《活動(事業)を通して見たり聞いたりした世帯(複数回答)》

n=82

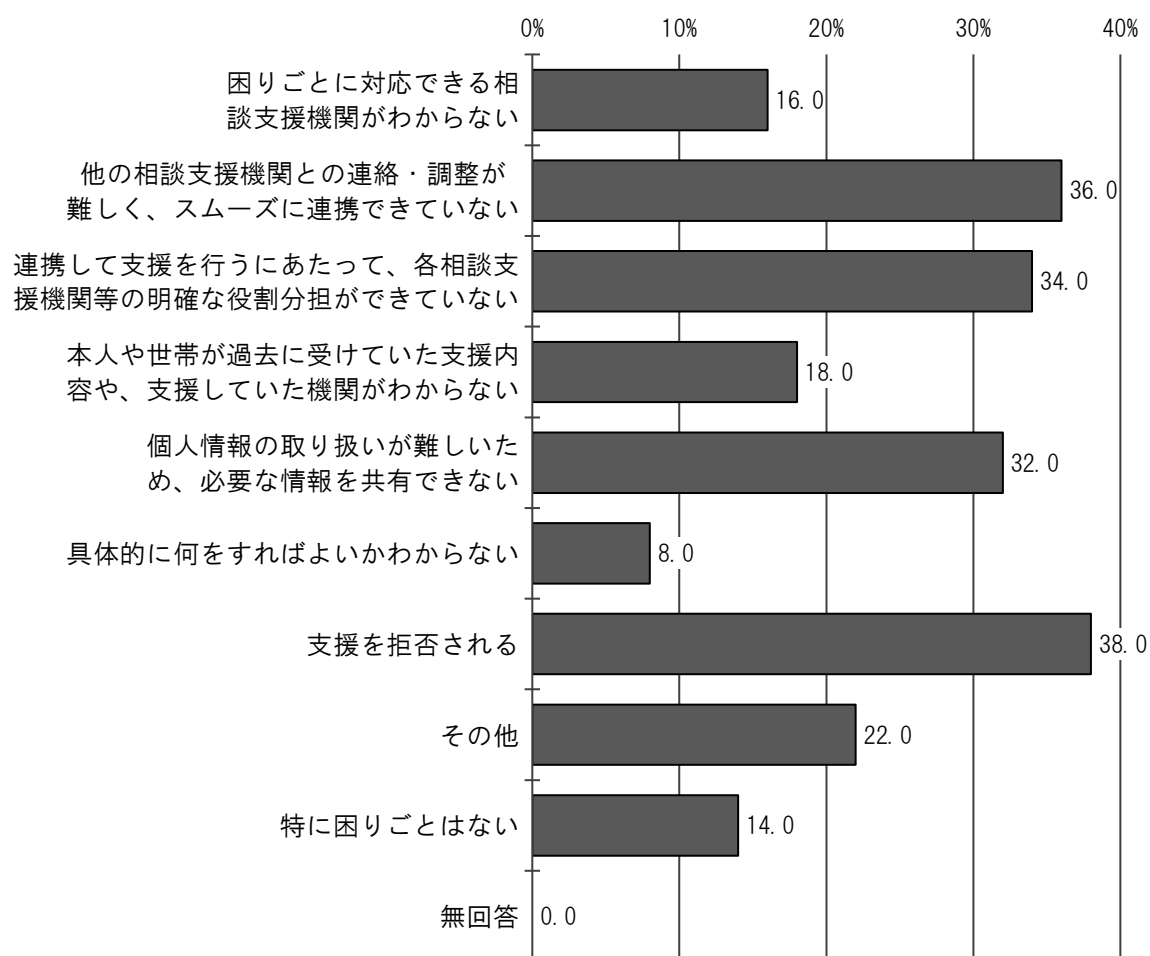


資料：団体調査(令和6年)

音声コード

《(支援したことがある団体)支援している際の困りごと(複数回答)》

n=50



資料:団体調査(令和6年)

(8) 福祉情報について

- 福祉に関する情報はどこから得ているかについて、全体では「市の広報紙「広報ふっさ」」が79.9%と最も多く、年齢別にみても同様の傾向となっています。【市民調査より】
- 自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているかについて、全体では「十分ではないが、入手できている」が39.4%と最も多く、次いで「ほとんど入手できていない」が23.8%、「今のところ情報を得る必要がない」が23.2%となっています。【市民調査より】

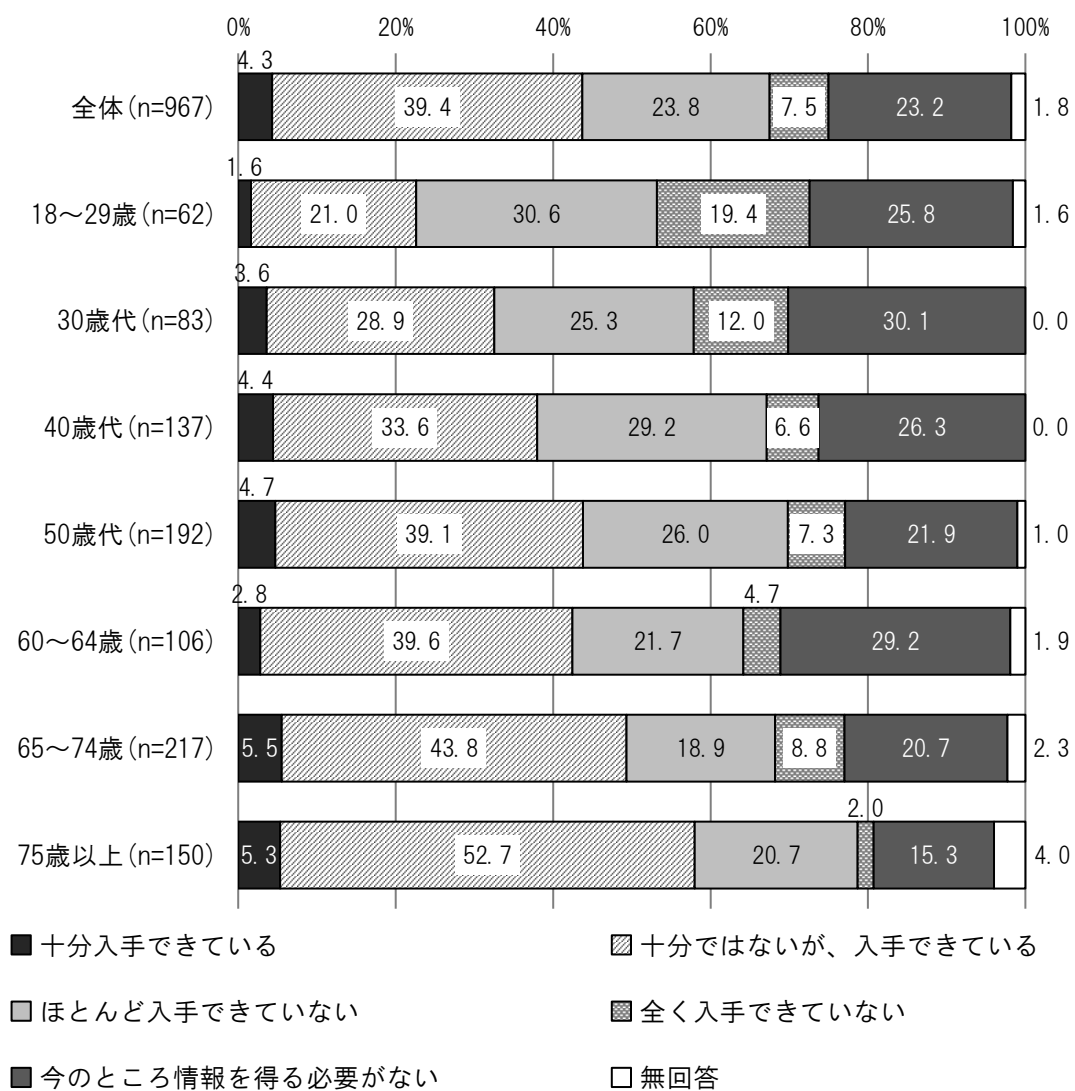
《福祉に関する情報源(複数回答)》

(単位=%)

		市の広報紙 「広報ふっ さ」	「福生市議 会だより」 などの市の 刊行物	市で作成し たパンフ レット、ポ スターなど	市のホーム ページ	市公式 YouTube チャンネル 「福生市メ ディアラ ボ」	市政情報配 信サービス 「ふっさ情 報メール」	ふっさ情報 アプリ「ふ くナビ」
年齢	全体(n=967)	79.9	30.6	20.2	21.7	0.9	5.1	8.5
	18～29歳(n=62)	50.0	8.1	17.7	29.0	1.6	1.6	3.2
	30歳代(n=83)	71.1	25.3	9.6	26.5	1.2	4.8	8.4
	40歳代(n=137)	74.5	28.5	13.1	30.7	-	5.1	12.4
	50歳代(n=192)	79.2	30.2	20.3	24.0	1.0	6.8	8.3
	60～64歳(n=106)	84.9	29.2	22.6	22.6	0.9	4.7	5.7
	65～74歳(n=217)	88.0	35.9	20.7	17.1	0.5	4.6	12.0
	75歳以上(n=150)	87.3	36.0	31.3	12.7	2.0	4.7	2.7
		福生市LINE 公式アカウ ント	町会・自治 会の回覧物	新聞、テレ ビなどのマ スメディア	特になし	その他	無回答	
年齢	全体(n=967)	2.7	21.3	19.1	9.4	2.6	1.8	
	18～29歳(n=62)	4.8	6.5	8.1	25.8	4.8	1.6	
	30歳代(n=83)	2.4	3.6	6.0	16.9	2.4	-	
	40歳代(n=137)	6.6	11.7	8.0	13.9	3.6	-	
	50歳代(n=192)	2.6	12.5	16.1	7.8	3.6	1.0	
	60～64歳(n=106)	0.9	29.2	20.8	8.5	0.9	0.9	
	65～74歳(n=217)	1.8	30.4	25.8	6.9	2.3	1.8	
	75歳以上(n=150)	1.3	38.0	34.0	2.0	0.7	5.3	

資料：市民調査(令和6年)

《必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できていると思うか(単数回答)》



資料：市民調査(令和6年)

3. 策定に関する課題

統計データ、令和6年度に実施した本計画策定のための基礎調査結果及び市政世論調査結果を基に分析を行い、策定に関する課題をまとめました。

(1) 地域活動を担う人材の不足

福祉や地域の取組は様々なものがありますが、地域活動に「取り組んだことはない」市民の割合が高くなっています。活動を支える人材の不足により、団体の高齢化や活動の負担増加など、活動の継続等に影響を与える可能性があります。

仕事や子育て等で時間的なゆとりが少なくなる中、活動に対する負担の軽減や役割の分散など、地域活動・ボランティア活動への関わり方の間口を広げ、参加者を増加することが必要です。

(2) ボランティア活動の機会の不足

地域活動やボランティア活動へ意欲のある市民が一定数いることがうかがえる一方、活動内容や参加方法が分からない市民や、参加に当たって身近なところで、時間や曜日を自由に選択できるなど、気軽な参加方法を求めている市民がいることがうかがえます。

活動情報の効果的な周知や、団体相互の連携による活動のPR等、意欲のある市民が参加につながるような情報発信が必要です。

また、NPO・ボランティア活動の活性化につながるよう支援や取組を進めていくことが必要です。

(3) 地域のつながりの希薄化

町会・自治会の加入率の低下や、若い世代において近所付き合いが希薄な傾向があるなど、地縁による地域のつながりの希薄化がうかがえます。一方で、地域への愛着は世代を問わず比較的高くなっています。

孤独感を感じている市民もいることから、各自が興味のあるテーマを通じて交流や体験活動、居場所への参加を行うなど、一人ひとりが孤立しないような環境づくりが重要となります。

そのため、地域における交流の機会や拠点となる居場所づくりに取り組む必要があります。

(4) 相互理解の促進

福祉のまちづくりを進めるために、福祉を自分ごととして考え、思いやりのこころを持つことや、お互いのことをよく知ることが市民に重視されていることがうかがえます。一人ひとりが助け合い、支え合える関係となるよう、地域に暮らす多様な人々に対する理解を深めることが重要です。人権意識を持ち、お互いの個性を尊重し合える地域となるよう、学校や地域における福祉教育に引き続き取り組むとともに、多様な人々が交流する機会等、相互理解を促す場づくりが必要です。

（５）権利擁護等についての認知不足

高齢者単身世帯や要介護認定者、障害者手帳登録者が増加傾向にあり、支援を必要とする人の増加が予測される中、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に対する認知が十分ではないことがうかがえます。

市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して地域で生活できるよう、支援が必要な人を把握し、日常的な見守りを行うとともに、成年後見制度に関する普及啓発や権利擁護支援の体制の充実が必要です。また、多様な分野・主体が連携しながら権利擁護支援を行うことができるよう、地域連携ネットワークの機能を充実していく必要があります。さらに、担い手となる後見人等の確保・育成等のほか、本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度の利用促進に向けた周知が必要です。

また、本人の親族関係や経済的状況にかかわらず、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施に引き続き努める必要があります。

（６）犯罪を繰り返さないための地域づくり

全国的に、刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、再犯者率は増加している状況です。犯罪をした人の中には就労・住居の確保に課題を抱えている人や、福祉や医療の支援を必要としている人がいます。しかし、十分な支援を受けられないために、犯罪を繰り返してしまうことが少なくありません。

犯罪をした人などが、再犯をすることなく地域で安定した生活を送ることができるよう、地域の理解促進と包括的・継続的に支える仕組みの構築が必要です。

（７）生活上の様々な脅威や不安の高まり

近年、全国各地で自然災害が多発し、防災に関する関心が高まっています。今後も引き続き、地域での防災活動を支援するなど、災害発生時への平時からの備えが必要です。

また、高齢者や障害のある人など自力で避難することが困難な方が災害時に円滑に避難できるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築する必要があります。

さらに、高齢者等を狙った悪質な特殊詐欺のほか、いわゆる「闇バイト」に安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうなど、新たな犯罪の手口が横行し、大きな社会問題となっています。このような脅威や不安から守るため、地域全体が監視の目となり、安心して生活できる地域づくりが必要です。

（８）地域課題の複雑化

個人や世帯単位で様々な課題を抱え、支援を必要としているケースが増えており、適切に相談につながらずに孤立してしまうケースや、相談先が分からずに状態が深刻化してしまうケースなどもあります。問題が複雑化する前の早い段階で適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

引き続き、支援が必要な人が相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、適切な相談先につながるためのアウトリーチなど、解決が難しい複雑な生活課題に対して関係機関と連携しながら支援に取り組むための体制強化が必要です。

（９）情報の散在化・アクセシビリティの向上

情報提供については、広報紙・ホームページ・回覧板等を活用した情報提供を実施しており、幅広い年代に「広報ふっさ」が活用されています。

一方で、必要な「福祉サービス」の情報を十分入手できている割合は低くなっており、住民が求めている情報を適切に入手できるよう、分かりやすい情報提供に努める必要があります。

また、視覚障害者や聴覚障害者など情報を収集することが困難な人もいます。福祉サービスの情報に限らず、また、障害の有無にかかわらず誰もが円滑に情報を確認できるよう、様々な媒体において情報発信を工夫する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第6期福生市地域福祉計画では、計画の基本理念を、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」と定め、地域福祉の推進に努めてきました。

令和2年3月に策定された「福生市総合計画(第5期)」においては、目指すまちの姿を「人を育み夢を育む 未来につながるまち ふっさ」としており、その実現に向けたまちづくりの5つの行動指針を掲げ、福生市に関わる人々が日々の暮らしをより良いものとしていけるまちづくりを推進しています。

地域共生社会の実現を目指して、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていくことが必要であることから、本計画の基本理念は第6期計画を継承し、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。

基本理念

すべての人が、住み慣れた地域の中で
安心して明るく心健やかに暮らせる、
人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり

(1) 基本理念の実現のための重要な考え方

①「地域共生社会」

「支援する人」「支援される人」という関係を超えて、地域の様々な人や団体が役割を持ち、協力しながら、全ての人の暮らしと生きがいとともに創っていく社会のことです。

■地域共生社会のイメージ



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

この地域共生社会の実現を目指して、「包括的な支援体制」を整備することが市町村に求められています。

包括的な支援体制とは、地域の住民同士が日常的なつながりを持ち、生活課題を抱えても、行政への相談につながったり、誰かが寄り添うことで深刻化を防ぐといった地域の体制や、支援機関が連携しながら、課題を抱える人を見つけたり、寄り添った支援を行うことができる体制が組み合わさり、連携しながら支え合う体制のことです。

福生市では、この包括的支援体制の構築を目指し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

■重層的支援体制整備事業の実施体制のイメージ



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

②バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーとは、障壁（バリア）を除去するという意味であり、生活上の困難を抱える障害のある人や高齢者等を対象に、その人にとっての物理的あるいは社会的、制度的、心理的なバリアを除去しようという考え方です。

これに対し、ユニバーサルデザインは、障害の有無や年齢、国籍、性別にかかわらず、様々な人が気持ちよく使えるように、できる限りはじめてからバリアのないデザインにしようという考え方です。

バリアフリーとユニバーサルデザインは、ハード整備とソフト事業の2種類に分けられます。ハード整備とは、物理的に都市基盤や建物、乗り物、構造物等を整備することを指し、ソフト事業は心の啓発（教育）と言われています。

物や施設などのハード面のバリアフリー・ユニバーサルデザインが整備されたとしても、サービスを提供する人の心のやさしさや思いやりがなければ、本当の意味でのバリアフリー・ユニバーサルデザインにはなりません。

本計画においては、バリアフリーとユニバーサルデザインを次のとおり整理します。

種類		内容	対象者
ハード整備	バリアフリー	高齢者や障害のある人が使いやすいよう施設等を整備する。	高齢者や障害のある人
	ユニバーサルデザイン	できる限りはじめ（設計段階）から、様々な人が使いやすいようにデザインする。	全ての人
ソフト事業	心のバリアフリー	心のやさしさや思いやりにより、ハード整備だけでは足りない部分を補う。	全ての人
	情報のバリアフリー	情報手段に特化して配慮し、ハード整備だけでは足りない部分を補う。	

③合理的配慮

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 28 年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」を行うことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。令和6年には、それまで努力義務とされていた「事業者における合理的配慮の提供」が義務化されました。

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切であり、その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

本計画においても、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現に向けて、必要かつ合理的な配慮が提供されることを基本的な考えとしていきます。

対象となる「障害のある人」とは？

ここでいう「障害のある人」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます。）、その他の心や体のはたらきに障害（難病に起因する障害も含まれます。）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です（障害児も含まれます。）。

対象となる「事業者」とは？

ここでいう「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

2. 基本目標

基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を実現するため、次の3つの基本目標を設定して、地域福祉計画の取組の柱とします。

基本目標1 地域の支え合い・担い手づくり

地域福祉の推進に当たっては、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、担い手としてできることに取り組むことが重要です。

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、孤立を防ぐとともに、日常的な見守りや支え合い、助け合い活動を行うことができるよう、日常的な交流の場づくりや、福祉教育、町会・自治会や民生委員・児童委員など地域の団体や組織の活動への支援を行います。

また、NPO・ボランティア活動を支援するとともに、連携体制の構築に取り組みます。

基本目標2 安心して住み続けられる地域づくり

高齢者単身世帯や要介護認定者、障害者手帳登録者等、日常的な見守りや支援が必要な人の増加が見込まれる中、一人ひとりが安心して地域で生活できるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護の支援のためのネットワークづくりに取り組みます。

また、自然災害や感染症、犯罪をはじめとする、生活上の脅威や不安に対し、地域全体で助け合うことができるよう、安全安心な地域づくりに取り組みます。

さらに、非行や犯罪、再犯の防止に向けて、地域の理解促進のほか、就労、住居の確保、必要な保健医療・福祉サービスの利用促進等、安定した生活基盤を築くための支援を行います。

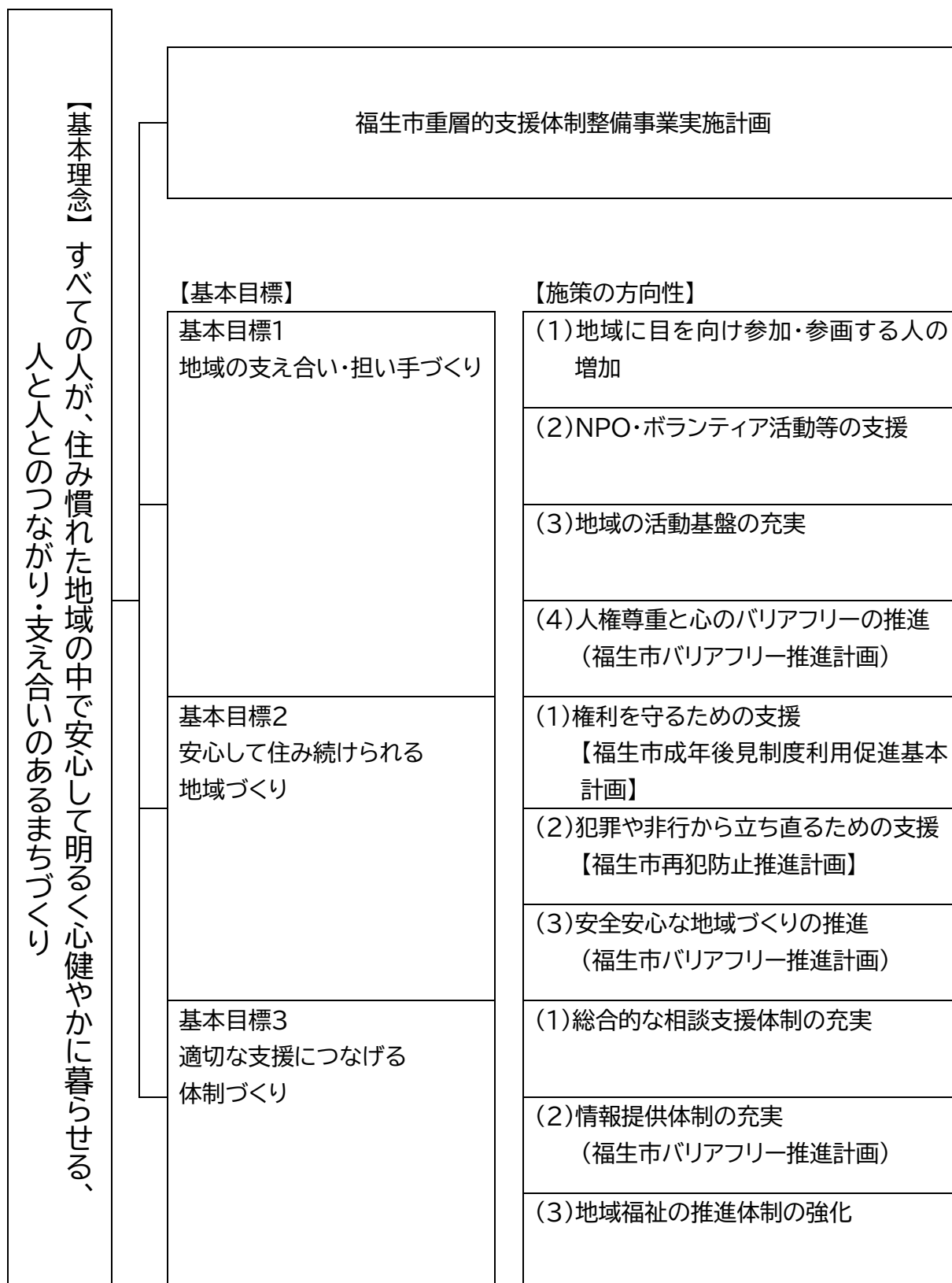
基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

日常的な支援や見守りの必要な市民の増加、世帯規模の縮小が進む中、個人や家庭の抱える生活課題は複雑化・複合化しています。

適切な支援につながるよう、介護、障害、子育て、生活困窮等の各分野における相談支援体制や、住まいや就労などの生活課題の解決に向けた横断的な相談体制の充実に取り組むとともに、市民が必要な福祉情報を正しく受け取ることができるよう情報提供体制の充実に取り組みます。

また、行政の分野横断的な連携体制のほか、社会福祉協議会や町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア活動団体等、地域の様々な関係団体等との連携を強化し、地域福祉推進に向けた体制を強化します。

3. 施策体系



第4章 計画の推進体制

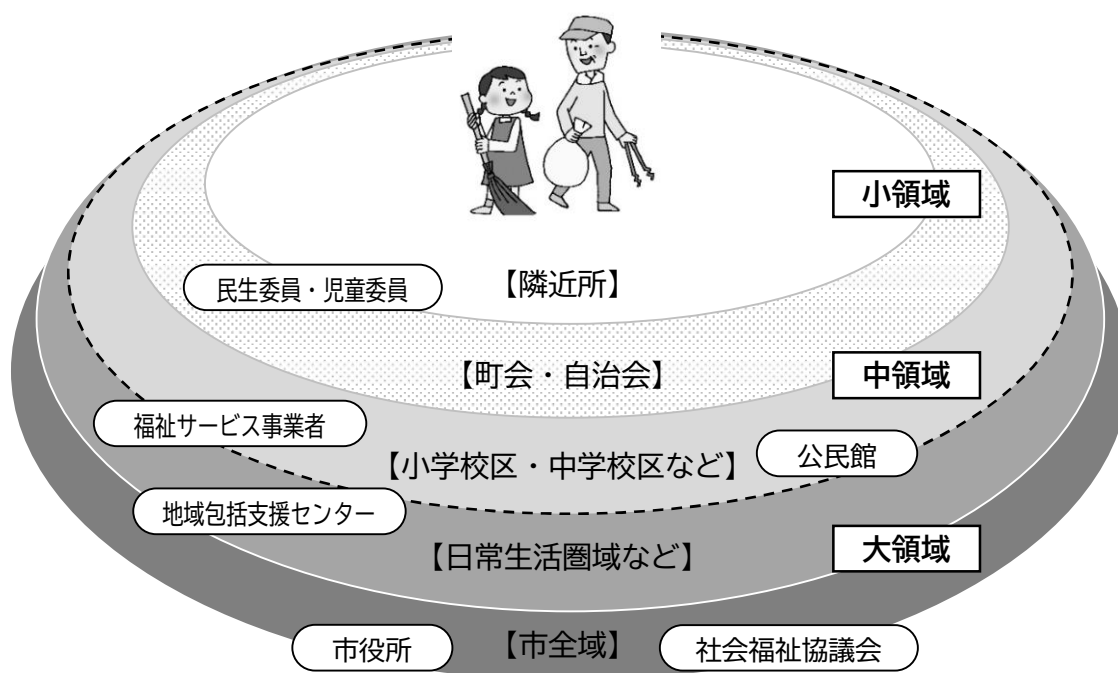
1. 圏域の捉え方・各主体の役割

(1) 圏域の捉え方

本計画は、市全体を対象として策定しますが、市民に身近な助け合い、支え合い活動の促進や、地域課題によりきめ細かな対応をしていくためには、一定の「地域の範囲」を想定しておく必要があります。

市内には32の町会・自治会があり、各町会・自治会がそれぞれ工夫を凝らして、防犯・防災活動や地域の見守り活動、美化活動など日常生活に密着した様々な活動を行っています。町会・自治会は、市民が主体的に地域福祉活動を展開できる範囲であり、福生市の地域福祉を推進して行く上で、重要な領域であると考えます。しかし、専門的な支援や、地域共通の課題への対応を図る範囲として、より広域的に地域福祉活動に取り組む領域も重要です。

このため、本計画では、小領域、中領域、大領域と、重層的に地域を捉えて、地域福祉を推進していきます。



（２）地域福祉を担う各主体の役割

本計画の推進に当たっては、基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」の実現に向けて、各主体それぞれが多様性を受け止め、認め合い、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせながら、協働・連携していくことが大切です。

市民の役割【小領域】

各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動などへの積極的な参加により、「支援する人」「支援される人」という関係を越えて、行政などと協働し、見守りや簡単なお手伝いなど、気軽なものから取り組むことで、地域の担い手として活動することが期待されます。

また、福祉のまちづくりに向けて、自転車及び自動車の駐停車、運転マナーに努めるほか、外出した際に、高齢者や障害のある人等が困っている様子が見受けられる場合への声掛け、情報提供への協力などが求められます。

市民団体・地域団体の役割【小領域】

NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、障害福祉団体などの市民団体及び町会・自治会などの地域団体は、各団体の特性を生かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。特に、住民に身近な団体としての特徴を生かして地域の課題を把握し、相談・支援を行う専門機関につなぐなど、団体間の連携・協力、更には市民との協働により、課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

民生委員・児童委員の役割【中領域】

高齢者、障害のある人、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動することが求められます。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行うことが期待されます。

事業者の役割【中領域】

福祉事業者や福祉施設においては、地域における重要な社会資源として、福祉サービスの情報提供や質の確保だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、行政参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

民間事業者においては、不特定多数の市民が利用する民間施設等のバリアフリー及びユニバーサルデザインの徹底に努めることが求められます。また、高齢者や障害のある人等が円滑にサービ

スを受け、又は買い物などができるよう、案内板、看板、商品価格、サービス料等の分かりやすい表示に努めるなど、市民が利用しやすい事業所、店舗等を目指した環境づくりへの配慮が期待されています。

社会福祉協議会の役割【大領域】

地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成等を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが期待されます。

さらに、市（行政）と協働して、社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画と地域福祉計画と連携しつつ、共に地域福祉を主体的に進めることが期待されます。

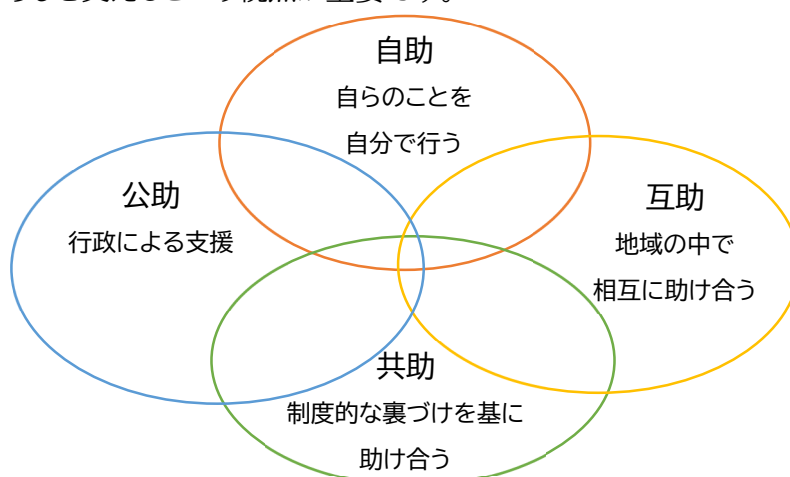
市（行政）の役割【大領域】

市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的なサービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、事業所、社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない福祉課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

さらに、地域住民の孤立を防ぐ交流機会や居場所づくりといった地域づくりに向けた支援、様々な相談を広く受け止め解決に向けた支援を行う相談体制の強化、多機関協働による調整機能やアウトリーチ等を通じた支援等、福生市における包括的な支援体制を主体的に整備していきます。

自助、互助、共助、公助の考え方

誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会を構築するためには、自らのことを自分で行う「自助」、住民組織の活動等自発的に相互的に支え合う「互助」、社会保険制度等の費用負担の制度的な裏づけを基に支え合う「共助」、行政による公の支援である「公助」を組み合わせ、全ての人の地域の暮らしを支えるという視点が重要です。

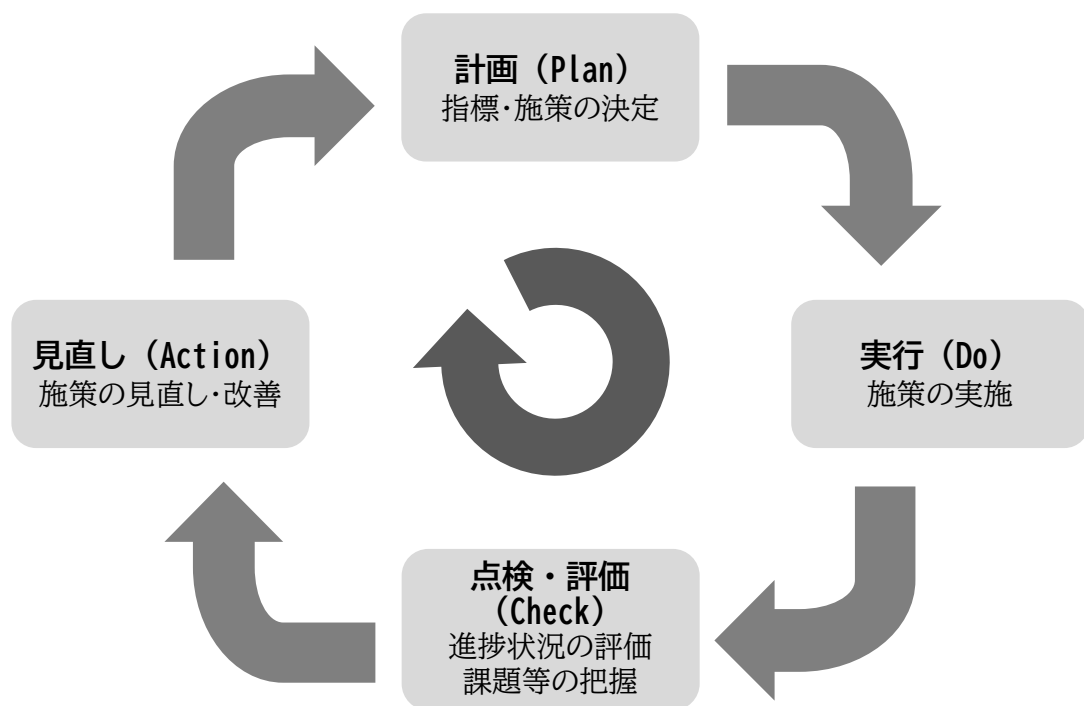


2. 計画の進捗管理

本計画は、毎年度、PDCAサイクルに基づいて進捗管理を行います。

本計画(Plan)に基づき施策を実施(Do)し、点検・評価(Check)においては、施策の方向性ごとの「指標と目標値」の結果及び施策の結果を踏まえ、分析を行い、実施状況を確認します。また、福生市地域福祉推進委員会において評価を行い、進捗状況の確認や必要な課題を把握します。見直し(Action)においては、点検・評価(Check)を踏まえて、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。

なお、進捗状況及びその評価については、福生市ホームページ等に掲載し、その内容を公表します。



各論 I

重層的支援体制整備事業実施計画

第1章 重層的支援体制整備事業について

1. 重層的支援体制整備事業の概要

(1) 重層的支援体制整備事業とは

これまでの社会保障制度では、各分野における典型的なリスクや課題を想定し、介護、障害、児童、生活困窮など、属性別・対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、福祉の現場では、一つの世帯に複数の課題が存在しており、例えば、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題や、介護と育児のダブルケア、ひきこもり問題、ヤングケアラー問題、個人や世帯全体が孤立している状態など、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、必要な支援が届いていない現状があります。

このような状況の中、地域共生社会の実現を目的として、市が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みを作るため、社会福祉法に基づき令和3年4月より実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業です。

重層的支援体制整備事業では、制度の縦割りを解消するため、①属性を問わない相談支援体制の整備(「包括的相談支援」)や、これまで分野ごとに実施していた、②支援が必要な対象者やその世帯が社会と継続的につながるための支援体制の整備(「参加支援」)、③世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備(「地域づくりに向けた支援」)に市全体で取り組むことを柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④必要な支援が届いていない人に支援を届けるための機能(「アウトリーチ等を通じた継続的支援」)と、⑤全体の調整を担う機能(「多機関協働による支援」)を一体的に実施することとしています。

■支援の柱

①包括的相談支援	【社会福祉法第106条の4第2項第1号に基づく事業】 本人・世帯の属性や相談内容等にかかわらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて支援を行う。
②参加支援	【社会福祉法第106条の4第2項第2号に基づく事業】 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
③地域づくりに向けた支援	【社会福祉法第106条の4第2項第3号に基づく事業】 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備等を行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築等を行う。

■強化する機能

④アウトリーチ等を通じた継続的支援	【社会福祉法第106条の4第2項第4号に基づく事業】 必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。
⑤多機関協働による支援	【社会福祉法第106条の4第2項第5号に基づく事業】 調整業務を行う機関を整備し、単独の支援関係機関では対応が難しい相談に対し、支援関係機関の抱える課題の把握、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理等、支援全体の調整を行う。

一体的に実施

(2) 福生市における重層的支援体制整備事業の提供体制

福生市の社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の各支援の提供体制は、次のとおりです。

① 包括的相談支援

■地域包括支援センターの運営

相談支援機関	地域包括支援センター加美 地域包括支援センター武蔵野 地域包括支援センター熊川
設置箇所数	3か所
設置形態	基本型
対象分野	介護
所管課	介護福祉課

■相談支援事業

相談支援機関	基幹相談支援センター 福生市障害者自立生活支援センターすてっぴ 精神障害者地域活動支援センターハッピーウイング
設置箇所数	3か所
設置形態	基本型
対象分野	障害
所管課	障害福祉課

■利用者支援事業（特定型）

相談支援機関	福生市役所(子ども育成課)
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
対象分野	子育て
所管課	子ども育成課

■利用者支援事業（こども家庭センター型）

相談支援機関	こども家庭センター
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
対象分野	子育て
所管課	こども家庭センター課

■利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

相談支援機関	こども家庭センター
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
対象分野	子育て
所管課	こども家庭センター課

■生活困窮者自立相談支援事業

相談支援機関	就労と福祉の相談窓口(生活困窮者自立相談支援機関)
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
対象分野	生活困窮
所管課	社会福祉課

② 参加支援

実施主体	福生市社会福祉協議会
実施体制	地域福祉コーディネーター3人(兼務)
運営形態	委託
所管課	社会福祉課

③ 地域づくりに向けた支援

■地域介護予防活動支援事業

実施内容	介護予防リーダーの養成及び支援
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
対象分野	介護
所管課	介護福祉課

■生活支援体制整備事業

実施内容	生活支援コーディネーターの配置による地域資源や関連機関等のネットワーク機能の支援
設置箇所数	3か所
設置形態	基本型
対象分野	介護
所管課	介護福祉課

■地域活動支援センター事業

実施内容	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等の実施
設置箇所数	2か所
設置形態	基本型
対象分野	障害
所管課	障害福祉課

■地域子育て支援拠点事業

実施内容	子育てひろば事業の実施
設置箇所数	4か所
設置形態	基本型
対象分野	子育て
所管課	子ども政策課・こども家庭センター課

■生活困窮者支援等のための地域づくり事業

実施内容	・相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズなどの把握 ・交流、参加、学びの機会を生み出すため個別の活動や人のコーディネート ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化
実施体制	地域福祉コーディネーター3人(兼務)
設置形態	基本型
対象分野	生活困窮
所管課	社会福祉課

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援

実施主体	福生市社会福祉協議会
実施体制	地域福祉コーディネーター3人(兼務)
運営形態	委託
所管課	社会福祉課

⑤ 多機関協働による支援

実施主体	福生市・福生市社会福祉協議会
実施体制	地域福祉コーディネーター3人(兼務)
運営形態	一部委託
所管課	社会福祉課

※設置形態の「基本型」とは、単一の各支援機関が、従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた人の相談の受け止めや、他の支援機関へのつなぎなど、他の支援機関と連携して様々なニーズに対応する形態のことをいいます。

2. 重層的支援体制整備事業における役割

複雑で複合的な福祉課題に対して、縦割りの制度では、世帯が抱える課題の全体が見えず、支援が行き届かないなどの「支援のしづらさ」があります。重層的支援体制整備事業は、この「支援のしづらさ」を少しでも改善し、制度の狭間で孤立し支援が届かない「生きづらさ」を抱える地域住民の生活を支援するものであり、当該事業の実施は地域住民、支援関係者、そして行政全体にメリットがあると考えられます。

地域を取り巻く状況は絶えず変化を続けています。制度の狭間で孤立し「生きづらさ」を抱える地域住民の生活を支援するには、この変化に対応しながら、「自助」「互助」「共助」「公助」が適切かつ持続可能な役割分担を行い、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画するとともに、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合う地域社会を創ることが必要となります。重層的支援体制整備事業の実施に取り組むことが、地域共生社会の実現につながります。

地域住民

重層的支援体制整備事業により、各分野の支援体制が強化されていくことにより、地域住民は、分野をまたぐような生活課題を抱える場合であっても、生活課題ごとに窓口を探す必要がなくなり、適切な支援関係機関や制度につながるできるようになります。また、地域住民にとって顕在化していない生活課題にも支援が届くことによって、安心してよりよい生活を送れることが期待されます。

支援関係者・専門職・支援関係機関

市民が抱える生活課題の全てを支援関係者や専門職、支援関係機関など、1か所で抱え込む必要がなくなり、各分野の負担が軽減されることは社会的コストの抑制につながり、最終的に生活課題を抱える地域全体のメリットにつながることを期待されます。

行政

抱えている生活課題の状況が悪化していけば、より高い社会的なコストを必要とします。参加支援やアウトリーチを通じてできるだけ早く人とのつながりを作り、生活課題に向き合うことができれば、仮に生活課題は解決に至らなくても、状況の悪化・深刻化を抑えることができます。悪化・深刻化したケースを減らしていくことは社会的コストの抑制につながり、地域全体や行政にとって大きなメリットとなります。また、制度の縦割りを解消することで、効率的な会議運営と、限りある人的資源を有効に活用できるようになります。

3. 基本方針

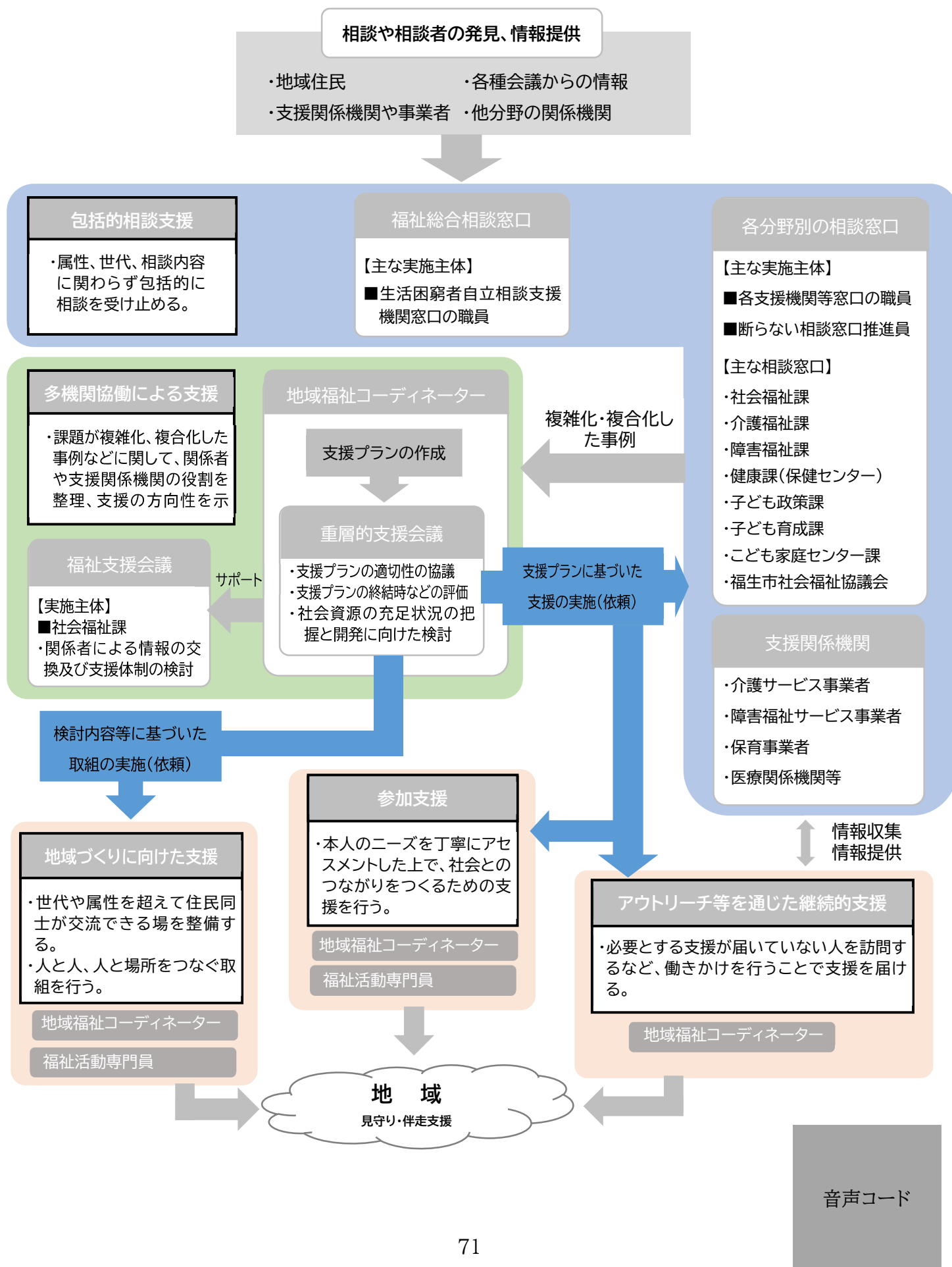
制度の狭間で孤立状態にあり相談先や支援の必要性が分からないなどの理由により、適切な支援につながらず、問題や課題を抱えたまま更に状況が悪化することを防ぐために、アウトリーチ活動も含めた様々な手段により支援関係機関が把握した困りごとについて、各支援関係機関が連携し包括的な相談の受け止めを行います。また、個別の課題解決だけではなく、解決が困難な場合や解決した場合も、本人と支援者がつながり続けるためのアプローチの継続による伴走支援の実施を目指します。

既存の支援体制を生かしつつ、次の【図1】事業実施フローのとおり取り組むことで、持続可能な支援体制の構築を目指します。

なお、本計画の期間中、取組状況や実現性を考慮し、更なる支援の充実を目指して、必要に応じた計画の見直しを行います。

また、重層的支援体制整備事業に係る指標・目標値を、各論Ⅱの基本目標3において設定します。

【図1】事業実施フロー



第2章 重層的支援体制整備に向けた取組

1. 包括的相談支援体制の構築

(1) 包括的相談支援体制の強化

【方向性】

各分野の相談支援事業については、現行の相談体制を維持しつつも、連携体制を強化することで、各支援関係機関が受け止めた分野を超える福祉課題についても支援を行う「断らない相談体制」の構築に努め、また、福祉分野以外の関係機関との連携や協働に向けた体制整備に取り組みます。

具体的な取組

- どの窓口に応じた相談が来ても、適切な支援関係機関につなぎ、必要な支援を行うことができるよう、福祉保健部及び子ども家庭部職員の意識啓発として「断らない相談窓口」の取組を行います。
- 「断らない相談窓口」の取組を推進するため、福祉保健部、子ども家庭部及び福生市社会福祉協議会の各窓口の係長職を「断らない相談窓口推進員(相談支援包括化推進員)」として位置づけています。断らない相談窓口推進員は、窓口対応した職員だけでは適切な支援関係機関につなぐことなどできない又はつなぎ先が分からない場合の相談先であり、支援関係機関や地域福祉コーディネーターとの必要な調整やつなぐ役割を担います。
- 「断らない相談窓口」の取組を推進するためのマニュアルを作成し、職員に対する周知や研修等の実施により、福祉意識の醸成を図ることで、包括的相談支援体制の強化に努めます。
- 「断らない相談窓口」の取組については、今後、全庁的な取組となるよう調整を図ります。

(2) 福祉総合相談窓口の設置

【 方向性 】

ひきこもりなどの従来の福祉制度の狭間の課題、8050問題など各分野を横断する問題などに対応するため、各分野別の相談窓口とは別に、相談者の属性、世代等にかかわらず相談を受け止める包括的な「福祉総合相談窓口」を設置します。

なお、福祉総合相談窓口は“市民”がどこに相談すればよいか分からない相談内容の受け止め先として設置するもので、主な機能は、相談内容を踏まえて適切な支援関係機関につなぐ(交通整理をする)ことです。

具体的な取組

- 社会福祉課の生活困窮者相談窓口を「福祉総合相談窓口」と位置づけます。
- 複雑化・複合化した福祉課題をはじめとした、市民及び関係機関等の福祉相談を総合的に受け止め、状況に応じた支援や必要な支援関係機関等への連絡や連携を図ることで相談者のサポートを実施します。
- 福祉総合相談窓口では、受け付けた相談内容に応じて、支援関係機関や地域福祉コーディネーターとの必要な調整やつなぐ役割を担います。

2. 地域福祉コーディネーターの配置と活用

(1) 地域福祉コーディネーターの配置と活用

【方向性】

福生市における重層的支援体制整備事業の実施において、中心的な役割を担う事となる地域福祉コーディネーターを3名配置します。

地域福祉コーディネーターは、各支援関係機関からの複合化・複雑化した相談を受け止め、必要な助言を行います。

地域福祉コーディネーターの配置場所と主な役割

配置場所	主な役割
福生市役所 (社会福祉課)	(1)多機関協働による支援の実施 ア 相談者等が抱える課題の把握 イ 支援の基本的な方向性に関する検討、調整等 ウ 支援方針を検討の上、必要に応じた支援プランの作成 エ 支援関係機関等との連絡調整 オ 重層的支援会議の運営・開催や福祉支援会議のサポート (2)複合化・複雑化した地域課題の把握、相談受付 ア 支援関係機関や民生委員・児童委員等、地域ネットワークとの連携・強化を図り、複合化・複雑化した地域課題の把握 イ 来所や電話等による相談受付及び支援関係機関との連携による訪問支援を含めた対応の実施
福生市福祉センター (福生市社会福祉協議会)	(3)参加支援の実施 ア 参加支援の実施が必要と思われる者のニーズや課題の把握 イ アで把握したニーズや課題と地域の社会資源等とのマッチング ウ 支援方針を検討の上、必要に応じた支援プランの作成 エ 本人や世帯のニーズ・状態に合った支援メニューの創造 オ マッチング後の定着支援及び受入先へのサポート (4)アウトリーチ等を通じた継続支援の実施 ア 支援内容の周知 イ 支援関係機関との連携、地域からの情報収集 ウ 支援対象者に対する情報提供や信頼関係構築に向けた働きかけ エ 支援方針を検討の上、必要に応じた支援プランの作成 オ 支援関係機関等との連絡調整 (5)「地域づくり」に向けた支援の実施 ア 地域住民のニーズ、生活課題の把握

	イ 地域住民の活動支援、情報発信等 ウ 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 エ 行政や地域住民、NPO等の「地域づくり」の担い手がつながるプラットフォームの展開 (6)「断らない相談窓口」の実施
--	--

具体的な取組

- 各支援関係機関等の窓口で受けた相談の中で、話を聞いた結果、複数の支援関係機関につなぐ必要がある場合や、どこの支援機関につないだらよいか分からない場合など、支援関係機関等の“職員”のための相談先としての役割を担います。
- 支援関係機関等の“職員”から受けた相談を基に、支援関係機関のつなぎ先の整理や役割分担を行うなど、福祉の専門家として“職員”をサポートします。
- 各支援関係機関等から地域福祉コーディネーターにつなぐ際に、相談者の相談内容や主訴、地域福祉コーディネーターにつなぐ理由や他の支援関係機関と個人情報共有することについての同意が確認できる様式を作成します。
- 地域福祉コーディネーターにつながれた相談のうち、複数の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例については、アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理した支援プランを作成します。
- アセスメント、支援プラン作成、支援の実施、終結の判断等について、支援関係機関と調整し決定を行う「重層的支援会議」の開催・運営を担います。
- 地域資源の開発・開拓のため、既存の地域活動団体の事業や取組に参加し、情報交換や「つながりづくり」を行うことで協力体制を構築します。

3. 包括化・重層化による伴走支援

(1) 多機関協働による包括的相談支援体制の構築

【 方向性 】

社会福祉法第106条の6の規定に基づく支援会議として「福祉支援会議^(※1)」を設置し、地域において支援関係機関などがそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有を行うことで、支援や相談を早期に実施できるよう努めます。

様々な分野にまたがる複合的な課題については、地域福祉コーディネーターを中心とした多機関協働による支援において支援調整や支援プランの作成を行い、多機関による包括的な支援ができるよう努めます。

また、「重層的支援会議^(※2)」を設置し、支援プランの適切性の協議や支援プラン終結時などの評価、社会資源の開発と充足状況の把握に向けた検討を行い、包括的相談支援、参加支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援をはじめとする支援関係機関と役割分担や支援の目標・方向性を検討し、包括的な伴走支援^(※3)ができる体制を目指します。

具体的な取組

- 福祉支援会議を必要に応じて随時開催します。
- 重層的支援会議を必要に応じて随時開催します。
- 地域福祉コーディネーターが中心となり、重層的支援会議の開催等や福祉支援会議の実施のサポートを行います。
- 支援関係機関等から必要な情報を収集(状況に応じて支援関係機関等に情報収集を依頼)し、収集した情報を基にアセスメントシート等を作成します。
- アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理した支援プランを作成します。アセスメント、支援プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において支援関係機関と調整した上で決定します。
- 支援プランに基づき、支援関係機関がチーム一体となって必要な支援を行います。
- 本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがついた上で、支援関係機関の役割分担の合意形成を行います。合意形成後も支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保します。
- 今後の重層的支援体制整備事業の取組状況を踏まえながら、現在開催されている介護保険法に基づく地域ケア会議、児童福祉法に基づく要保護児童対策協議会などの福祉関連の会議体について、効果的かつ効率的に開催できるよう、また、

会議出席者への負担軽減を目的として、合同開催又は統合的な会議開催の検討を行います。

- (※1)福祉支援会議では、潜在的な相談者へ支援を届けるために、個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行います。福祉支援会議の構成員は、市の職員、地域福祉コーディネーターのほか、事案の内容に応じて支援関係機関や民生委員・児童委員等のうちからその都度選定します。また、会議の構成委員に対しては守秘義務が課せられており、本人の同意が得られていないケースについても取り扱われます。福祉支援会議の実施方法については、「福生市福祉支援会議設置要綱」で規定しています。
- (※2)重層的支援会議では、相談のあった事例に対し、本人の同意を得た上で、多機関協働による支援プランの適切性の協議や支援プラン終結時等の評価を行います。また、必要な資源開発に向けた検討等を行います。重層的支援会議の構成員は、市の職員、地域福祉コーディネーターのほか、事案の内容に応じて支援関係機関や民生委員・児童委員等のうちからその都度選定します。重層的支援会議の実施方法については、「福生市重層的支援体制整備事業実施要綱」で規定しています。
- (※3)伴走支援とは、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援です。

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施

【 方向性 】

長期にわたり人や社会と交流がなくひきこもりの状態にあるなど、解決が困難な問題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けます。

本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けて継続した伴走支援を行います。また、対象者を把握するため、地域福祉コーディネーターが中心となり、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することができる体制を構築します。

具体的な取組

- 地域福祉コーディネーターを中心とした伴走による支援を行うことができる体制の構築を行います。
- 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集を行うことができる体制の構築^(※4)を行います。
- 潜在的な支援ニーズを早期に発見するために、支援関係機関や地域住民と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握します。
- 相談者に係る個人情報や支援関係等に共有することに関する本人同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や見守り等のネットワークの構築、本人と関わるきっかけ等を検討します。必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた福祉支援会議にて情報共有や課題共有を行います。
- 本人やその世帯とのつながりを形成するためのやりとりを行い、支援等の情報を提供するなどの継続的な対応を行います。
- 本人と出会えた後も、自宅から出ることや他の相談支援機関等につながることに困難な場合に、自宅の訪問や必要な支援関係機関への同行支援など必要な支援を行います。
- 本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、つなぎ先との関係性が安定するまで、必要な支援を行います。

(※4)アウトリーチ等を通じた継続的支援が必要な人は、複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに否定的な人などが想定されます。このような人を見つけるためには、支援関係機関や地域住民等の地域の関係者からの情報提供が重要となります。したがって、民生委員・児童委員や町会・自治会をはじめ、地域の福祉事業者、郵便局、水道検針事業者等の関係機関との協定の締結等による連携体制の構築を行うことにより、潜在的な支援ニーズの掘り起こしを行います。

4. 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり

(1) 参加支援の実施

【 方向性 】

支援を必要とする人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニューづくりについて、地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員^(※5)を中心に行います。

相談者の有無にかかわらず、必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やすことで、多様な社会参加の実現を目指します。また、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源とのマッチングを行います。

具体的な取組

- 重層的支援会議において、参加支援が必要であると判断された人についての相談を受け付けた後、相談内容に基づくアセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや社会参加を支えるための支援プランを作成します。
- 本人のニーズに沿った支援メニューのマッチングを行います。
- 本人が新たな環境で居場所が見出せるよう、受入先等に定期的に確認・訪問するなどにより、一定期間フォローアップを行います。
- 社会参加に向けた地域の社会資源等とのつながりが形成され、本人とつながり先との関係性が安定した後も、定期的な連絡を行うなど、つながりを維持するための働きかけを行います。
- 多様な社会参加の実現を目指すため、地域福祉と社会教育・生涯学習の連携の促進を図ります。また、各種活動団体の把握に努めるとともに、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓等のコーディネート機能の充実を図ります。

(※5)福祉活動専門員とは、子育て支援や高齢者・障害のある人への支援など、地域が抱える課題を地域が主体となって解決していく地域福祉活動が地域住民の間に広がって行くよう、住民や団体、関係機関と連携しながら地域の中でサポートする役割を担います。また、地域福祉活動を推進させるための方策について、調査、企画及び連絡調整を行うほか、広報及び指導などを行います。福生市においては、福生市社会福祉協議会の職員がその役割を果たしています。

(2) 地域づくりに向けた支援の実施

【 方向性 】

介護、障害、子育て、生活困窮の分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施するなどにより、各事業拠点が、属性にかかわらず地域住民を広く対象とすることで、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員が中心となり行います。

具体的な取組

- 地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員が中心となり、地域住民ボランティアや地域に根ざした活動を行うNPO等と協力しながら、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、住民主体の地域づくりを推進します。
- 地域づくりを一部の地域住民に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や町会・自治会等の地縁組織をはじめ、地域おこしや産業等の福祉以外の分野の関係者に対しても、地域づくりに必要な意識の醸成や支援を行います。
- 地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員を中心に、地域資源の把握、信頼関係の構築及び新たな地域資源の開発やそのサポートを行います。
- 地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員が中心となり、福祉分野以外の関係機関・団体・企業等とのつながりも強化しながら、公園や空き家等を利用した交流や健康づくりの場の確保、企業と連携した終活等の普及及び地域情報の発信等により、住民同士が交流できる場づくり、居場所づくり及び多様なつながりが生まれる環境整備を推進します。

各論Ⅱ

基本施策

基本目標 1 地域の支え合い・担い手づくり

施策の方向性（１）地域に目を向け参加・参画する人の増加

今後の方向性

市民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域福祉の担い手としてできることに取り組むことができるよう、地域活動・ボランティア活動への関わり方の間口を広げるような地域福祉に関する講座や学習会の実施、活動に関する積極的な情報発信を行います。

市民（地域住民）にできること

- 地域のために自分ができることを考えましょう
- 各種講座や地域の行事に積極的に参加しましょう

地域にできること

- 地域住民に対し、呼びかけ、地域活動への参加を促す
- 住民の地域への関心を高め、地域活動への参加機会を提供
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を共有
- 地域の高齢者や障害のある人との交流機会の確保
- 地域福祉を推進するボランティアリーダーの育成

行政が取り組むこと

- 市民の地域福祉に対する関心を高めるための講座や学習会等の開催
- 地域活動に関する情報の積極的な発信

【指標と目標値】

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
介護予防リーダー講座受講者数(人)	5	20
市政出前講座受講者数(人)	220	360

【主な施策】

No	施策	内容	所管課等
1	ボランティアの育成	介護予防リーダー等を育成するための講座を開催します。	介護福祉課
2	市民参加の促進	市政出前講座や地域福祉に関する講座の実施により、市民参加の促進を図ります。	公民館 協働推進課
3	ボランティアの担い手支援及び担い手確保に向けた情報発信	社会福祉協議会等関係機関と連携し、地域活動、ボランティア活動に興味のある地域住民が地域福祉の担い手となるボランティア等の活動に参加できるよう支援するとともに、担い手確保に向けた情報発信を行います。	福祉保健部 協働推進課

施策の方向性（２）NPO・ボランティア活動等の支援

今後の方向性

地域活動やNPO・ボランティア活動へ意欲のある市民が取り組むことができるよう、活動情報の効果的な周知や、団体相互の連携による活動のPR等を行うことにより、NPO・ボランティア活動の活性化を図ります。

また、小地域福祉活動や民生委員・児童委員、当事者団体、NPO・ボランティア活動等の充実につながるよう、活動支援を行います。

市民（地域住民）にできること

- ボランティア等の市民活動に関心を持ちましょう
- ボランティア活動等の地域活動に積極的に参加しましょう

地域にできること

- ボランティア体験会等を積極的に開催
- 若年層や働き盛り世代などへ地域活動、ボランティア講座への参加を促進
- ボランティア団体やNPO、住民活動団体などの各種団体間での情報交換など、連携を強化
- 地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を実施

行政が取り組むこと

- ボランティア、NPO等の活動の支援
- 地域活動団体及び市民活動団体の交流・連携の促進

【指標と目標値】

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
民生委員・児童委員の定数に対する充足率(%)	84.6	100
輝き市民サポートセンター利用者数(人)	4,553	5,000

【主な施策】

No	施策	内容	所管課等
1	社会福祉法人、NPO等への支援	地域福祉を推進するため、社会福祉法人、NPO等への支援に努めます。	社会福祉課 協働推進課
2	民生委員・児童委員への活動支援及び民生委員・児童委員活動の情報発信	民生委員・児童委員活動の活性化につながるよう、研修受講、会議運営、イベント実施等への支援を行います。また、広報紙やホームページ、SNS等の活用により、民生委員・児童委員活動の情報発信を行います。	社会福祉課
3	障害者団体活動への支援	障害者団体の活動促進のため、レクリエーション、行事等の活動を支援します。	障害福祉課
4	小地域福祉活動等への支援	福生市社会福祉協議会、福生市シルバー人材センター、ふっさボランティア・市民活動センター、市内地域福祉関係団体等への財政援助を行います。	介護福祉課
5	市民活動の機会づくりの支援	ボランティア、NPO等、市民活動団体の相互交流と活動の促進を図るため、活動の機会づくりを支援します。	協働推進課

施策の方向性（３）地域の活動基盤の充実

今後の方向性

地域の活動基盤となる町会・自治会をはじめとした市民の自主的なコミュニティ活動等への支援、多様な主体の連携による見守り活動の推進、地域における交流の機会や拠点となる居場所づくりを通じて、一人ひとりが孤立しないような環境づくりに取り組みます。

市民（地域住民）にできること

- 近所の人への積極的なあいさつやちょっとした声かけを心がけましょう
- 身近な地域の人と、自分から関わりを持ちましょう
- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などが、それぞれの地域でどのような活動をしているのかを理解しましょう

地域にできること

- あいさつ運動、サロン活動をはじめとした交流活動など、地域住民同士や、地域間のつながりを深める活動を積極的に行う
- 地域住民が参加しやすいイベントや行事を開催する
- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの各種団体との情報交換・意見交換の場を設ける
- 福祉関係事業者と連携し、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人に対する見守りを強化する
- 日頃の地域での活動から、地域で福祉サービスが必要と思われる人を早期に発見し、行政につなげる

行政が取り組むこと

- 健康づくり活動等、多くの市民が関心を持てるテーマを通じた地域の交流促進
- 住民主体の居場所づくりへの支援
- 関係機関と連携した日常的な見守り体制の充実

【指標と目標値】

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
出張介護予防講座の参加者数（人）	1,858	2,100
高齢者見守りステーションの訪問人数（人）	4,970	5,200

【主な施策】

No	施策	内容	所管課等
1	高齢者の地域交流の促進	出張介護予防講座の開催により、高齢者が地域で交流できる機会を支援し、一人ひとりが孤立しないよう環境づくりを進めます。	介護福祉課
2	健康づくり活動の推進	健康増進計画「健康ふっさ 21」に基づき各種健康づくりを推進するとともに、市民等からなる「健康づくり推進員」と連携し、健康まつりなどのイベントを通じた健康づくりに関する啓発活動を行います。	健康課
3	市民の自主的なコミュニティづくりへの支援	地域福祉の増進及び地域の活性化を図るため、市民の自主的なコミュニティづくりを支援します。	協働推進課
4	町会・自治会等への支援と協働活動の推進	地域福祉の担い手となる町会・自治会等、地域の団体の組織・活動の発展のために必要な支援を行い、また、必要に応じて協働活動を展開します。	協働推進課
5	民生委員・児童委員の活動体制の充実	民生委員・児童委員協議会と関係機関との連携を支援することにより、民生委員・児童委員の活動の推進を図ります。	社会福祉課
6	高齢者の見守り体制の充実	支援の届かない要支援者を掘り起こすため、高齢者見守りステーションの相談員が各戸を訪問し、関連機関等に連携することで高齢者の見守り体制の充実を図ります。	介護福祉課

施策の方向性（４）人権尊重と心のバリアフリーの推進

今後の方向性

市民一人ひとりが、地域に暮らす高齢者、障害のある人、外国人等の多様な人々に対する理解を深め、人権意識を持ち、互いの個性を尊重し合える地域となるよう、学校や地域における福祉教育に取り組めます。

また、地域の誰もが安心して日常生活や社会生活ができるようにするため、困りごとを自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」の普及・啓発を行います。

心のバリアフリーの推進における福生市の考え方

福生市では、「福生市バリアフリー推進計画」に基づき、「市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち」を目指し、児童・生徒の人権意識を高める人権教育を推進するとともに、地域福祉講座の開催などを通じて、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及を進めてきました。

今後も、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図り、福祉教育の活動を広げていくなど、心のバリアフリーに関する意識啓発の推進に取り組む必要があります。

また、誰もが安心して地域で暮らせるように、そして支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるように、ユニバーサルデザインの理念を理解した上で、市民にはどのようなニーズがあるのか、何が問題となっているのかなどの情報を共有し、施策を推進していく必要があります。

こうしたこれまでの取組や姿勢を踏まえ、本計画においては、心のバリアフリーの推進に係る取組を、「人権尊重と心のバリアフリーの推進」の方向性の中の施策として位置づけて推進します。

市民（地域住民）にできること

- 人権尊重や多文化共生の理念への理解を深めましょう
- バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方への理解を深めましょう
- 困っている人を見かけたら、積極的に困りごとの解決のお手伝いをしましょう
- マナー意識を持ち、公共の場が快適に利用できるように心がけましょう

地域にできること

- 高齢者や障害のある人等、地域の様々な人同士の交流機会の確保
- 多様な文化を取り入れたイベントの実施や参加
- 地域の誰もが個性や能力を発揮できる社会参加の機会を設ける

行政が取り組むこと

- 性別や年齢、属性、国籍、障害の有無等を問わず互いを尊重する人権意識の醸成
- 学校や地域における福祉教育の推進
- 社会から孤立することなく、誰もが様々な活動を楽しめる環境整備

【指標と目標値】

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
認知症サポーター養成講座参加者数(人)	246	350
多文化共生の推進に関する講座等の参加者数(人)	59	70

【主な施策】

No	施策	内容	所管課等
1	多文化共生への理解の促進	多文化共生に関する講演会の実施等により、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことへの理解の促進を図ります。	協働推進課
2	障害者差別解消法・合理的配慮の周知・啓発	広報や掲示等により、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)や合理的配慮の周知、啓発を行うことで、障害を理由とする差別の解消の推進を図ります。	障害福祉課
3	身体障害者補助犬同伴の周知・啓発	身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないことについて、広報活動等による周知、啓発を行うことで、身体障害者補助犬の同伴への理解及び身体障害者補助犬同伴者の社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
4	認知症への理解の促進	認知症ガイドブックの作成、配布及び周知を行うとともに、認知症サポーター養成講座の実施により、認知症への理解の促進を図ります。	介護福祉課

No	施策	内容	所管課等
5	人権教育の推進	東京都教育委員会作成の「人権教育プログラム」に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進します。	教育指導課
6	特別支援教育の推進体制の整備	福生市特別支援教育計画第二期・第二次実施計画に基づき、組織的、計画的に特別支援教育の推進体制を整えていきます。	教育支援課
7	市民への普及・啓発	市民へのバリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発を図ることにより、高齢者や障害のある人等への思いやり意識を高め、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進します。	全課
8	学校教育における福祉教育	東京都教育委員会作成の「人権教育プログラム」に基づき、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における体験学習、障害のある人との交流学习、高齢者などから学ぶ地域文化の伝承学習等を通して福祉への理解に努めます。	教育指導課
9	社会教育における福祉教育	バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ノーマライゼーション、福祉、人権など、関連する分野の学習講座の開催や情報提供等に努めます。	公民館 図書館
10	高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実	市が実施しているイベントやスポーツ教室、レクリエーション事業、教養講座の中には、身体的な理由で市民の平等な参加が困難な事業があるため、誰もが参加できる事業の実施に努めるとともに、高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実を図ります。	全課
11	虐待防止のネットワークづくり	関係機関と連携し、児童や高齢者、障害のある人への虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。また、関係機関との連携による虐待防止のネットワークづくりを進めます。	障害福祉課 介護福祉課 こども家庭センター課
12	障害のある人の社会参加の促進	市施設の使用料減免及びスポーツ、芸術、文化事業等市が主催する事業の入場料軽減に努め、障害のある人の社会参加促進を図ります。また、障害者団体や民間団体が主催する障害のある人のためのスポーツ、芸術、文化事業等の行事を積極的に支援していきます。	施設所管課 事業担当課

No	施策	内容	所管課等
13	ボランティア活動の推進	高齢者や障害のある人へのボランティア活動を推進し、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインへ通じる市民の心を育んでいきます。	生涯学習推進課 公民館

基本目標２ 安心して住み続けられる地域づくり

施策の方向性（１）

権利を守るための支援【福生市成年後見制度利用促進基本計画】

今後の方向性

成年後見制度の利用を必要とする人は、判断能力が不十分な状態にあり、自ら「成年後見制度を利用したい」と発言することは基本的に困難です。そのような状況に置かれている人は人権侵害に遭いやすく、自ら必要な介護・福祉サービスを適切に選択・決定することも難しい状況にあり、当然に保障されるべき地域社会での生活の継続が困難になる事態も生じています。

今後も判断能力が十分ではない人の増加が予測される中、地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護支援を推進します。

また、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるため、「成年後見センター福生」（福生市社会福祉協議会へ委託）を中核機関とし、関係機関との連携のもと権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。

さらに、権利擁護支援のニーズの顕在化や、支援を必要とする人の増加により、後見人等の担い手確保の重要性が増していることを踏まえ、多様な主体が後見人等の担い手となれるよう、後見人等の育成に取り組みます。

市民（地域住民）にできること

- 成年後見制度について理解を深め、判断能力が不十分になった場合に備えましょう
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人がいたら、相談先へつなげましょう

地域にできること

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の福祉制度の利用促進
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見、相談先へつなぐ

行政が取り組むこと

- 成年後見制度に関する広報及び啓発
- 成年後見人等の担い手育成
- 成年後見制度の利用に向けた支援
- 後見人支援機能の構築

【指標と目標値】

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
成年後見センター福生の相談延べ件数(件)	2,345	3,500
市民後見人登録者数(人)	-	10

【主な施策】

No	施策	内容	所管課等
1	成年後見制度の利用促進	相談体制等の整備や成年後見制度の周知により、成年後見制度の利用促進に努めます。	福祉保健部 こども家庭センター課
2	市民後見人の育成及び活躍支援	後見人等の担い手である市民後見人等の育成及び活躍支援を行います。	社会福祉課
3	中核機関の「広報機能」の強化	市民への勉強会や関係機関への研修会等の実施をするほか、本人向け、家族や地域住民向け、金融機関や市の関係各課(社会福祉課・障害福祉課・介護福祉課等)の窓口向けなど、対象者別のパンフレットやチラシ、広報を作成及び配布し、任意後見を含む成年後見制度の普及・啓発及び中核機関(「成年後見センター福生」)の周知を行います。	社会福祉課
4	法人後見の実施	委託により福生市社会福祉協議会が法人として後見人等の担い手となる法人後見を実施します。	社会福祉課
5	中核機関の「相談機能」の充実	成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、専門職等で構成される「検討・支援会議」にて、権利擁護及び成年後見制度利用のニーズの精査と、必要な見守り体制に係る調整を行います。	社会福祉課
6	市長申立ての実施	成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難な場合や、身近に申し立てる親族がない等の理由により制度を利用できない人に対して、市の各担当課が申立ての支援を行います。中核機関は、当該申立てに対し市の各担当課と連携し、情報整理、受任者調整等の支援を実施します。	社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課

No	施策	内容	所管課等
7	地域連携ネットワークづくりの推進	地域連携ネットワークが担う機能として、権利擁護支援を行う3つの場面（制度の利用前、申立ての準備から選任まで、選任後）に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能の充実を目指します。	社会福祉課
8	法人後見への支援	法人後見業務を担う候補となる法人に向けた、法人後見に関する情報の周知を行います。また、必要に応じて法人後見を実施する法人に対し、法人後見の受任に向けた支援を行います。	社会福祉課
9	制度利用に向けた支援	申立費用及び報酬費用の助成の実施により、経済的な理由で成年後見制度を利用できない人に対し、制度利用に向けた支援を行います。	社会福祉課

地域連携ネットワークとは

地域連携ネットワークとは、権利擁護支援を必要としている人を含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みです。「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」の3つの仕組みがあります。

権利擁護支援チーム



権利擁護支援が必要な人の状況に応じ、身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思を尊重しながら、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組み。

協議会

（成年後見センター福生運営委員会）



専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、自発的な協力を進める仕組み。権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。

中核機関

（成年後見センター福生）



地域連携ネットワークのコーディネートを担当の中核的な機関。

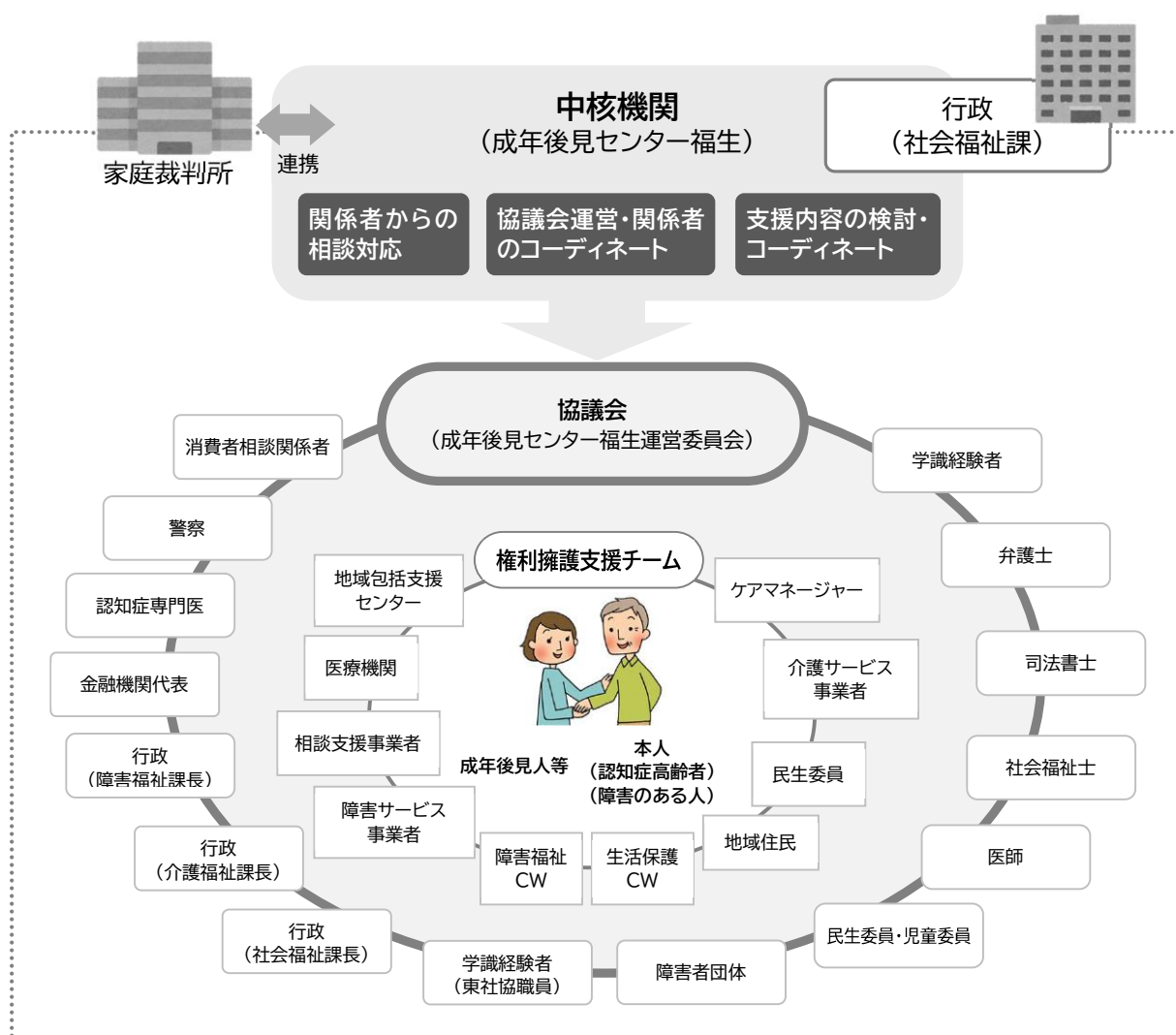
- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、専門的な助言や、権利擁護支援の内容の検討、支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う（協議会の運営等）。

中核機関(成年後見センター福生)とは

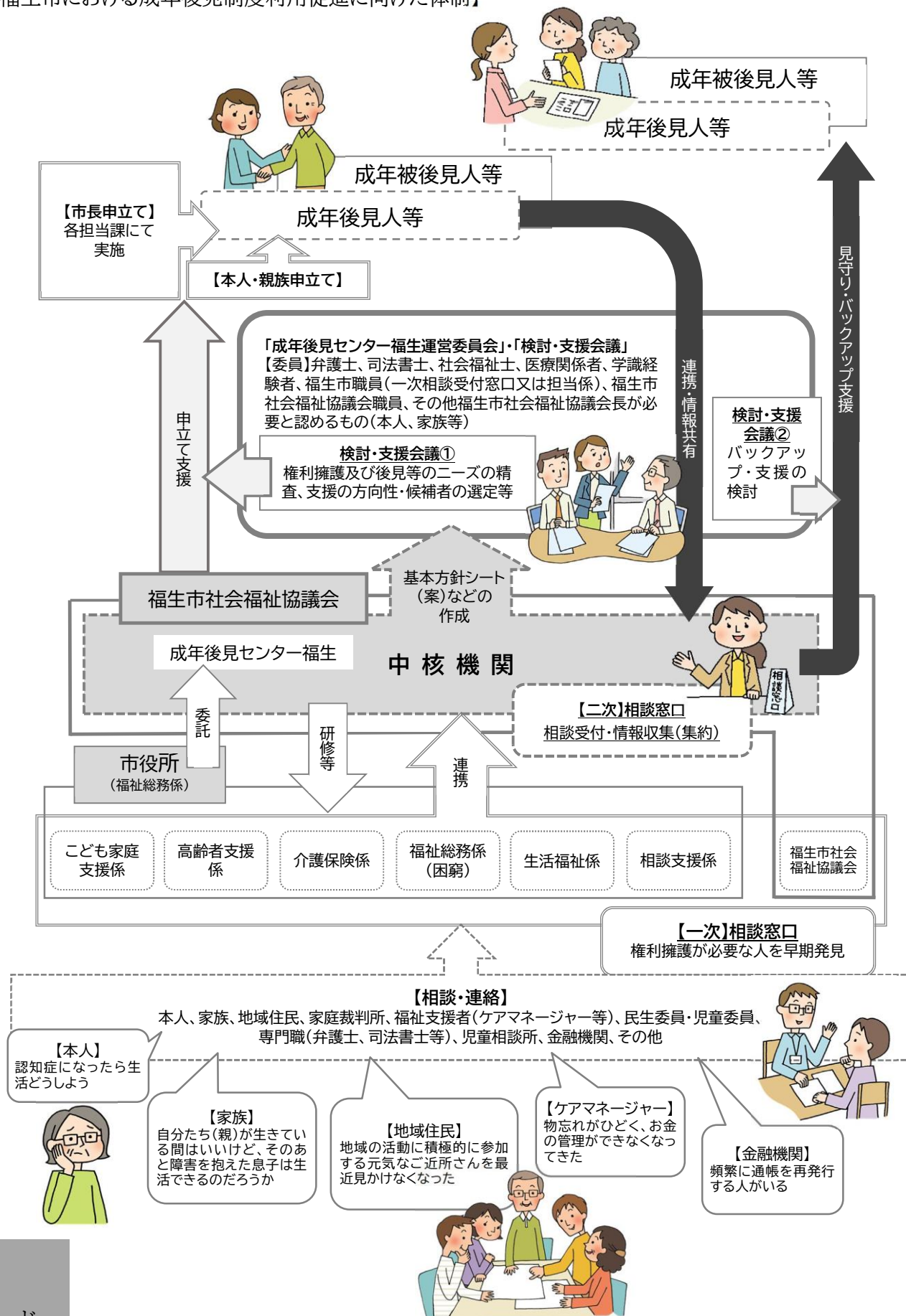
認知症・知的障害・精神障害等で、常に自分では十分な判断をすることが難しい人(本人又は相談者が市内在住)が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の普及と利用を促進するために、以下の取組を行っています。

- 成年後見制度に関する相談及び支援
- 地域ネットワークの活用
- 成年後見制度の普及・啓発活動（広報活動、学習会など）
- 本人や親族等の納得と合意による適切な後見人候補者のマッチング支援・後見人選任後の支援

【福生市における「地域連携ネットワーク」の中核機関の役割】



【福生市における成年後見制度利用促進に向けた体制】



【コラム】

成年後見制度とは

■法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度とは、既に判断能力が不十分である場合に、本人・配偶者・四親等内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類があります。

	補助	保佐	後見
本人の判断能力	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
援助者	補助人	保佐人	成年後見人

任意後見制度とは、あらかじめ本人が選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。本人の判断能力が不十分になったとき、本人・配偶者・四親等内の親族又は任意後見受任者が申立てを行うことができます。

■成年後見人等になれる人

成年後見人等には、家族などの親族後見人のほか、第三者である弁護士や司法書士等が就任する専門職後見人や、社会福祉協議会、NPO 法人などの法人が就任する法人後見、各自治体実施する養成研修を受講し、成年後見制度に関する一定の知識を身につけた市民の中から、家庭裁判所より成年後見人等に選任される市民後見人があります。

■成年後見人等がしてくれること

- 福祉サービス・介護の手続や契約のお手伝い
- 保険料や税金の支払やお金の出し入れのお手伝い
- よく分からずにした契約の取消し
- 定期的な訪問や状況の確認
- 入院や施設への入所の手続のお手伝い
- 書類の確認や施設などへの改善の申入れ



日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)とは

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)は、判断能力が十分ではない、又は生活に不安のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスに関する相談、預貯金の払い戻し等の支援や見守りを行う事業で、福生市では福生市社会福祉協議会が行っています。支援内容は、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等があります。

本事業は、本人の意思に基づく日常的な生活援助の範囲内での支援を行うものであるため、成年後見制度(法定後見)と比較すると支援の範囲が限定的ですが、成年後見制度(法定後見)とは異なり、本人の意思によりサービスの利用を終了することができます。



施策の方向性（２）

犯罪や非行から立ち直るための支援【福生市再犯防止推進計画】

今後の方向性

犯罪をした人などが、再犯をすることなく地域で安定した生活を送ることができるよう、生活の安定のための就労の確保や、地域社会における適切な住居の確保、必要な保健医療・福祉サービスの利用支援に取り組みます。

また、児童生徒の非行防止や、非行のある児童生徒等に向けて指導や早期の対応を行うために、保護司等が学校関係者との連携・協力体制の構築ができるよう支援します。

さらに、保護司等、民間協力者の活動支援を行い、犯罪をした人などを包括的・継続的に支える仕組みを構築するとともに、再犯防止に関する地域住民の理解促進に向けて、広報・啓発活動を推進します。

市民（地域住民）にできること

- 「社会を明るくする運動」への理解を深めましょう
- 更生保護ボランティア活動への理解を深めましょう

地域にできること

- 「社会を明るくする運動」などを通じて、地域における再犯防止の理解を進める
- 犯罪や再犯、非行の防止に向けて地域全体で見守り、支える体制をつくる

行政が取り組むこと

- 就労、住居の確保等
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施等
- 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- 国・民間団体等との連携強化等

【指標と目標値】

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
社会を明るくする運動作文コンテストを実施する市内小・中学校数(校)	-	10
住居確保給付金の支給決定件数(件)	4	10

【主な施策】

No	施策	内容	所管課等
1	生活困窮者自立支援制度における相談支援事業の実施	専門の相談員を配置した相談窓口において、生活困窮者が社会的、経済的に自立できるよう、相談者の状況に応じた自立支援プランを作成し、支援を行います。また、本人の状況に応じて、東京都の制度である「東京都若者総合相談センター 若ナビα」や「TOKYO チャレンジネット」等の支援窓口と連携を図ります。	社会福祉課
2	就労に向けた支援	高齢者の就労の場の確保を図るために、福生市シルバー人材センターの活動を支援します。 市民を対象にハローワーク(公共職業安定所)と連携し、毎月1回出張相談を実施します。 ハローワーク及び東京しごとセンター多摩と共催で就職面接会等の就業支援を行います。	介護福祉課 シティセールス推進課
3	住居確保給付金の支給	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある人に対し、就労支援と住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図ります。	社会福祉課
4	住居の入居に向けた支援	高齢者住宅、高齢等対応住宅を含む市営住宅を設置し、住宅に困窮している人で、所得等の要件が法令で定められた基準内の人に市営住宅を提供します。	介護福祉課 まちづくり計画課
5	関係機関と連携したサービスの利用に向けた支援	高齢者や障害のある人、適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人などが必要とする保健医療・福祉サービスなどの利用につながるよう、関係機関と連携した支援を行います。	福祉保健部
6	生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援の実施	経済的な事情により学習塾に通うことが困難な小学4年生から中学3年生を対象に、一人ひとりの学力に合わせた学習支援や安心して通える居場所の提供を行います。	社会福祉課

No	施策	内容	所管課等
7	民生委員・児童委員による見守り	学校や地域からの情報提供に基づき、今後支援が必要となる可能性があると思われる児童等に対して、継続的な見守りを実施します。	社会福祉課
8	児童の健全育成対策の充実	家庭、地域住民、青少年問題協議会、青少年育成地区委員長会、町会・自治会、学校、行政等関係機関の連携強化により、児童の健全育成対策の充実に努めます。	子ども政策課
9	民間協力者の活動支援	民間協力者に対する活動のための情報の収集及び提供を行います。また、保護司に対する謝礼の支払いを行います。	社会福祉課
10	民間協力者への活動の場の提供	会議室等の貸出しにより、民間協力者の活動に係る会議及び研修の実施や、保護司が保護観察対象者と面接を行うための支援を行います。	社会福祉課
11	「社会を明るくする運動」の推進	「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会の開催や、駅頭啓発活動の実施により、「社会を明るくする運動」への関心を高めるとともに、本運動が目指す「立ち直りに寄り添い、犯罪や非行のない社会」への理解を深めるための事業を推進します。	社会福祉課
12	広報・啓発活動の推進	再犯防止啓発月間や「社会を明るくする運動」強調月間を中心に、広報紙やホームページ、SNS等を活用し、犯罪をした人等の再犯の防止に対する関心と理解を深めるための事業を推進します。	社会福祉課
13	地域団体等との連携強化	福生市町会長協議会や福生市民生委員・児童委員協議会をはじめとした地域の関係団体と情報共有を行い、地域における課題等を把握することで、犯罪をした人等の再犯の防止等についての関心と理解を深めます。	社会福祉課
14	各主体間の情報共有・連携強化	関連協議会への出席等により、国・東京都・区市町村・民間協力者等の各主体間の情報共有及び連携強化を図ります。	社会福祉課

【コラム】

知っていますか？更生保護を支える人

保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアで、法務大臣から委嘱され、保護観察対象者となった人へ保護観察を行います。
更生保護女性会	犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行い、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行少年の改善更生に協力する女性ボランティア。
協力雇用主	犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。
BBS会	問題を抱える少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくことを支援し、犯罪や非行のない地域社会を目指す青年ボランティア団体。
更生保護施設	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。

社会を明るくする運動とは

昭和24年7月1日に「犯罪者予防更生法」が施行され、これに共鳴した東京・銀座の商店街有志が「銀座フェア」を自主開催し、更生保護の理念を広めました。翌年には全国で「矯正保護キャンペーン」が実施され、映画会や街頭宣伝などの啓発活動が実施されました。

これらの活動が、戦後の荒廃した中であって生活に余裕のない人々の、戦災孤児や非行少年への思いやりの心と呼び起こしたと評価されています。法務府（現・法務省）は、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには市民の理解と協力が不可欠と再認識し、昭和26年にこれらの啓発活動を「社会を明るくする運動」と名付け、国民運動として世に広げることになりました。

黄色い羽根は運動のシンボルマークとして、第65回運動から「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」と名付けられ、その普及に向けて取り組まれています。



国際更生保護ボランティアの日

日本以外の国や地域でも、更生保護の分野で、保護司のようなボランティアが活動していたり、「社会を明るくする運動」のような啓発活動・犯罪予防活動が行われています。

「国際更生保護ボランティアの日」は、地域ボランティアが罪を犯した人の立ち直りを支える活動を行うことの意義や取組、その貢献に対する国際的認知度の向上を図ることを目的としたものです。令和6年4月に開催された第2回世界保護司会議において、参加者等の賛同を得て、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択されました。

施策の方向性（３）安全安心な地域づくりの推進

今後の方向性

近年、全国各地で自然災害が多発し、防災に関する関心が高まっています。地域での防災活動を支援するなど、災害発生時に平時から備えるとともに、要介護高齢者や障害のある人など自力で避難することが困難な人が災害時に円滑に避難できるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築します。

また、防犯に向けた情報発信や啓発、相談を行うなど、防犯体制の強化に努めるとともに、道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅におけるバリアフリー化を推進し、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

施設等のバリアフリーの推進における福生市の考え方

福生市では、「バリアフリー推進計画」に基づき、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を踏まえた道路整備や、公園における「バリアフリー対応トイレ」や障害者用駐車スペースの確保など、道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、不特定多数の市民が利用する民間事業所のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進してきました。

こうしたこれまでの取組を踏まえ、本計画においては、施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインに係る取組を「安全安心な地域づくりの推進」の方向性の中の施策として位置づけるとともに、次の考え方により、施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

① 施設の新設

道路、公園、建築物等個々の公共施設については、全ての市民が支障なく利用できるよう、設計の段階からユニバーサルデザインの徹底を図ります。

② 既存施設の整備

a) 市民の利用に支障のある既存施設

市民の利用に支障をきたす既存施設については、その解消を図るため、施設の改良に努めます。

b) 施設の改築時等におけるバリアフリー

施設の改築、改良、改修の際には、バリアフリー化に努めます。

c) 簡易な工事等

施設の段差解消、手すりの設置、トイレの改良等の簡易な工事については、速やかにその対応を図ります。

③ 連続性のあるバリアフリールート確保

市民の多くが利用する公共施設や公園等については、その周辺の道路、公共交通施設等を結ぶルートのバリアフリー整備とその連続性の確保に努めます。

このため、建築物や公園等の整備の際には、周辺道路等の整備など地域一体の整備に配慮します。

④ 施設の整備基準

市の施設の新設、改築、改良、改修の際には、「バリアフリー法」及び「東京都福祉のまちづくり条例」、その他関連法令に基づく整備基準を準用かつ遵守するとともに、整備対象となる施設の種類や用途、当該施設の状況に配慮した設計に努めます。

市民（地域住民）にできること

- 日頃からの災害時の避難所やハザードマップを確認し、防災意識を高めましょう
- 地域の防犯防災活動へ積極的に参加し、安全安心な地域づくりへの意識を高めましょう
- 身近な地域に住む、災害時に支援が必要な人の情報を共有し、助け合いましょう

地域にできること

- 地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を実施
- 消費者被害を防止するため、地域で情報を共有
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備
- 地域の自主防災組織などとの連携強化

行政が取り組むこと

- 防犯情報の発信、啓発や相談体制の整備
- 配慮を要する人への防犯・防災体制の整備
- 道路・交通機関、公共施設、都市公園等におけるバリアフリーの推進

【指標と目標値】

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
市総合防災訓練参加者数(人)	1,566	1,800
公共施設のバリアフリー化率(%)	56.3	現状値以上

【主な施策】

No	施策	内容	所管課等
1	安全安心なまちづくりの推進	犯罪防止のための地域における自主的な活動の推進や、学校等における安全の確保等の施策を総合的に展開し、市民が安心して生活できる環境の整備を図ります。	防災危機管理課 教育指導課
2	子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等を通して、犯罪に関する市民への情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るための活動を進めます。また、児童の登下校中の安全を確保するため、地域のボランティアの協力とシルバー人材センターへの委託による見守りを実施するとともに、これらの取組を補うため、防犯カメラを設置して、見守り体制を整備します。	防災危機管理課 教育総務課
3	消費者被害防止のための対応	消費者被害の防止のため、「見守り」の啓発や福生市消費者相談室の周知を行います。また、高齢者世帯を対象とした自動通話録音機の貸出しにより、特殊詐欺の被害防止を図ります。	シティセールス推進課 防災危機管理課
4	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図るとともに、学校等での交通安全教育を推進します。	道路下水道課
5	避難行動要支援者に対する支援のための連携体制の整備	災害の発生に備え、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織をはじめとした多様な主体が日頃から連携することで、避難行動要支援者に対する災害発生時の対応の体制整備を図ります。	防災危機管理課 福祉保健部
6	自主防災組織への支援	「福生市地域防災計画」に基づき、自主防災組織が行う災害予防対策、避難誘導、初期消火活動が確実に実施されるよう支援します。	防災危機管理課
7	救急代理通報システムの整備	ひとり暮らし等の高齢者、在宅重度身体障害者及び難病患者等に専用通信機と無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥った際に民間の警備会社への連絡や本人に代わっての救急・消防への通報を行うことで、在宅福祉の向上を図ります。	障害福祉課 介護福祉課

No	施策	内容	所管課等
8	快適に利用できる施設整備の推進	市役所庁舎、学校教育施設、スポーツ施設、文化・社会教育施設、保健・福祉施設等の公共施設や、都市公園等を誰もが利用しやすいよう、バリアフリー化の推進を図ります。	公共施設マネジメント課 施設所管課
9	交通機関におけるバリアフリー化の推進	全ての市民にとって利用しやすい鉄道駅となるように、市内全駅のバリアフリー整備を図ります。	公共施設マネジメント課 道路下水道課 まちづくり計画課
10	歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくり	安心・安全に歩行や移動ができるよう、歩道の平坦性と連続性の確保に努め、特に交差点や車の乗り入れ部分の傾斜、段差などの解消に配慮した歩行空間の整備を、公共交通機関とも連携しながら進めます。	道路下水道課
11	東京都福祉のまちづくり条例に基づく助言・指導	建築物などの新設・改修等をする場合に、東京都が定めた「東京都福祉のまちづくり条例」に基づく指導・助言を行います。	社会福祉課
12	快適に暮らせる住環境への支援	高齢者や障害のある人の居住する住宅の改修を支援するなど、高齢者や障害のある人が安心して暮らせる住環境を整備します。	介護福祉課
13	福祉バスの運行	交通弱者である高齢者等を対象に市内の福祉施設を巡回するバスを運行します。	介護福祉課

基本目標３ 適切な支援につなげる体制づくり

施策の方向性（１）総合的な相談支援体制の充実

今後の方向性

市民が気軽に相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、個人や世帯の抱える問題が複雑化する前に適切な相談先につなげる仕組みやアウトリーチを推進します。

また、生活困窮など、ケースに応じて継続的に伴走する支援の実施や、解決が難しい複雑な生活課題に対応するための関係機関との連携強化に取り組めます。

市民（地域住民）にできること

- 地域で支援を必要としている人を、民生委員・児童委員など適切な相談者などへつなげましょう
- 各種相談窓口を知り、有効活用しましょう
- 地域での見守り活動等から、地域で困っている人を早期に発見しましょう

地域にできること

- 身近な相談窓口などの情報を教える
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知
- 地域住民への福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用の呼びかけ
- 様々な相談事業の実施と各種相談との連携を図り、生活上の様々な困難を抱えた人に適切な助言を実施

行政が取り組むこと

- 複雑な、複合的な生活課題に的確に対応する連携協力体制の強化
- 相談先の分からない困りごとに対応する総合的な相談支援体制の整備
- アウトリーチ等を通じた継続的な支援の実施
- 生活困窮者等に対する支援の充実

【指標と目標値】

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
生活困窮者相談・支援延べ件数（件）	5,157	5,700
重層的支援体制整備事業における事業の対応延べ件数（件）	14,907	16,500

【主な施策】 ※重層的支援体制整備事業実施計画に基づく施策は、施策の名称に「重層」と記載。

No	施策	内容	所管課等
1	「重層」 包括的相談支援体制の強化	どの窓口にもどんな相談が来ても、適切な支援関係機関につなぎ、必要な支援を行うことができるよう、福祉保健部及び子ども家庭部職員の意識啓発として「断らない相談窓口」の取組を行います。	福祉保健部 子ども家庭部
2	「重層」 福祉総合相談窓口の実施	包括的相談支援体制の強化の一環として、社会福祉課の生活困窮者相談窓口を「福祉総合相談窓口」と位置づけ、受け付けた相談内容に応じて、支援関係機関や地域福祉コーディネーターとの必要な調整やつなぐ役割を担います。	社会福祉課
3	「重層」 地域福祉コーディネーターの配置	各支援関係機関等の窓口で受けた相談の中で、複数の支援関係機関につなぐ必要がある場合や、どこかの支援機関につないだらよいか分からない場合など、支援関係機関等の職員のための相談先としての役割を担う地域福祉コーディネーターを、福生市役所及び福生市社会福祉協議会に配置します。	社会福祉課
4	「重層」 重層的支援会議の開催	地域福祉コーディネーターを中心とした多機関協働事業により作成した支援プランの適切性の協議や、支援プラン終結時などの評価、社会資源の開発と充足状況の把握に向けた検討を行う「重層的支援会議」を開催します。	社会福祉課
5	「重層」 アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施	相談者に係る個人情報支援機関等に共有することに関する本人同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や見守り等の支援のネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を検討します。必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた福祉支援会議にて情報や課題の共有を行います。	社会福祉課
6	「重層」 アウトリーチ等を通じた伴走的な支援の実施	長期にわたり人や社会と交流がなくひきこもりの状態にあるなど、解決が困難な問題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に向けて地域福祉コーディネーターが中心となり伴走支援を行います。	社会福祉課

No	施策	内容	所管課等
7	重層 参加支援の実施	相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やすことで多様な社会参加の実現を目指します。また、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源とのマッチングを行います。	社会福祉課
8	生活困窮者自立支援制度における各種事業の推進	自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業等の実施により、暮らしや仕事の困りごとを抱える人への支援の充実を図ります。	社会福祉課
9	各種市民相談の実施	専門家による「人権身の上相談」「法律相談」「少年相談」をはじめとする各種市民相談を実施します。	秘書広報課
10	女性等悩みごと相談の実施	女性及び性的少数者が抱える様々な悩みごとについて、専門カウンセラーによる相談を実施します。	社会福祉課
11	障害のある人の相談体制の充実	基幹相談支援センターを中核とした、地域における障害のある人の相談体制の充実を図ります。	障害福祉課
12	児童発達支援センターにおける相談体制の充実	児童発達支援センターにおける相談支援事業の実施により、障害児や保護者への切れ目のない相談体制の充実を図ります。	障害福祉課
13	高齢者の総合相談体制の充実	地域包括支援センターの設置や、高齢者見守りステーションの相談員が各戸を訪問し、支援の届かない要支援者を掘り起こし、関連機関に連携することで相談体制の充実を図ります。	介護福祉課
14	健康相談の充実	保健師、栄養士等による「総合健康相談」の充実を図ります。	健康課
15	こども家庭センターにおける相談体制の充実	児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援のため、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な相談体制の充実を図ります。	こども家庭センター課
16	学校における相談体制の充実	日常の学校生活上の問題だけではなく、いじめや不登校問題等多様な相談に対応するため、市内小中学校に配置したスクールカウンセラーや、各担当の小中学校を定期的に巡回しているスクールソーシャルワーカーの活用により、各学校の相談体制の充実を図ります。	教育支援課

施策の方向性（２）情報提供体制の充実

今後の方向性

地域の交流活動やイベント、講座等、市民の地域福祉への関心を高めるための情報発信を行うとともに、福祉サービス等の対象となる人へ効果的な情報発信を行います。

また、市民の誰もが情報のバリアを感じることなく、的確に情報を入手できるような情報提供体制を整備します。

情報のバリアフリーの推進における福生市の考え方

広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実に努めるなど、市が発信する情報を市民の誰もが適切に受け取れるよう、情報提供手段に配慮した取組を進めてきました。

今後も、支援が必要な人への情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要です。また、視覚障害者や聴覚障害者など情報を収集することが困難な人もいます。障害の有無にかかわらず誰もが円滑に情報を確認できるよう、様々な媒体において情報発信を工夫する必要があります。

こうしたこれまでの取組や姿勢を踏まえ、本計画においては、情報のバリアフリーの推進に係る取組を、「情報提供体制の充実」の方向性の中の施策として位置づけて推進します。

市民（地域住民）にできること

- 福祉の各種制度への関心を高めましょう
- 地域の身近な人と、情報を共有しましょう
- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などそれぞれの地域における活動内容を理解しましょう
- 自ら積極的な情報収集をしましょう

地域にできること

- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などとの情報交換・意見交換の場を設ける
- 他の町会・自治会の取組に関心を持ち、取り入れる
- 町会・自治会館等の利用方法を周知し、みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくる
- 地域の様々な施設を活用して、気軽に集える地域活動の場を確保
- 活動内容の積極的な情報発信

行政が取り組むこと

- 地域福祉に関する情報発信の充実
- 福祉サービスの適切な利用に向けた情報発信の充実
- 障害のある人や外国人等に配慮した情報発信の充実
- コミュニケーション支援の充実

【指標と目標値】

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
福生市 LINE 公式アカウント友だち数(人)	3,622	15,000
福生市バスロケーションシステムのアクセス数(件)	26,591	35,000

【主な施策】

No	施策	内容	所管課等
1	分かりやすい情報提供への配慮	市からの情報を提供する際には、字の大きさや字体について配慮します。また、広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実に努めていきます。さらに、点字版やデジ版、音声コード付きのパンフレットの作成などにより、分かりやすい情報提供への配慮に努めます。	全課
2	行事、イベント等の情報発信の充実	広報紙やホームページ、SNS等を積極的に活用し、地域の行事やイベント等の情報発信の充実に努めます。	秘書広報課
3	福祉保健サービスや施設の提供の充実	読みやすい広報紙づくりや、ホームページ、SNS等の積極的な活用により、福祉保健サービスや施設等の利用案内にかかわる情報提供を充実させます。	福祉保健部 子ども家庭部
4	福祉サービスガイドブックの作成	福祉サービスの情報等が的確かつ適切に市民に提供できるよう、福祉サービスの総合的なガイドブックを作成し、情報提供手段の充実に努めます。	障害福祉課 介護福祉課 こども家庭センター課
5	ウェブアクセシビリティの確保	多くの人が容易に情報を得ることができるように画面の色の使い方等、ウェブアクセシビリティの確保に努めます。	秘書広報課

No	施策	内容	所管課等
6	災害情報のバリアフリー化等の推進	聴覚に障害がある人も、適切に避難行動がとれるよう、防災行政無線の音声以外の情報提供方法を確立していきます。	防災危機管理課
7	図書館資料の宅配	身体障害等により福生市立図書館に来館することが困難な人に、図書館資料を自宅に配達し貸し出す事業を実施します。また、宅配事業に準じて図書館資料(点字図書館資料、市外図書館借用資料含む。)の郵送サービスも実施します。	図書館
8	視覚障害者等への情報サービスの充実	図書館における点字図書、録音資料や電子書籍など視覚障害者等への資料の充実を図ります。	図書館
9	対面音訳サービスの利用促進	視覚障害等の理由により、活字資料を読むことが困難な人に対し、ボランティアの協力を得て実施する対面音訳サービス事業について、周知を積極的に行うことで、サービスの利用促進を図ります。	図書館
10	I C T機器の活用によるコミュニケーションの充実	タブレット端末などのI C T（情報通信技術）機器を活用し、円滑な意思疎通を図ります。	市民部 福祉保健部 子ども家庭部 教育部

施策の方向性（３）地域福祉の推進体制の強化

今後の方向性

市民が安心して地域における福祉サービスを利用することができるよう、その質の向上や評価点検に取り組むとともに、社会福祉法人の公益的な取組を推進するなど、福生市における地域福祉の発展に向けた推進体制の強化に取り組みます。

市民（地域住民）にできること

- 地域福祉の考えを学び、具体的な活動を実践しましょう
- 地域共生社会について考えましょう

地域にできること

- 同じ地域の人たちに、地域福祉の考えや活動を広める
- 様々な活動から地域の生活課題、多様なニーズを把握
- 地域活動団体同士の連携

行政が取り組むこと

- 職員等の相談対応能力の向上
- 福祉サービスの向上・点検評価の実施

【指標と目標値】

指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
実地による社会福祉法人及び福祉サービス事業者への指導 監査件数（件）	23	27
重層的支援体制整備事業における地域づくり事業の対応延 べ件数（件）	107	240

【主な施策】※重層的支援体制整備事業実施計画に基づく施策は、施策の名称に「重層」と記載。

No	施策	内容	所管課等
1	「重層」 地域づくりに向けた支援の実施	地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員が中心となり、地域住民ボランティアや地域に根ざした活動を行うNPO等と協力しながら、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することで、住民主体の地域づくりを推進します。また、地域資源の把握と信頼関係の構築、新たな地域資源の開発とそのサポートを行います。	社会福祉課
2	相談員等の資質向上のための支援	相談員や各相談窓口の職員等に対する研修受講の機会の提供等により、その資質の向上を図ります。	福祉保健部 子ども家庭部
3	福祉保健施策の点検	施策を常に点検し、市民の視点に立ったサービスの提供、サービスの質の向上に努めます。	福祉保健部 子ども家庭部
4	社会福祉法人及び福祉サービス事業者に対する指導	社会福祉法人や福祉サービス事業者に対する指導監査を実施することにより、サービスの質の確保を図ります。	社会福祉課
5	福祉サービス第三者評価の活用促進	福祉サービス第三者評価の普及・啓発を行い、福祉サービス事業者に対して福祉サービス第三者評価に取り組むことを促すことで、サービスの質の確保に努めます。	福祉保健部 子ども家庭部
6	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	福生市が所轄する社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の取組状況を把握し、好事例を周知する等により、社会福祉法人の取組を促す環境整備を進めます。	社会福祉課

資料編

- 用語解説
- 福生市地域福祉推進委員会条例・委員名簿
- 福生市福祉連携会議設置要綱
- 計画策定までの経過
- 諮問書(写し)
- 答申書(写し)
- 関係法令